

朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和元年度改訂版

令和2年3月

朝霞市

目次

1.	はじめに	1
1-1.	策定の背景	1
1-2.	対象期間	1
1-3.	第5次朝霞市総合計画に対する位置付け	2
1-4.	P D C A サイクル	2
1-5.	改訂に当たっての基本的な考え方	2
2.	人口ビジョンⅠ（人口動向分析）	4
2-1.	人口の推移	4
2-2.	年齢3区分別人口の推移	5
2-3.	出生・死亡、転入・転出の状況	6
2-4.	総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響	7
2-5.	自然増減に係る状況	9
2-6.	社会増減に係る状況	10
2-7.	世帯の状況	17
2-8.	雇用や就業に関する状況	18
2-9.	本市の人口に関する課題	24
3.	人口ビジョンⅡ（将来人口の見通し）	25
3-1.	人口問題に対する施策に特別取り組まなかった場合の将来人口の推計	25
3-2.	総合戦略に取り組んだ場合の将来人口の展望	26
4.	人口ビジョンⅢ（改訂時点の状況）	30
4-1.	人口の推移（2-1）と年齢3区分別人口の推移（2-2）	30
4-2.	出生・死亡、転入・転出の状況（2-3）	31
4-3.	自然増減に係る状況（2-5-a）	32
4-4.	社会増減に係る状況（2-6-a）	32
4-5.	事業所数と従業員数（2-8-a）	33
4-6.	就業の状況（2-8-c）	33
4-7.	将来人口の推計（3-1）	34
4-8.	将来人口の展望（3-2）	35
5.	基本目標	36
5-1.	基本目標1「産業の活性化と働きやすい環境づくり」	39
5-2.	基本目標2「地域の特色を生かした選ばれるまちづくり」	43
5-3.	基本目標3「子どもを生み・育てやすいまちづくり」	49
5-4.	基本目標4「地域の人がつながり、支え合える安全・安心のまちづくり」	56
6.	参考資料	62
7.	関連資料	72
7-1.	朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例	72
7-2.	朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員名簿	73
7-3.	策定の経過	75
7-4.	改訂の経過	75

※平成28年2月策定時点
の内容を掲載しています。

※平成28年2月策定時点
の内容を掲載しています。

1. はじめに

1-1. 策定の背景

我が国の総人口は、今後加速度的に減少すると想定される。国立社会保障・人口問題研究所によれば、このまま人口が減少すると、令和 42（2060）年には日本の総人口が 8,674 万人まで減ることが予測されている。この人口減少は消費・経済力の低下を招き、日本の経済社会に大きな影響を与えと考えられる。そこで、国は平成 26（2014）年 12 月 27 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」において、令和 42（2060）年に 1 億人程度の人口を確保する長期ビジョンを掲げた上で、全国の地方自治体に対しては、人口に関する課題の抽出と将来展望を「人口ビジョン」として示し、人口ビジョンから導き出した課題への具体的な対策と目標を「総合戦略」として策定することを求めた。

本市においては、現在も人口増加が進んでおり、当分の間はその傾向が続くと予測されている一方で、長期的には人口減少に転じ、少子高齢化が進むと想定され、対策が求められる。2 章及び 3 章では、このような本市の人口に関する課題及び将来の方向性についてまとめ、朝霞市人口ビジョンと位置付け、広く市民の認識の共有を図るものとする。5 章では、人口ビジョン等から抽出された課題に対し、将来に備えるために求められる取組と基本目標を掲げて、「朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「朝霞市総合戦略」という。）」を定めることとする。

1-2. 対象期間

朝霞市人口ビジョンは、国の長期ビジョンの期間同様、令和 42（2060）年までを対象期間として設定する。

朝霞市総合戦略は、「朝霞市人口ビジョン」を踏まえ、令和 2（2020）年度までの 6 年間を対象期間として設定する。

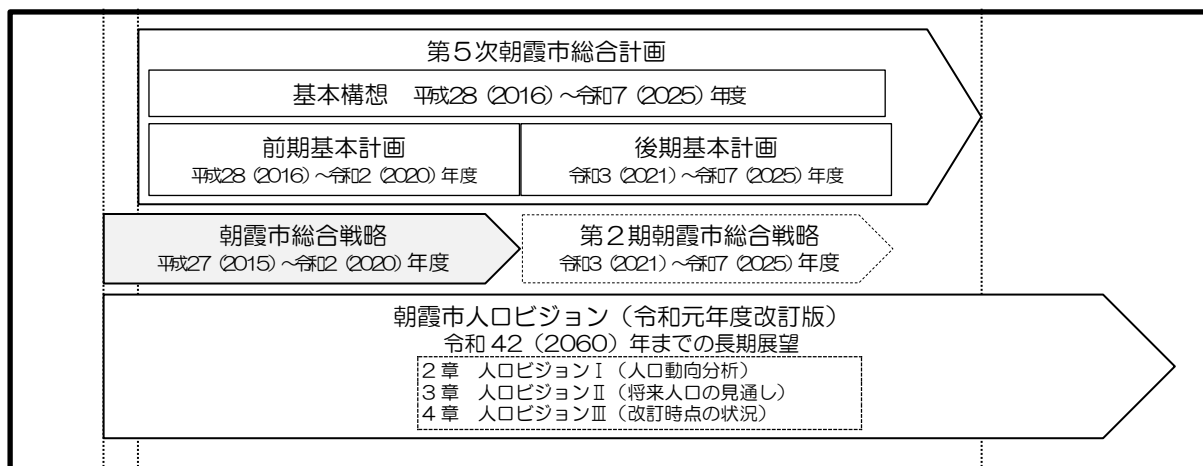


図 1：対象期間

1－3. 第5次朝霞市総合計画に対する位置付け

本市では、「私が暮らしつづけたいまち 朝霞」を将来像に掲げ、その実現に向けて計画的な行政運営を行うことを目的として、「第5次朝霞市総合計画」を策定し、将来の行政需要やまちづくりの方向性等を総合的かつ体系的にまとめている。

第5次朝霞市総合計画が施策を網羅している一方で、朝霞市総合戦略は本市の将来人口の減少に歯止めをかけるために導き出された課題に対応する重点的な施策をまとめるものである。

また、朝霞市総合戦略は、行政主導で策定するだけではなく、産・官・学・金・労・言・土（産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・土業）の関係者が関わり、多方面からの意見が広く反映されるようにして、戦略の策定と推進に取り組むものである。

1－4. PDCAサイクル

朝霞市総合戦略においては、各基本目標に設定した数値目標及び重要業績評価指標（KPI: Key Performance Indicators）により、実施した施策・事業の効果検証を行う。総合戦略の期間の最終年度である令和2（2020）年度末時点における到達状況は各基本目標に設定した数値目標により検証し、計画期間中の各年度末における施策の進捗はKPIにより検証するものとする。KPIとは、目標の達成度合いを測るための指標であり、現況を指し示す様々な指標の中から、進捗の定量的な表現に最適のものを選択している。また、効果検証に当たっては、その妥当性と客観性を担保するため、朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の下での評価を進める。

1－5. 改訂に当たっての基本的な考え方

国は平成26年度からの5年間の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」取組の後、令和2（2020）年度からの5年間を取組期間とする「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和元（2019）年12月に策定し、引き続き、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を目指すこととした。

朝霞市総合戦略は、第5次朝霞市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）との整合を図りながら策定したものであるが、前期基本計画より1年早く、令和元年度に取組期間の最終年度を迎えるものとなっている。

こうした状況から、本市では、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」や埼玉県総合戦略も踏まえながら、現行の朝霞市総合戦略の終了年度を前期基本計画に合わせ、令和2年度まで延長することとした。

なお、今後策定する第2期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、第5次朝霞市総合計画後期基本計画との開始年度を合わせ、整合・連携を図っていくこととする。

改訂に当たっては、次の考え方を基本とし、朝霞市の地域特性を踏まえ、朝霞市の実情に即した戦略を策定する。

- （1）平成27年度に策定した朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略の踏襲を基本とする。
- （2）基本目標の数値指標及び重要業績評価指標（KPI）について、延長後の最終年度である令和2年度における目標値を設定する。
- （3）改訂版においては、国及び県の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における新たな

視点に留意しながら、施策に取り組んでいく。

国及び県の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における新たな視点の主なもの

①多様な人材の活躍を推進する

多様な人材が活躍できる環境づくりを積極的に進めるとともに、若者、高齢者、女性、障害者、外国人など、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を目指す。

②新しい時代の流れを力にする

AI、RPA、IoT等の技術の活用を様々な分野において検討し、社会課題の解決と生産性・利便性の向上を図っていく。また、持続可能な開発目標（SDGs）は、世界全体で経済面、社会面、環境面における持続可能な発展を推進していくために掲げる17の目標で、本市における地域課題の解決にも寄与することから、SDGsの理念を共有しながら、まち・ひと・しごと創生を推進していく。

③地方とのつながりを築く

地域外から地域の祭りに毎年参加し運営にも携わる、副業・兼業で週末に地域の企業・NPOで働くなど、その地域や地域の人々に多様な形で関わる人々、すなわち「関係人口」を地域の力にしていこうことを目指すなど、地方とのつながりの強化に向けて、地域に目を向け、地域とつながる人や企業を増大させることを目指す。

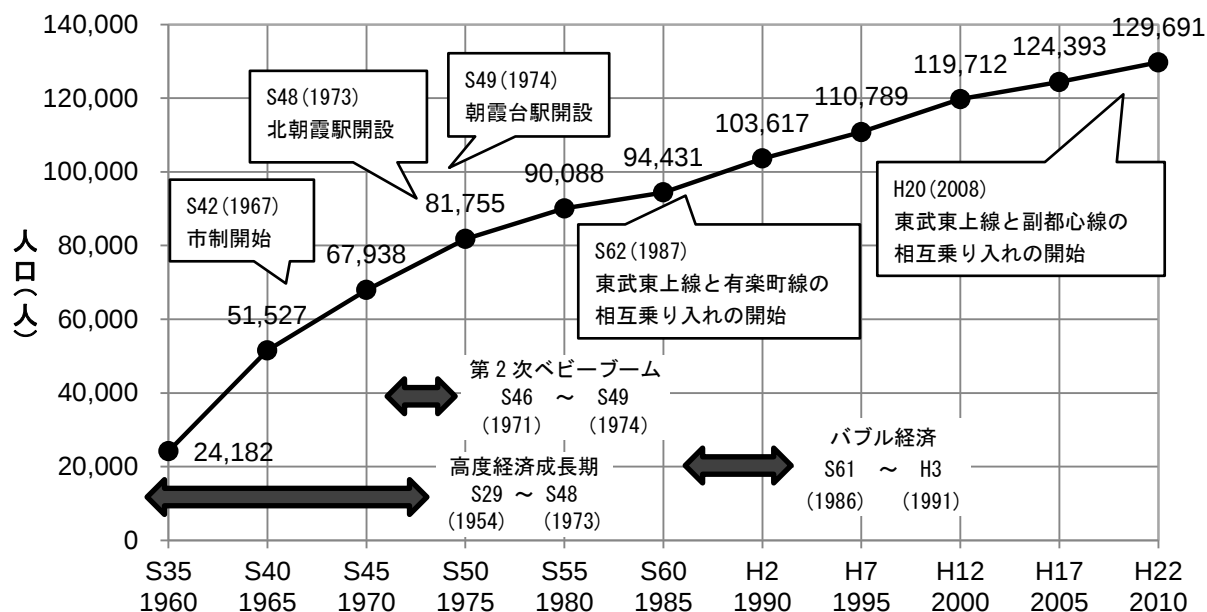
④ひとが集う、魅力を育む

稼げる地域をつくり、賃金ややりがいの面で魅力的なしごとの場を地方に創出するとともに、地域における所得の向上を実現する。また、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実に取り組む。

2. 人口ビジョンⅠ（人口動向分析）

2-1. 人口の推移

本市の人口動態は、高度経済成長期から急激な人口増加となっており、昭和42（1967）年の市制施行以降も、広域交通の利便性を向上させながらベッドタウンとして発展し、今日まで増加傾向を維持している。

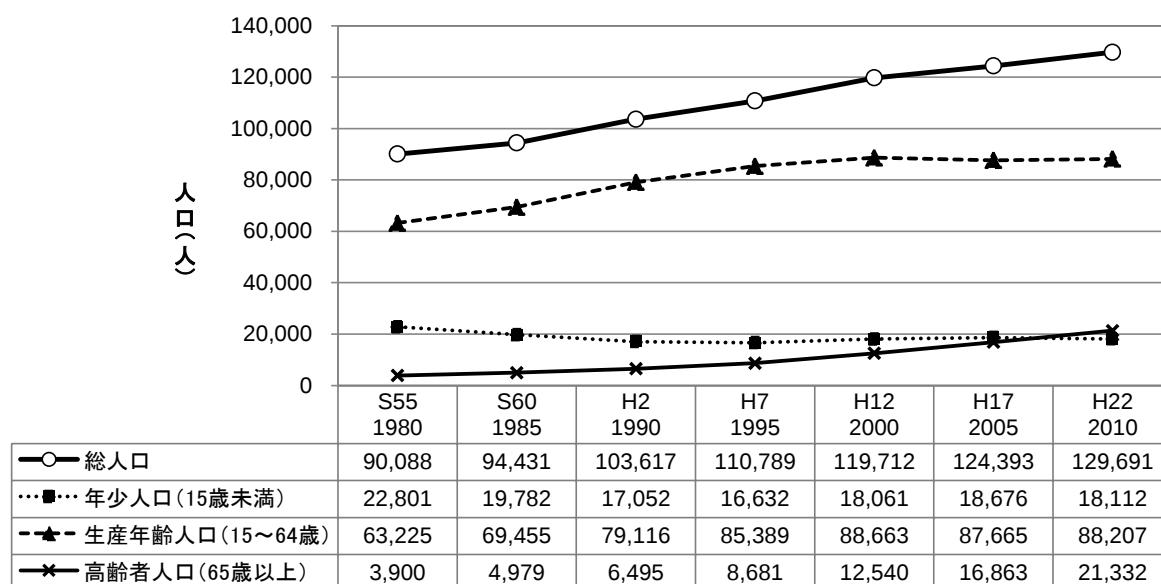


出典：総務省「国勢調査」 注）各年10月1日時点の集計値、年齢不詳人口を含む

図2：朝霞市の総人口の推移

2-2. 年齢3区分別人口の推移

本市の生産年齢人口（15～64歳）は、平成17（2005）年を除いて、総人口同様に増加傾向を維持している。年少人口（15歳未満）は、平成7（1995）年まで減少を続けていたが、平成12（2000）年に増加に転じた。ただし、その後の伸びは頭打ちとなっている。高齢者人口（65歳以上）は、年々増加を続け、平成22（2010）年には年少人口の数を上回った。

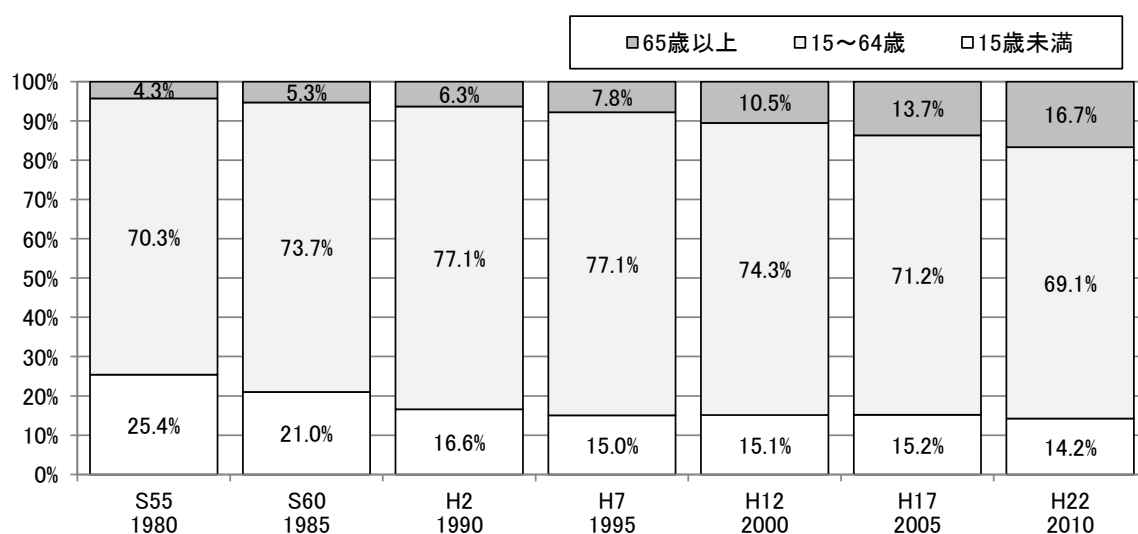


出典：総務省「国勢調査」

注）各年10月1日時点の集計値、年齢3区分人口は年齢不詳人口を含まないため総人口には一致しない

図3：年齢3区分別人口の推移

本市においては、全国に比べて少子化も高齢化も、その進行は緩やかなものとなっている。しかし、平成22（2010）年には高齢者人口（65歳以上）の割合が、年少人口（15歳未満）の割合を上回っており、人口構造は変化しつつある。



出典：総務省「国勢調査」

注）各年10月1日時点の集計値年齢不詳人口を除く

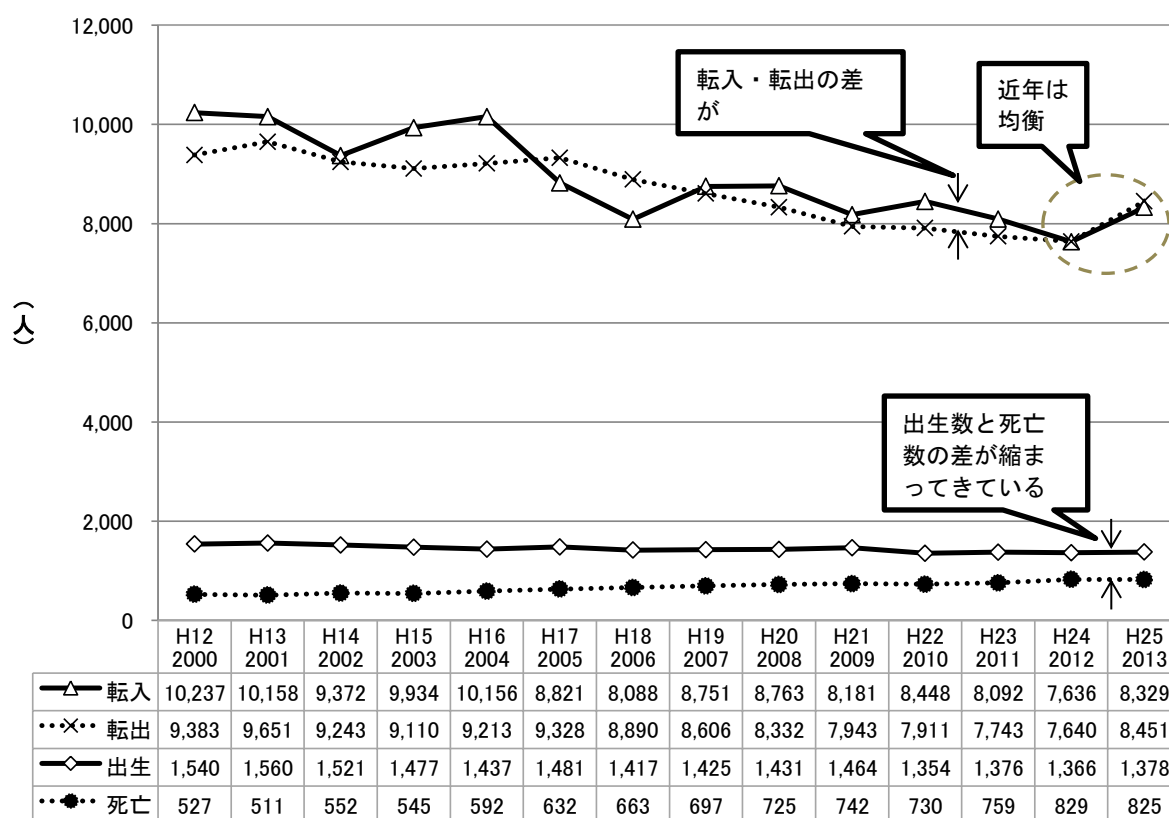
図4：年齢3区分別人口割合の推移

2-3. 出生・死亡、転入・転出の状況

人口が増減する要素を整理すると、出生数と死亡数の差引である「自然増減」と、転入数と転出数の差引である「社会増減」の、二つの要素に分けることができる。

「自然増減」の状況については、本市では、出生数が死亡数を上回る「自然増」の状況が続いている。しかし、平成 17（2005）年頃までは 1,500 人前後で推移していた出生数は、近年では 1,400 人前後で推移している。一方、死亡数は緩やかに増加を続けており、死亡数と出生数の差が縮まってきている。

「社会増減」の状況については、平成 17（2005）年、平成 18（2006）年、平成 24（2012）年の 3 年間を除いて、転入数が転出数を上回る「社会増」の状況を維持している。ただし、転入数と転出数の差は縮まってきており、近年では、転入数、転出数は均衡している。



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

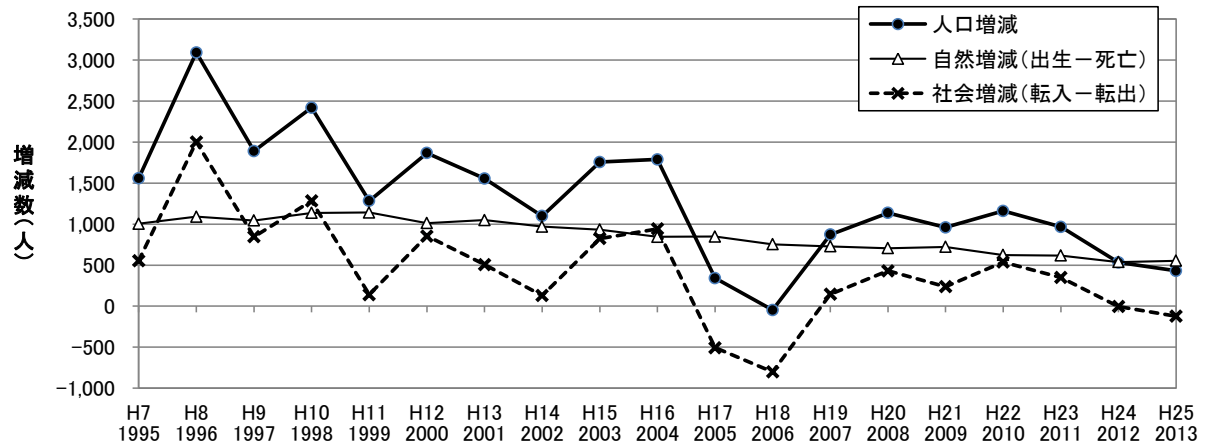
注）2013 年は登録制度変更により外国人住民を含む数値、各年 3 月 31 日時点の集計値

“H25（2013）”は平成 24（2012）年 4 月 1 日から平成 25（2013）年 3 月 31 日までの集計

図 5：出生・死亡、転入・転出の状況

2－4．総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

ここでは、本市の総人口推移の変化において、「自然増減」と「社会増減」が、それぞれどのように影響を与えてきたかを見ていく。下図を見ると、人口増減が徐々にマイナスへ近づいていることが分かる。



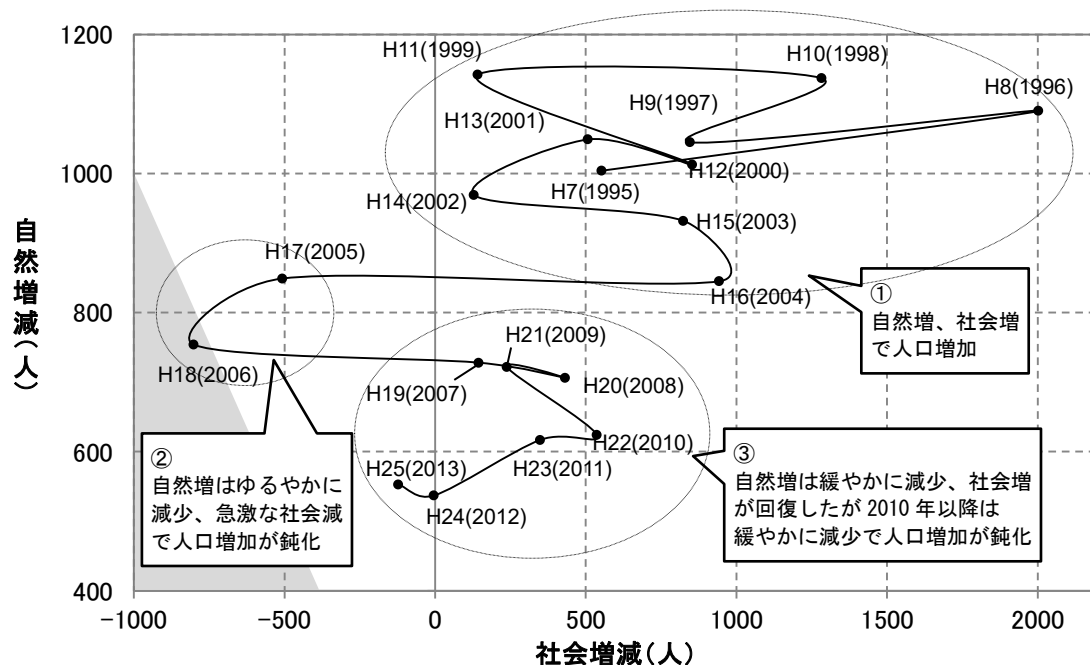
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

注）2013年は登録制度変更により外国人住民を含む数値、各年3月31日時点の集計値

“H25（2013）”は平成24（2012）年4月1日から平成25（2013）年3月31日までの集計

図6：自然増減と社会増減による総人口の推移

下図は、グラフの縦軸に「自然増減（出生数－死亡数）」、横軸に「社会増減（転入数－転出数）」をとり、これまでの時間を追いながら、各年での影響の状況を示したものである。右上にあるほど「自然増」かつ「社会増」で人口増加が大きいことを表している。一方、グレーの色がかかった部分に入ると人口減少となる。



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

注）2013年は登録制度変更により外国人住民を含む数値、各年3月31日時点の集計値

“H25（2013）”は平成24（2012）年4月1日から平成25（2013）年3月31日までの集計

図7：総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

「自然増減」に着目して縦軸上の変化を見ると、一貫して自然増となっている。しかし、自然増の数は、年々減少しており、平成7（1995）年から平成13（2001）年までの間に保たれていた1,000人以上の増加数が、平成14（2002）年以降は徐々に減少し、近年では、平成13（2001）年までの実績と比べて半分程度となっている。

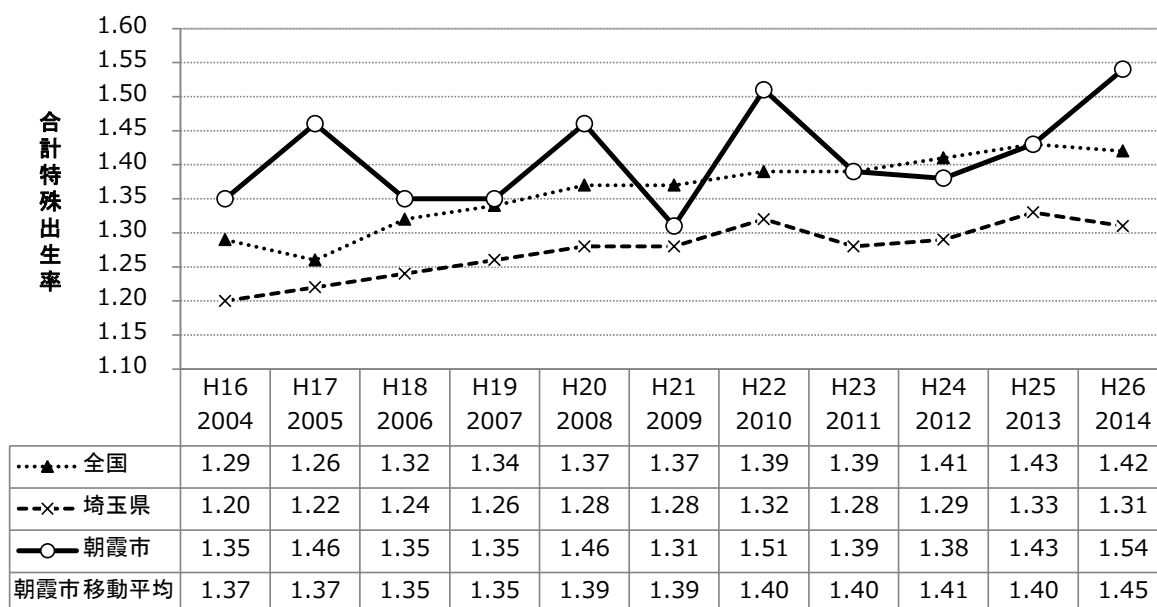
「社会増減」に着目して横軸上の変化を見ると、グラフで①と示した平成7（1995）年から平成16（2004）年までの時期は社会増となっており、特に平成8（1996）年は大きく増加した。その後、②の平成17（2005）年、平成18（2006）年に社会減に転じたが、③の平成19（2007）年以降は再び社会増に回復している。しかし、増加数は落ち着いており、平成23（2011）年以降は緩やかに減少傾向を示し、平成24（2012）年には再び社会減に転じている。

各年の「自然増減」と「社会増減」をプロットした黒丸の位置の動きを見ると、「自然増減」「社会増減」がいずれも減少傾向にある中で、その位置は徐々にグレーの色がかかった人口減少の領域に近づいている。

2-5. 自然増減に係る状況

a. 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「一人の女性が一生の間に産する子どもの数」を示す指標である。本市の合計特殊出生率は、1.3～1.5で推移しており、埼玉県を上回り、全国平均に近い値となっている。本市の合計特殊出生率は単年ごとの変動が大きい。過去5年の区間で移動平均を算出し、近年の傾向を見ると、本市の合計特殊出生率は1.4を上回るとともに、上昇傾向にあることが確認できる。

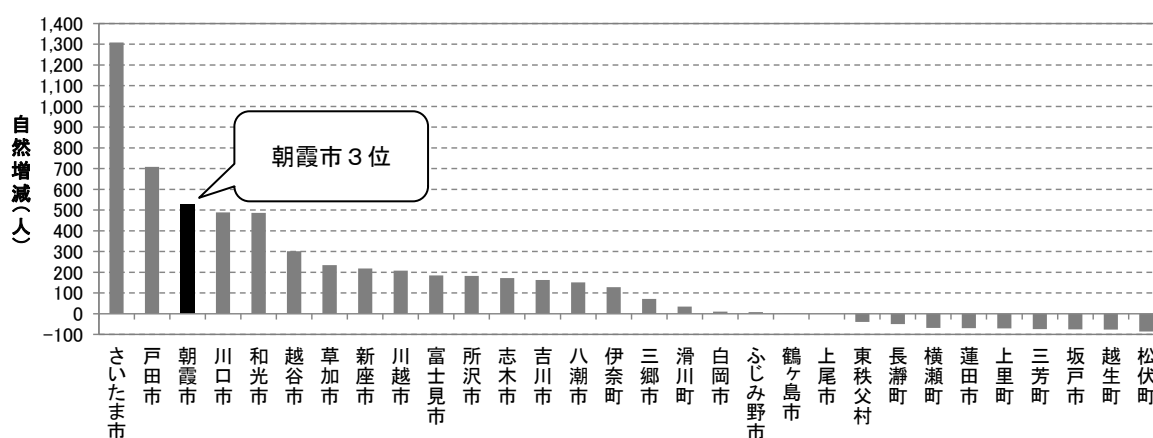


出典：埼玉県保健医療政策課資料

図8：合計特殊出生率の推移

b. 近年の自然増減に関する県内ランキング

平成25（2013）年の埼玉県内の市町村における自然増減をみると、本市は第3位となっており、県内でも自然増が多い自治体であるといえる。



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

注）平成25（2013）年1月1日から12月31日まで（日本人住民）、埼玉県内30位まで

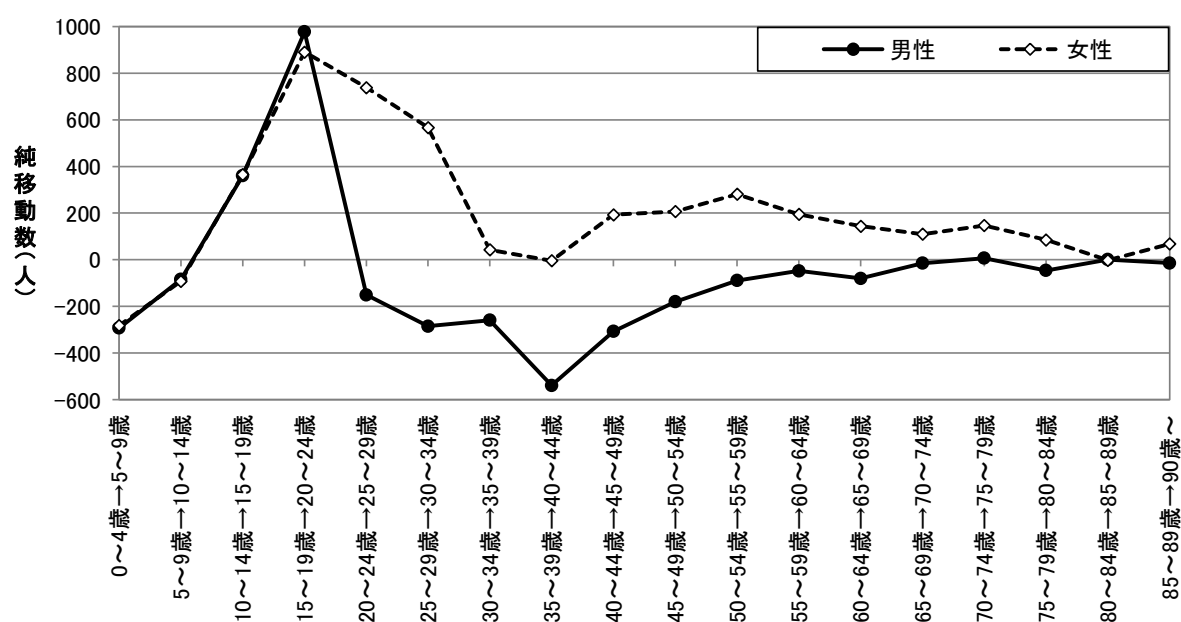
図9：自然増減数ランキング

2-6. 社会増減に係る状況

a. 性別年齢階級別の純移動数

平成 17（2005）から平成 22（2010）年における純移動数を見ると、「10～14 歳→15～19 歳」及び「15～19 歳→20～24 歳」の年齢階級は、男性、女性のいずれも大幅に転入超過となっており、高等教育機関への進学や新卒時に就職するタイミングで本市に入ってきていると考えられる。一方、「0～4 歳→5～9 歳」及び「5～9 歳→10～14 歳」の年齢階級は、男性、女性いずれも転出しており、子育て世帯の転出により子どもたちが出て行っていると考えられる。

20 歳以降の動きは性別によって大きく異なっている。「20～24 歳→25～29 歳」からの年齢階級は、男性が転出超過、女性が転入超過となっている。また、男性は「20～24 歳→25～29 歳」からのほとんどの年齢階級で転出超過となっている一方、女性は「30～34 歳→35～39 歳」及び「35～39 歳→40～44 歳」の年齢階級で転入と転出が均衡している以外は、転入超過となっている。なお、「30～34 歳→35～39 歳」及び「35～39 歳→40～44 歳」の年齢階級のみ転入と転出が均衡する背景には、14 歳以下の子どもが転出超過となっていることを考えると、子育て期に当たる世代の女性が転出していることが推察される。



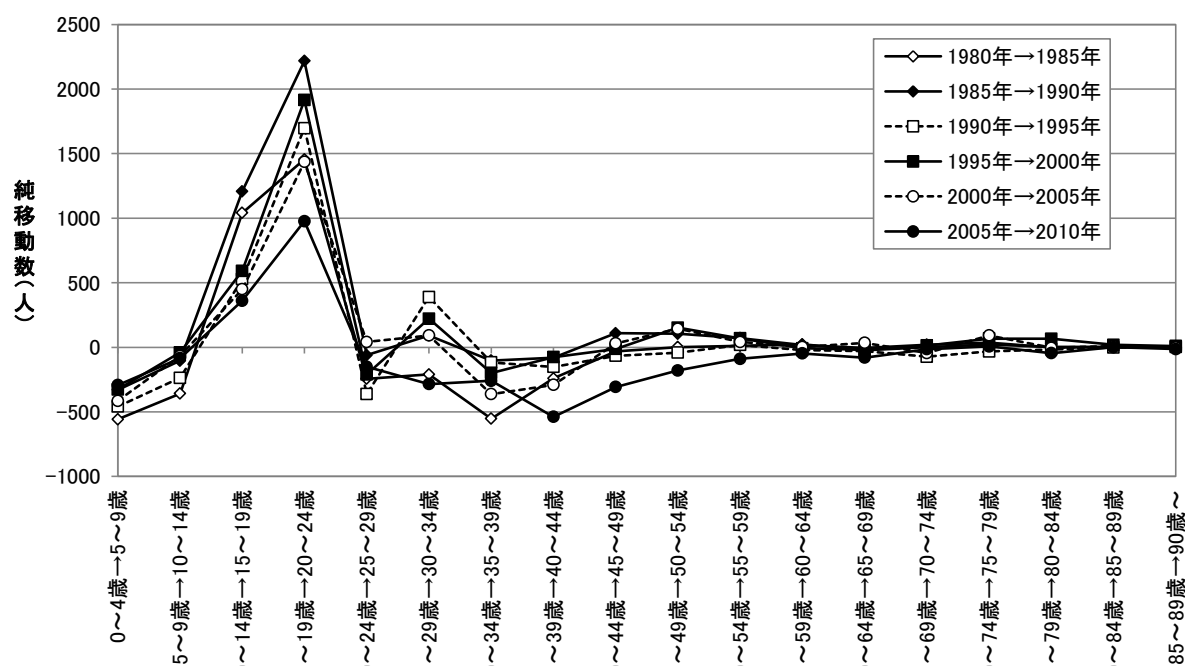
出典：総務省「国勢調査」 注）各年 10 月 1 日時点の集計値

図 10：近年の年齢階級別人口移動の推移（2005→2010 年）

b. 性別年齢階級別の純移動数の長期的動向

(1) 男性

本市の男性の年齢階級別の純移動数の長期的動向を見ると、転入・転出のタイミングは、「10～14歳→15～19歳」及び「15～19歳→20～24歳」の年齢階級が転入超過となっており、「0～4歳→5～9歳」「5～9歳→10～14歳」「30～34歳→35～39歳」及び「35～39歳→40～44歳」が過去全ての年において転出超過となっている。女性と比較すると、男性は、転入超過と転出超過それぞれのピークが女性より高く、転入あるいは転出する人数が多い傾向となっている。ただし、近年では、男性においても、転入のピークが小さくなっている。

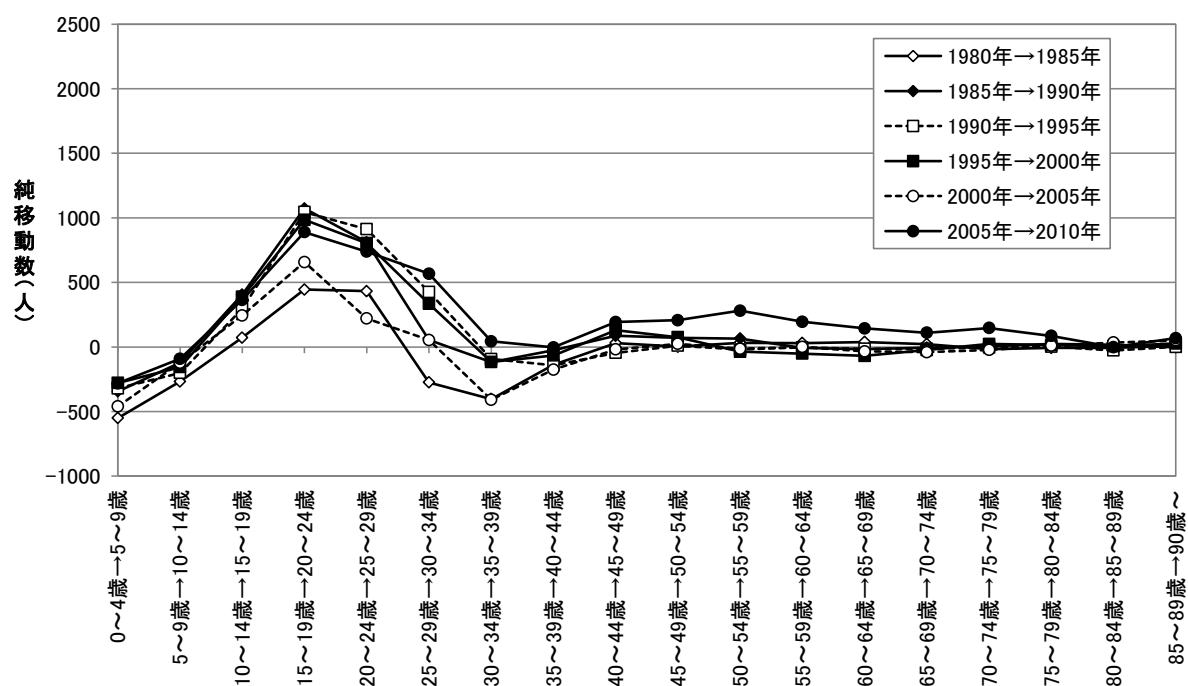


出典：総務省「国勢調査」 注）各年10月1日時点の集計値

図11：年齢階級別人口移動の推移（男性）

(2) 女性

本市の女性の年齢階級別の純移動数の長期的動向を見ると、転入・転出のタイミングは、「10～14歳→15～19歳」「15～19歳→20～24歳」及び「20～24歳→25～29歳」の年齢階級が転入超過となっており、「0～4歳→5～9歳」「5～9歳→10～14歳」「30～34歳→35～39歳」及び「35～39歳→40～44歳」が過去一部の年を除き転出超過となっている。男性と比較すると、女性は転入超過と転出超過それぞれのピークが男性より低く、転入あるいは転出する人数が少ない傾向となっている。また、特に近年では、どの年齢階級も転出が減少するとともに、転入が増えており、全体として、女性は社会増の傾向となっている。



出典：総務省「国勢調査」 注）各年10月1日時点の集計値

図 12：年齢階級別人口移動の推移（女性）

c. 近年の転入・転出の状況

(1) 転入・転出状況の概要

本市の平成 25（2013）年の転入・転出の中心は、埼玉県内で生じており、内訳を見ると埼玉県・南西部地域間では転入超過、埼玉県・その他地域間で転出超過となっている。埼玉県外の東京都・特別区部、東京都・市郡部、その他の道府県にはいずれも転入超過となっている。

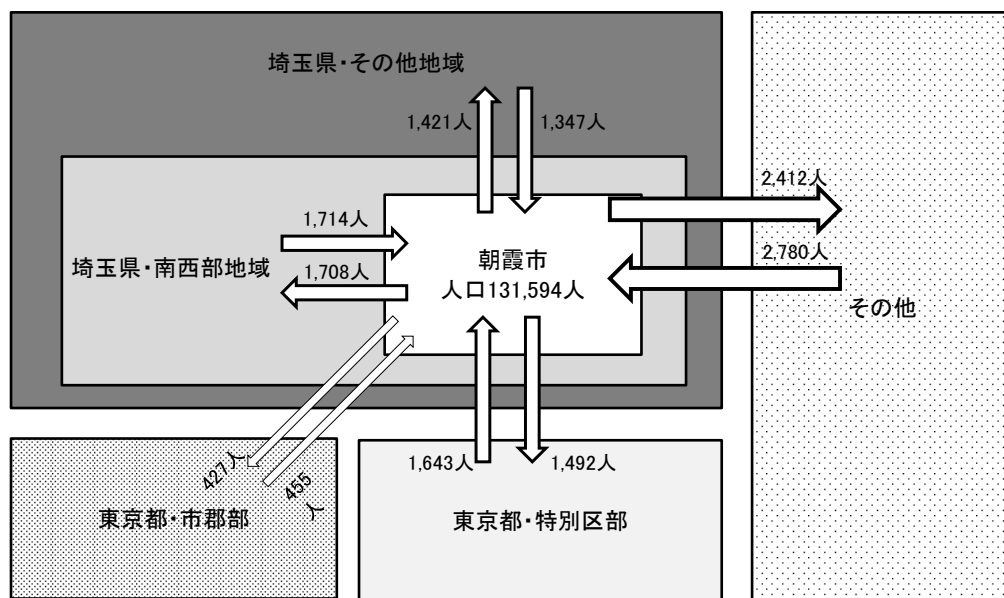
この結果から、本市においては、埼玉県外、特に東京都・特別区部から転入があり、埼玉県内の移動で他地域に転出するという構図が見える。

表 1：近年の転入・転出の状況

分類	分類内訳	転入数（人）	転出数（人）	純移動数（人）
埼玉県・南西部地域	新座市、志木市、富士見市、和光市、ふじみ野市、三芳町	1,714	1,708	6
埼玉県・その他地域	（上記以外の埼玉県内地域）	1,347	1,421	-74
東京都・特別区部		1,643	1,492	151
東京都・市郡部		455	427	28
その他		2,780	2,412	368
合計		7,939	7,460	479

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

注）平成 25（2013）年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで（日本人住民）



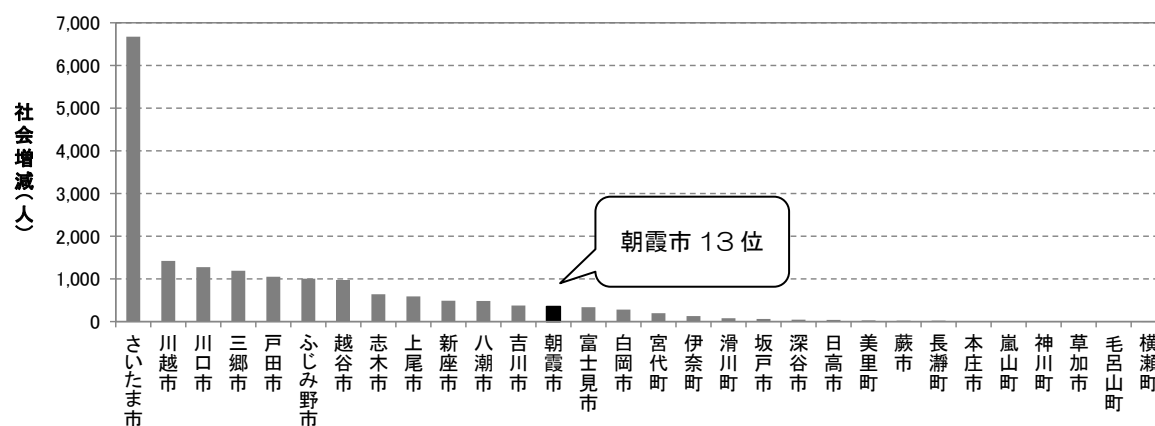
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

注）平成 25（2013）年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで（日本人住民）

図 13：近年の転入・転出の状況

(2) 社会増減に関する県内ランキング

平成 25（2013）年の埼玉県の市における社会増減を見ると、本市は第 13 位となっており、県内でも社会増が多い自治体であるといえる。



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

注）平成 25（2013）年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで（日本人住民）、埼玉県内 30 位まで

図 14：社会増減数ランキング

(3) 男女別・地域別に見た転入・転出の状況

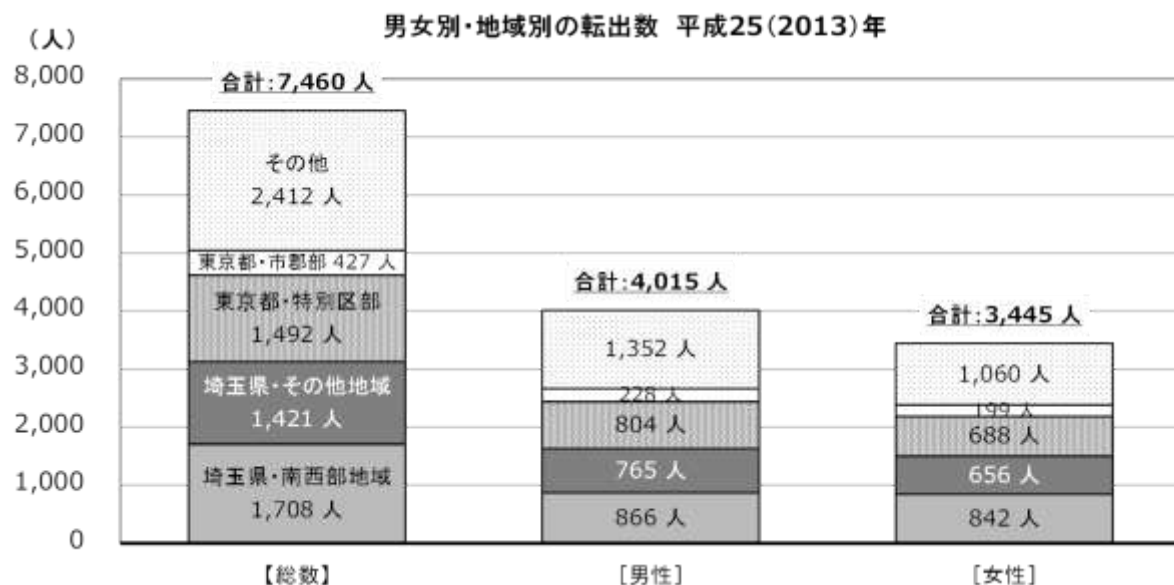
平成 25（2013）年の男女別・地域別に転入・転出の状況を見ると、転入数・転出数ともに男性が女性より多い。一方で、転入数から転出数を差し引いた転入超過数で比較すると、女性が男性を上回り、女性の純移動が大きなプラスで全体を牽引していることが確認できる。女性の転入は男性よりも少ないにもかかわらず、女性の純移動で見ると男性を上回る状況は、女性は男性よりも転出が少なく、本市に残留する傾向にあることを示している。



出典：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

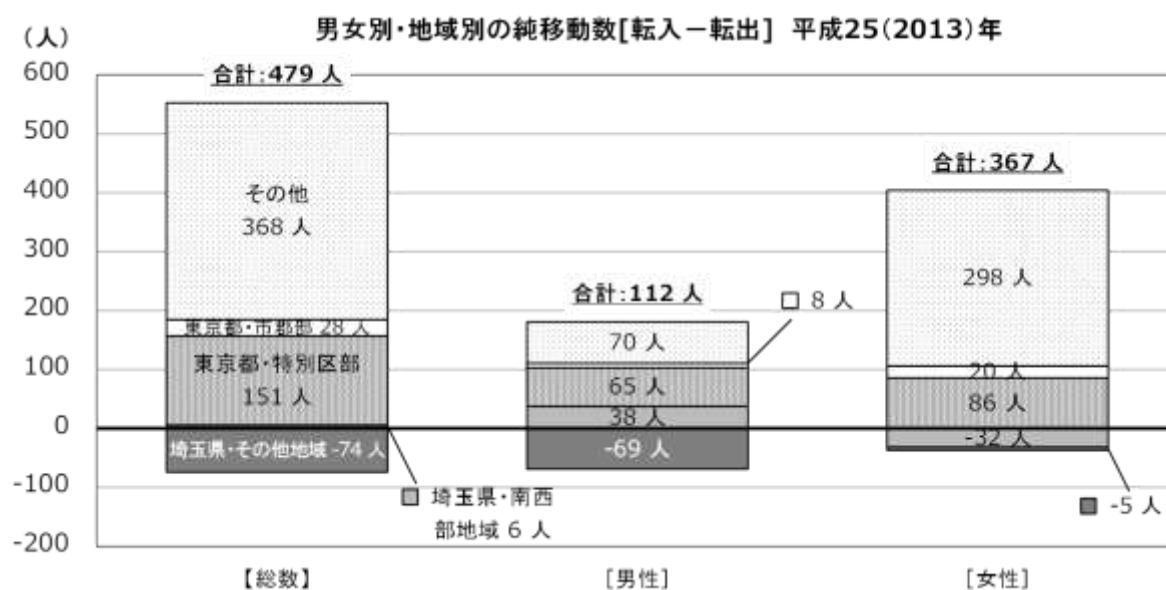
注）平成 25（2013）年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで（日本人住民）

図 15：男女別・地域別の転入数の状況



出典：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」
 注）平成 25（2013）年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで（日本人住民）

図 16：男女別・地域別の転出数の状況



出典：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」
 注）平成 25（2013）年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで（日本人住民）

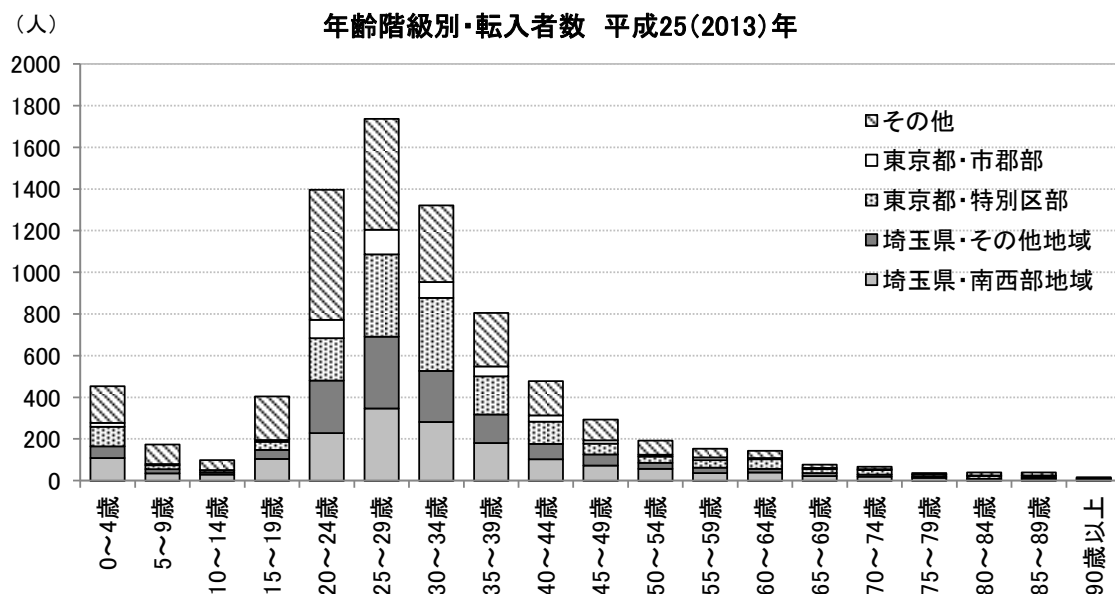
図 17：男女別・地域別の転入－転出の差の状況

また、「埼玉県・その他地域」に対しては、男性・女性とも転出超過となっている。「その他」地域からは、男性・女性とも転入超過となっているが、その内訳に女性が占める割合が大きい。

(4) 年齢階級別に見た転入・転出の状況

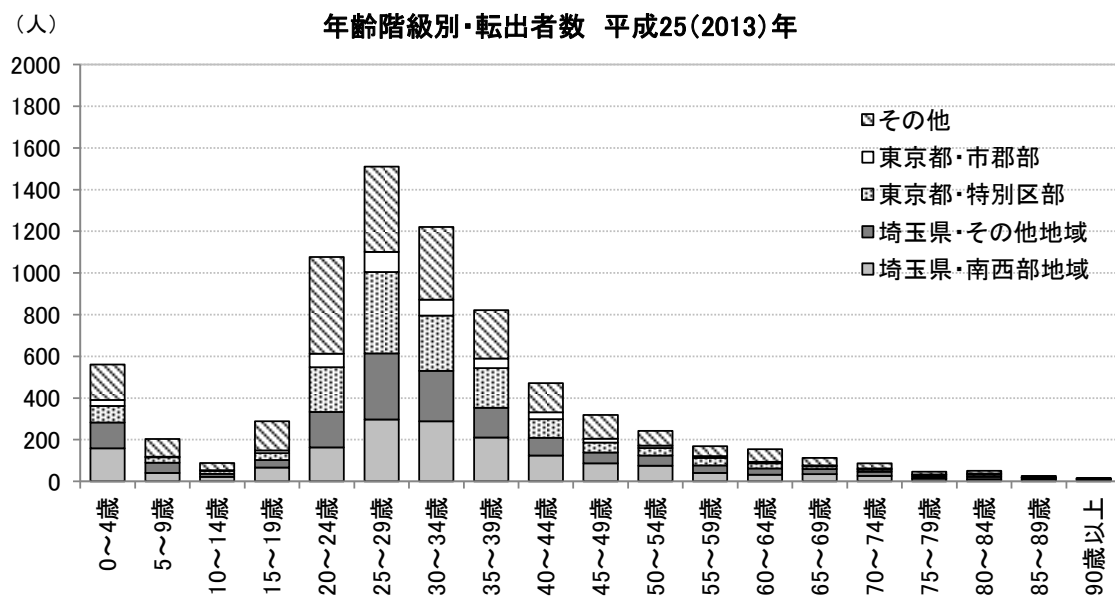
年齢階級別に、転入・転出の状況を見ると、特に20～39歳の年齢階級で転入・転出とも人数が多くなっている。また、0～4歳の転入・転出も多く、出産が転居の要因の一つとなっていることがうかがえる。

年齢階級別の転入・転出を地域別で見ると、15～29歳では、主に、その他地域から転入超過となっている。



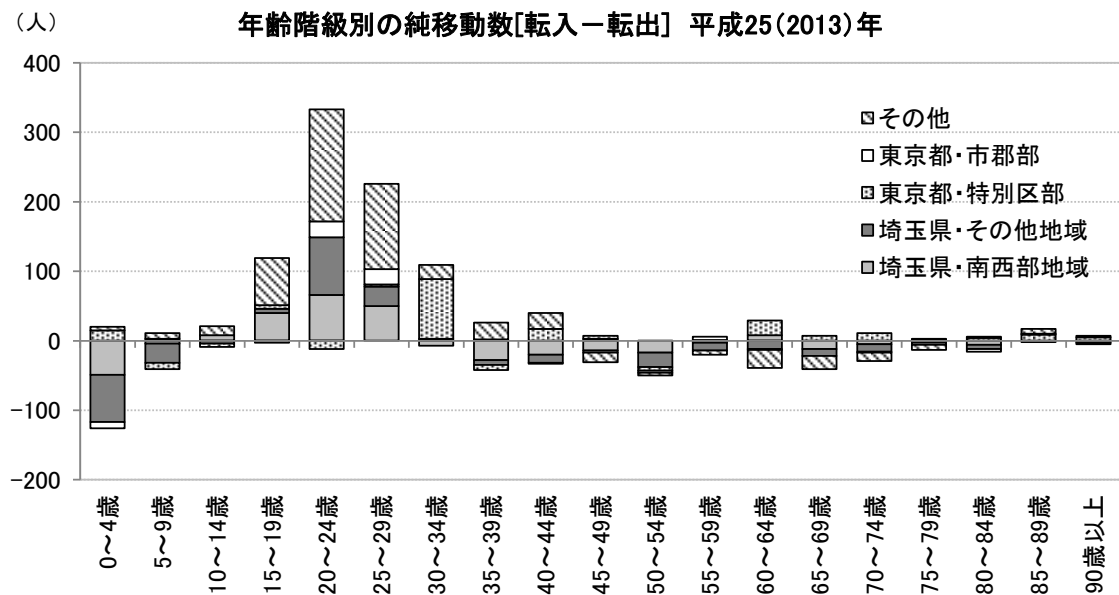
出典：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」
注）平成25（2013）年1月1日から12月31日まで

図18：年齢階級別に見た転入の状況



出典：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」
注）平成25（2013）年1月1日から12月31日まで

図19：年齢階級別に見た転出の状況



出典：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」
注）平成 25（2013）年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
図 20：年齢階級別に見た転入－転出の差の状況

2－7. 世帯の状況

平成 12（2000）年から平成 22（2010）年までの 10 年間で、一般世帯総数は 1 割強増加する一方、1 世帯当たり人員は減少傾向となっている。同期間に、高齢者を含む 3 世代世帯は 1 割強減少、高齢者夫婦世帯は約 1.8 倍、高齢単身世帯は約 2 倍に増加している。

表 2：世帯の推移

	平成 12（2000） 年	平成 17（2005） 年	平成 22（2010） 年	平成 12（2000） 年を 100 とした指 数
総人口（人）	119,712	124,393	129,691	108.3
一般世帯総数（世帯）	49,745	52,253	56,732	114.0
1 世帯当たり人員（人）	2.40	2.38	2.28	95.0
高齢者を含む 3 世代世帯（世帯）	1,617/3.3%	1,513/2.9%	1,395/2.5%	86.3
高齢夫婦世帯（世帯）	2,307/4.6%	3,325/6.4%	4,040/7.1%	175.1 ●146.2
高齢単身世帯（世帯）	2,076/4.2%	2,902/5.6%	4,168/7.3%	200.8 ●165.5

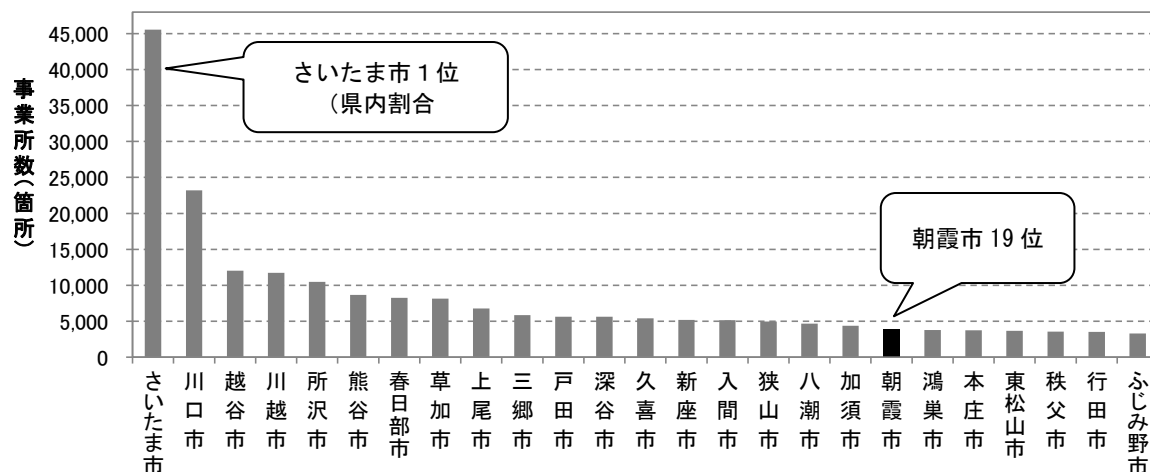
出典：総務省「国勢調査」
注）各年 10 月 1 日時点の集計値、数値右（％）は、一般世帯総数に対する割合、下段●は全国平均

2－8. 雇用や就業に関する状況

a. 事業所数と従業員数

(1) 事業所数

平成 26（2014）年の経済センサス調査結果によると、本市の民営事業所数は、3,918 箇所となっており、県内の市においては 19 番目の位置付けとなっている。

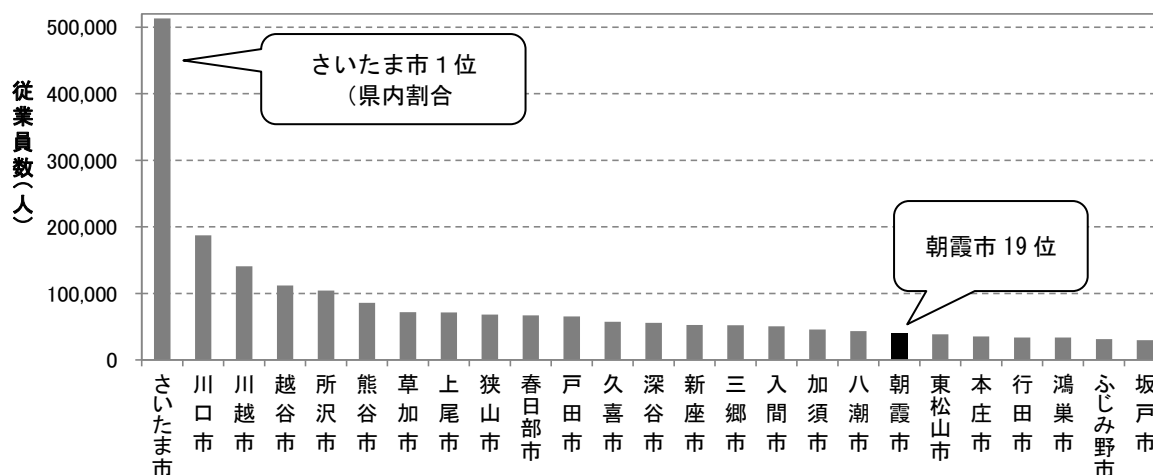


出典：総務省統計局「経済センサス 2014 年」 注）埼玉県 40 市中 1 位から 25 位まで

図 21：埼玉県内の事業所数ランキング

(2) 従業員数

平成 26（2014）年の経済センサス調査結果によると、本市の民営事業所従業員数は、40,003 人となっており、県内の市においては 19 番目の位置付けとなっている。



出典：総務省統計局「経済センサス 2014 年」 注）埼玉県 40 市中 1 位から 25 位まで

図 22：埼玉県内の従業員数ランキング

(3) 事業所数と従業員数の変化

平成 26（2014）年の経済センサス調査結果によると、本市の民営事業所数（公務を除く）は、3,918 箇所、民営事業所従業員数は 40,003 人であったが、平成 21（2009）年から平成 26（2014）年までの 5 年間で事業所数、従業員数ともに減少した。特に、本市の事業所数は 5.4% 減と、減少している。また、事業所数の減少率 5.4% 減は従業員数の減少率 3.7% 減を上回っていることから、従業員規模の小さな事業所がとりわけて多く減っていることが推察される。

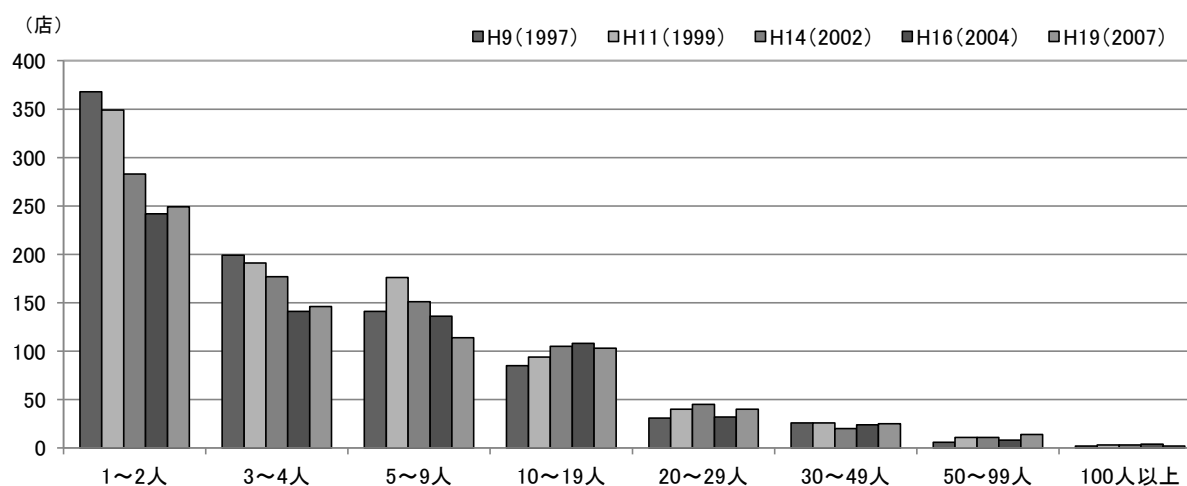
表 3：事業所数・従業員数（公務を除く）の増減率と県に占める割合

項 目	朝霞市		埼玉県
		埼玉県に 占める割合	
民営事業所数(箇所)	3,918	1.5%	261,178
平成 21→26 年増減率(%)	-5.4%		-5.0%
民営事業所従業員数(人)	40,003	1.5%	2,616,779
平成 21→26 年増減率(%)	-3.7%		0.9%

出典：総務省統計局「経済センサス 2009 年、2014 年」

(4) 商店数の変化

平成 24（2012）年の商業統計調査の結果によると、本市の従業員数規模別商店数は、従業員数 10～19 人程度のチェーン店等に相当する商店は増加・横ばいの傾向にあるものの、従業員数 10 人未満の小規模な商店は減少傾向にある。

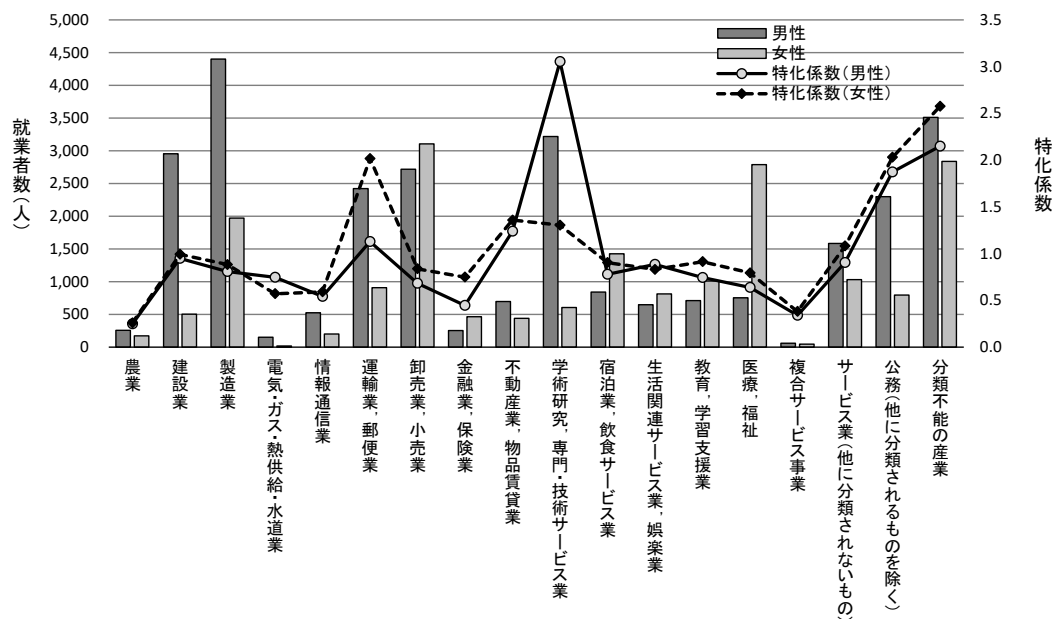


出典：総務省統計局「商業統計調査」 注）各年 6 月 1 日時点の集計値

図 23：従業員数規模別商店数

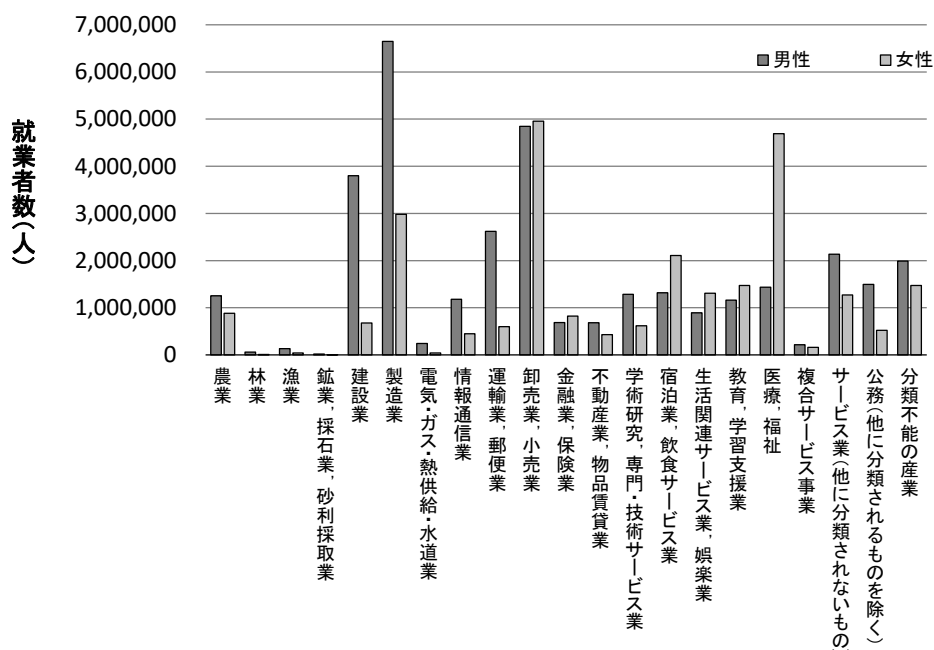
b. 産業人口の状況

平成 22（2010）年の国勢調査の結果によると、市内において就業者の多い産業は、男性は製造業、学術研究・専門・技術サービス業、建設業、卸売・小売業で、女性は卸売業・小売業、医療・福祉となっている。産業別特化係数は、産業別の就業者比率を全国平均と比較したものである。全国平均と比較すると、本市の男性については、学術研究・専門・技術サービス業及び公務が、女性については運輸業・郵便業及び公務が、高い値を示している。なお、本集計結果は、朝霞市を就業先とする就業者を対象として集計した結果である。



出典：総務省「国勢調査 2010 年」

図 24：男女別・産業別就業者数（朝霞市）



出典：総務省「国勢調査 2010 年」

図 25：男女別・産業別就業者数（全国）

c. 就業の状況

平成 22（2010）年の国勢調査結果によると、本市の年齢階級別就業率は、男性、女性とも全国、埼玉県とほぼ同等の傾向となっている。女性の年齢階級別就業率は全国と比較して、いわゆる「M」字の谷が深く、子育て期に当たる 30～39 歳率が特に低くなっている。

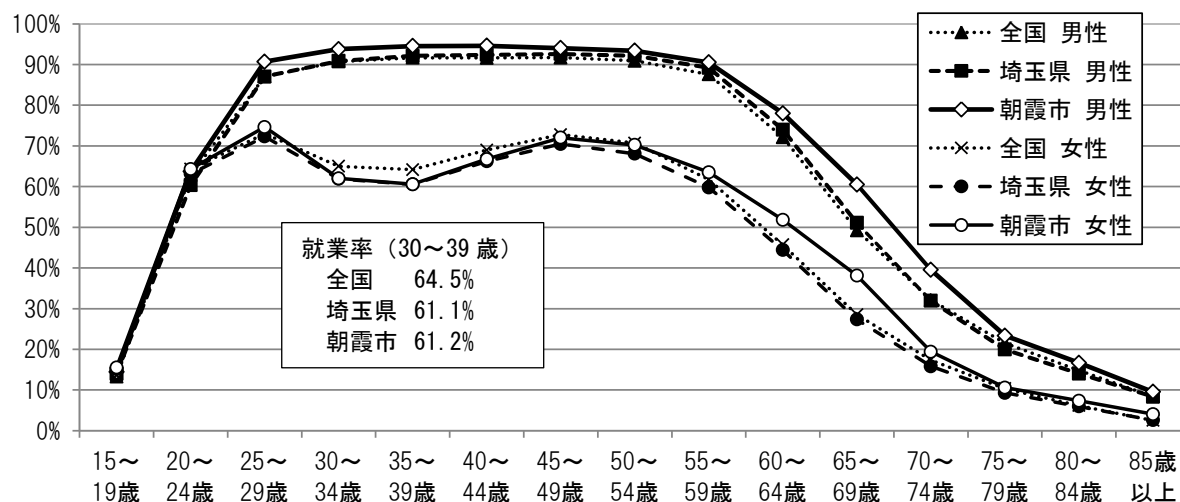
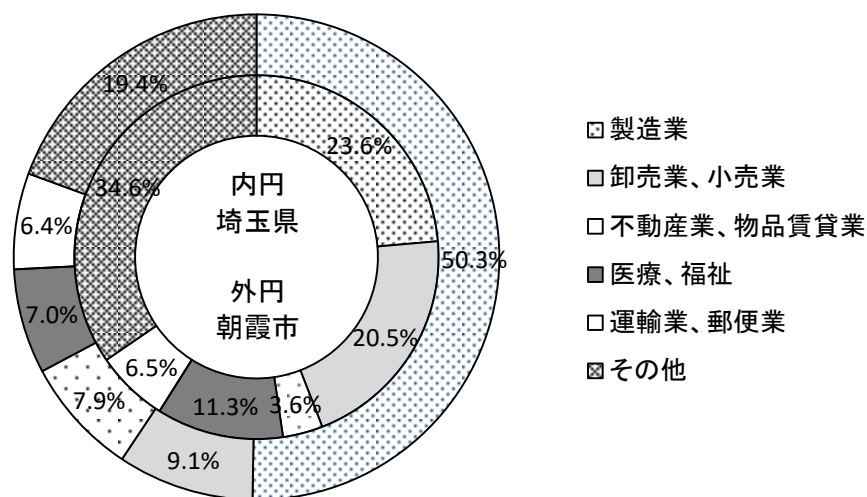


図 26：年齢階級別就業率

d. 地域の産業の付加価値規模

平成 24（2012）年の経済センサス調査結果によると、付加価値構成比では、製造業が 50.3%で半数を占めている。次いで卸売業・小売業が 9.1%、不動産業・物品賃貸業が 7.9%、医療・福祉が 7.0%となっている。



出典：総務省統計局「経済センサス 2012 年」

注）付加価値：企業がその年に生み出した利益、付加価値 = 営業利益 + 人件費 + 原価償却費

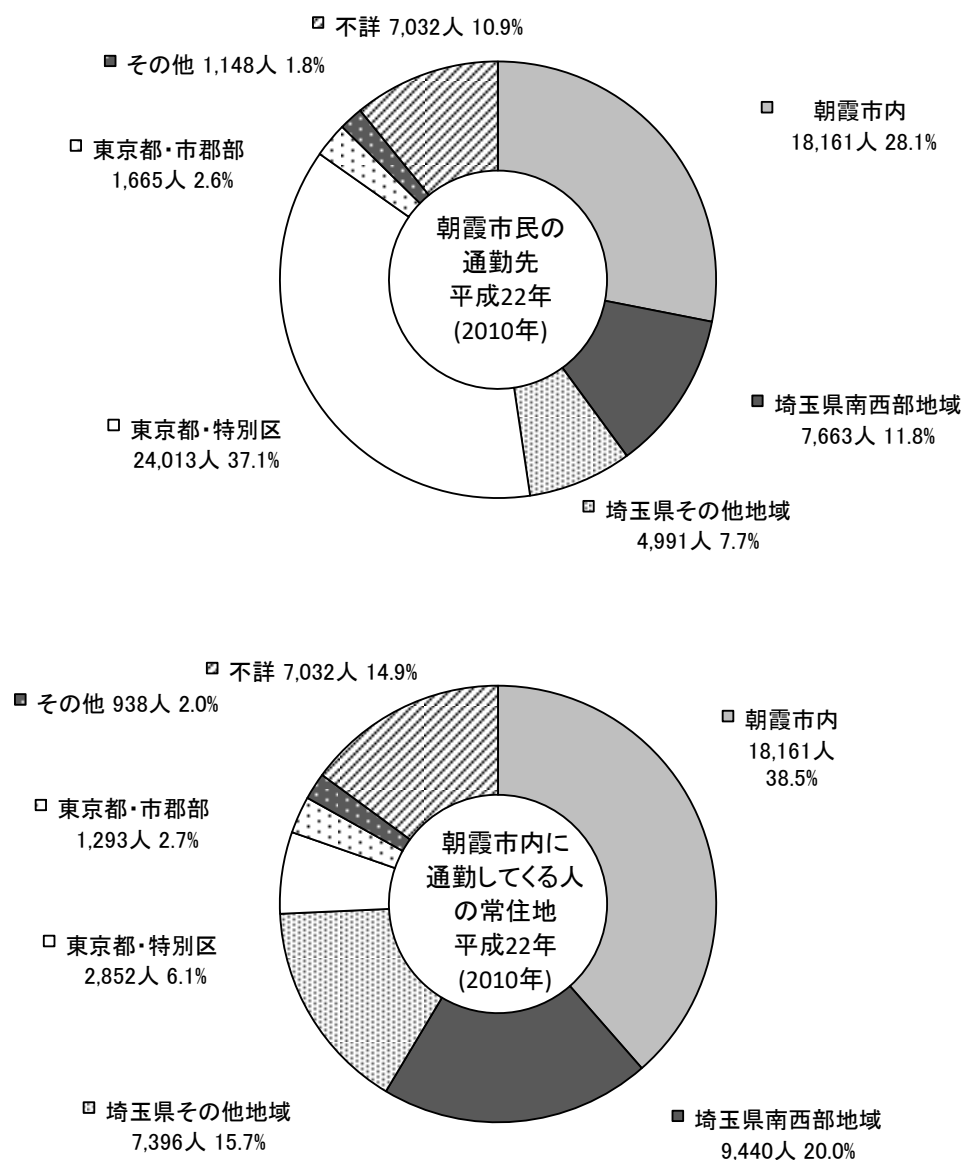
図 27：付加価値構成比

e. 通勤通学流動の状況

(1) 通勤の状況

平成 22（2010）年の国勢調査結果によると、朝霞市民の通勤先として、市内が 28.1%、市外が 61.0%となっており、過半数は市外に通勤している。また、市外の中でも東京都・特別区への通勤が最も多く、本市は、東京都で働く人のベッドタウンとして機能していることが分かる。

朝霞市内に通勤してくる人は、朝霞市内からが 38.5%、朝霞市を除く埼玉県内（埼玉県南西部地域と埼玉県その他地域の合計）からが 35.7%となっており、合わせて 74.2%が埼玉県内在住者となっている。



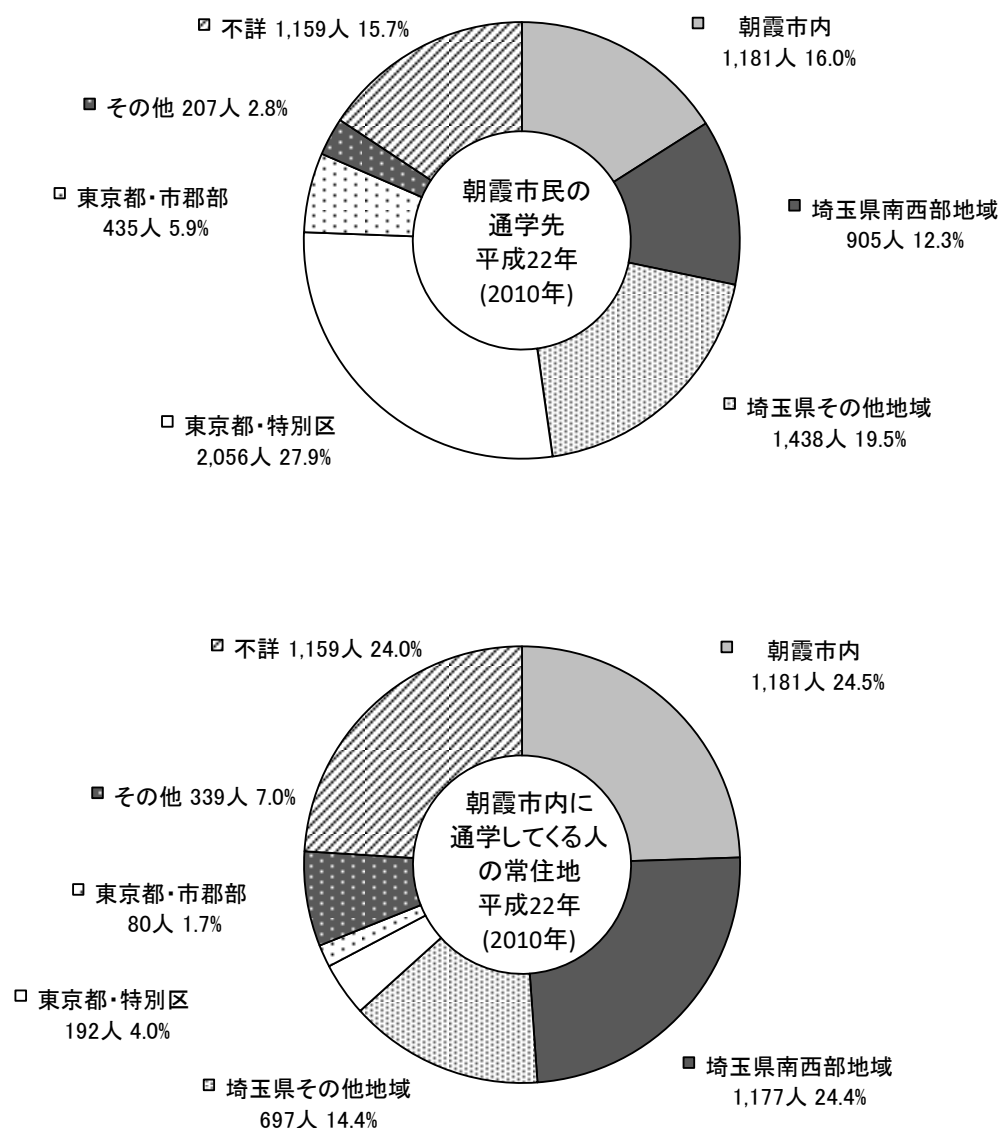
出典：総務省「国勢調査 2010 年」

図 28：通勤の状況

(2) 通学の状況

平成 22（2010）年の国勢調査結果によると、朝霞市民の通学先として、市内が 16.0%、市外が 68.4%となっており、過半数は市外に通学している。また、市外の中でも東京都・特別区への通学が最も多く、本市は東京都に通学する人のベッドタウンとして機能していることが分かる。

朝霞市内に通学してくる人は、朝霞市内からが 24.5%、朝霞市を除く埼玉県内（埼玉県南西部地域と埼玉県その他地域の合計）からが 38.8%となっており、合わせて 63.3%が埼玉県内在住者となっている。



出典：総務省「国勢調査 2010 年」

図 29：通学の状況

2－9. 本市の人口に関する課題

これまで分析したように、人口増加が続く本市においても、将来の人口減少、少子高齢化の進行に備えていく必要がある。生産年齢人口が減少し、高齢者の割合が高い人口構成となることは、地域経済の縮小や市の財政状況の圧迫につながる。年少人口、生産年齢人口、高齢者人口という、人口構成を将来に渡ってバランスよく保ち続けることが本市の課題であり、そのためには、（１）出生率を高めていくこと、（２）現在転出傾向にある就学前の子育て世帯の定住を促進すること、（３）これから結婚・出産を迎える若い世代の転入を維持し定住を促進すること、が重要である。

（１）出生率を高めていく

本市の合計特殊出生率は近年 1.4 程度で推移しており、埼玉県を上回る値ではあるが、突出して高い値ではなく、全国平均に近い値である（参照：9 ページ図 8）。また出生数については、平成 17（2005）年頃まで 1,500 人前後で推移していたが、近年では 1,400 人前後へとゆるやかに減少している（参照：6 ページ図 5）。

出生数の減少は、将来の生産年齢人口の減少を招き、地域経済や市の財政状況の厳しさが増すことが懸念される。出生数を増やすため取組の一つとして、出生率を高めることが考えられる。

（２）現在転出傾向にある就学前の子育て世帯の定住を促進する

「0～4 歳→5～9 歳」及び「5～9 歳→10～14 歳」の年齢階級は、男性、女性いずれも転出しており、その親世代である「30～34 歳→35～39 歳」及び「35～39 歳→40～44 歳」についても、男性は転出超過、女性も転入幅が大きく下がることから、子育て世帯が転出していると推察される（参照：10 ページ図 10）。

子育て世帯の転出は、高齢者を支える生産年齢人口の減少に直結する。人口構造のバランスを保つことや、出生数の向上においても、子育て世代の定住を促進することが重要である。

（３）これから結婚・出産を迎える若い世代の転入を維持し、定住を促進する

社会増減を見ると、「10～14 歳→15～19 歳」及び「15～19 歳→20～24 歳」の年齢階級は、男性、女性のいずれも大幅に転入超過となっており、高等教育機関・大学への進学や新卒時に就職するタイミングで本市に入ってきていると推察される（参照：10 ページ図 10）。これから結婚・出産を迎える若い世代が多く本市へ転入することが、本市の出生数の増加を支えてきたと考えられる。一方で、本市への転入者数は年々減少する傾向にある（参照：6 ページ図 5）。今後は全国において定住促進に係る取組が推進され、日本全体として転入・転出の動きが少なくなると見込まれることから、本市への転入者数は更に減少することが想定される。

15～24 歳の若い世代の転入超過が減少することは、生産年齢人口が減少し、人口構成の中で高齢者の割合が高くなるだけでなく、出生数の減少にもつながる。15～24 歳の若い世代の転入超過を維持し続けるとともに、定住を促進することが朝霞市の将来にとって重要である。

3. 人口ビジョンⅡ（将来人口の見通し）

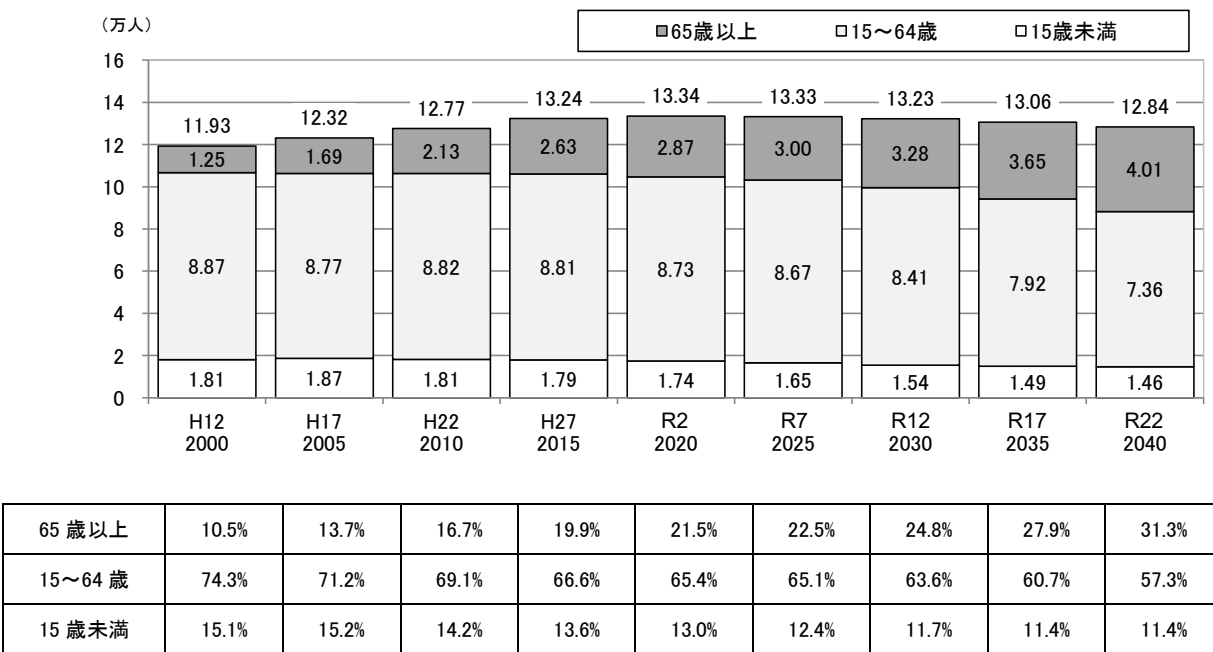
本市の人口は今後もしばらくは緩やかに増加を続け、令和 2（2020）年前後にピークを迎える。その後、人口減少が始まり、社会構造の大きな変化が始まると予想される。ここでは、人口問題を検討する上で重要となる長期的な見通しについて述べる。

3－1. 人口問題に対する施策に特別取り組まなかった場合の将来人口の推計

今後は年齢 3 区分別人口の構造が大きく変化する。平成 22（2010）年の国勢調査結果を基とした国立社会保障・人口問題研究所（以後、社人研）の推計によると、今後本市では生産年齢人口（15～64 歳）の急激な減少や高齢化の加速が見込まれている。

令和 22（2040）年の生産年齢人口は、ピーク時の平成 22（2010）年の 8.82 万人から 7.36 万人へと 1.46 万人減少し、生産年齢人口の総人口に占める割合は 69.1%から 57.3%へと減少する。

また、平成 22（2010）年から令和 22（2040）年にかけて、本市の高齢者人口（65 歳以上）は 2.13 万人から 4.01 万人へと 1.88 万人増加し、高齢化率は 16.7%から 31.3%にまで上昇することが見込まれている。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
注）H22（2010）年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、総人口から年齢不詳は除いている
H27（2015）年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値

図 30：将来人口の見通し

3－2．総合戦略に取り組んだ場合の将来人口の展望

本市の総人口は、今後も一定の期間は緩やかに増加し、その後減少する局面が訪れることが見込まれている。人口のピークと人口減少のペースは、転入・転出による「社会移動」と「合計特殊出生率」の2点をどのように想定するかによって大きく変動する。社会移動と合計特殊出生率との幾つかの組み合わせを設定して、将来の人口の見通しについてシミュレーションした結果を以下に示す。なお、いずれも平成 27（2015）年 1 月 1 日までの住民基本台帳人口及び外国人登録人口の増減数を加減したデータを用いて推計を行っている。

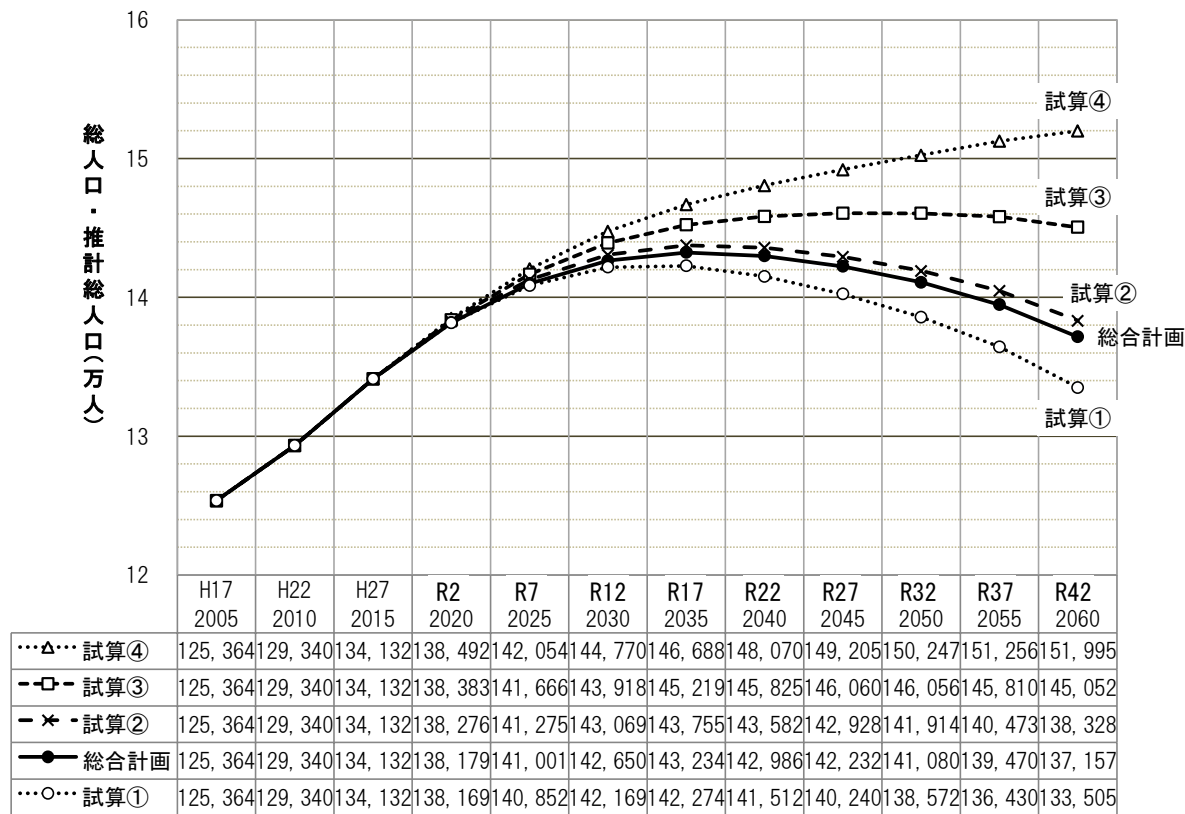


図 31：将来人口推計

本市では、既に、市の最上位計画である第5次朝霞市総合計画において、平成 25（2013）年 1 月 1 日までの住民基本台帳人口及び外国人登録人口の増減数を加減した実測値を用いて、令和 12（2030）年までの将来人口推計を示している。今回新たに平成 27（2015）年 1 月 1 日までの 2 年分の最新の实測値を追加し、第5次朝霞市総合計画の策定時点における推計モデルと同じモデルを用いて、仮に令和 42（2060）年までを試算した場合、13.7 万人の総人口が見込まれる（図 31 の「総合計画」）。

一方、第5次朝霞市総合計画策定の時点では想定がなかった地方創生の総合戦略が今後全国的に展開されることから、第5次朝霞市総合計画における想定よりも社会移動が減少し、本市の人口増を支えている転入者が少なくなることが見込まれる。仮に今後社会移動が減少し、令和 12（2030）年までに第5次朝霞市総合計画における想定よりも 2 割下回った場合、令和 42（2060）年で総人口は 13.4 万人を切る（図 31 の「試算①」）。

そこで、社会移動の減少を食い止め、第5次朝霞市総合計画において想定したとおりに近年の

社会移動の推移を維持することができたとし、さらに、合計特殊出生率を令和 22（2040）年までに 1.4、1.6、1.8 へと上昇させることができた場合、令和 42（2060）年の総人口はそれぞれ 13.8 万人、14.5 万人、15.2 万人に達することが見込まれる（図 31 の「試算②」、「試算③」、「試算④」）。

表 4：社会移動と合計特殊出生率の条件

	社会移動	合計特殊出生率	令和 42 (2060 年)
総合計画	第5次朝霞市総合計画策定時の傾向で推移することを想定	1.35～1.4 で推移	13.7 万人
試算①	令和 12 (2030) 年時点で想定 の 2 割減に達し、以後一定	令和 22 (2040) 年までに 1.4 に達し、以後一定	13.4 万人
試算②	「総合計画」の条件に同じ	令和 22 (2040) 年までに 1.4 に達し、以後一定	13.8 万人
試算③	「総合計画」の条件に同じ	令和 22 (2040) 年までに 1.6 に達し、以後一定	14.5 万人
試算④	「総合計画」の条件に同じ	令和 22 (2040) 年までに 1.8 に達し、以後一定	15.2 万人

また、総人口の水準を維持するとともに、将来にわたりバランスのよい人口構造を実現することが重要である。前述の「試算②」、「試算③」、「試算④」について、人口構成ピラミッドの詳細変化を図 32、図 33、図 34 にまとめた。合計特殊出生率を 1.6 以上まで上昇させることができた場合、令和 42（2060）年における年少人口の各年齢階級の人口を平成 22（2010）年現在と同程度の数へと維持されることが確認できる。例えば、平成 22（2010）年における男性 0～4 歳は 3,390 人であるが、仮に合計特殊出生率を 1.6 へと上昇させることができた試算③の場合、令和 42（2060）年には 3,365 人が見込まれる。

以上を踏まえ、本市は令和 42（2060）年に総人口 14.5 万人以上を想定し、総合戦略の施策を展開するものとする。

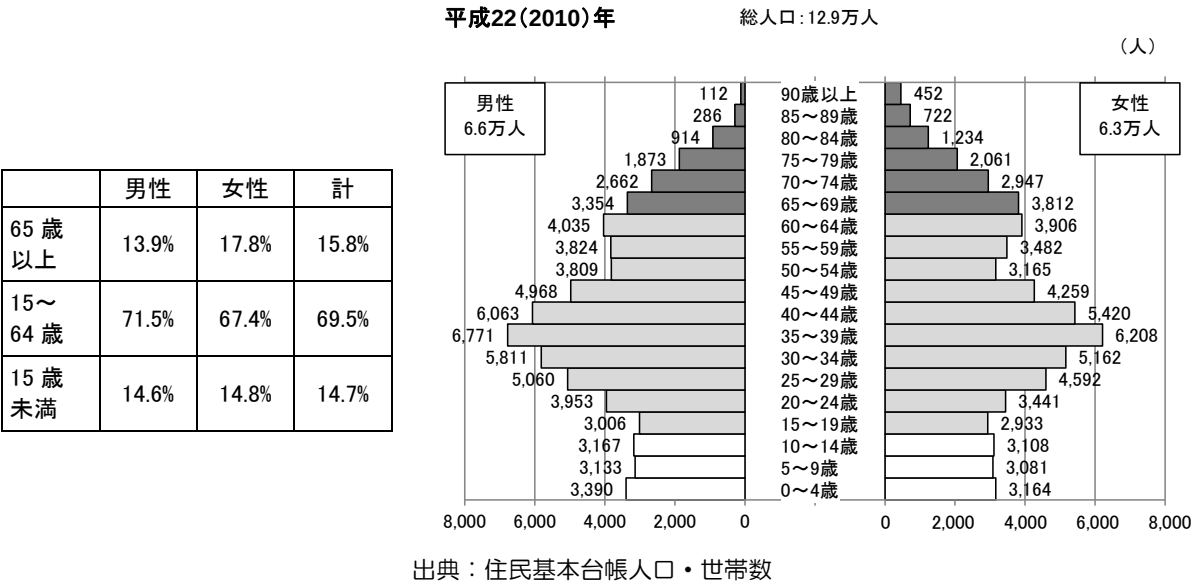


図 32：平成 22（2010）年現在の人口構成ピラミッド

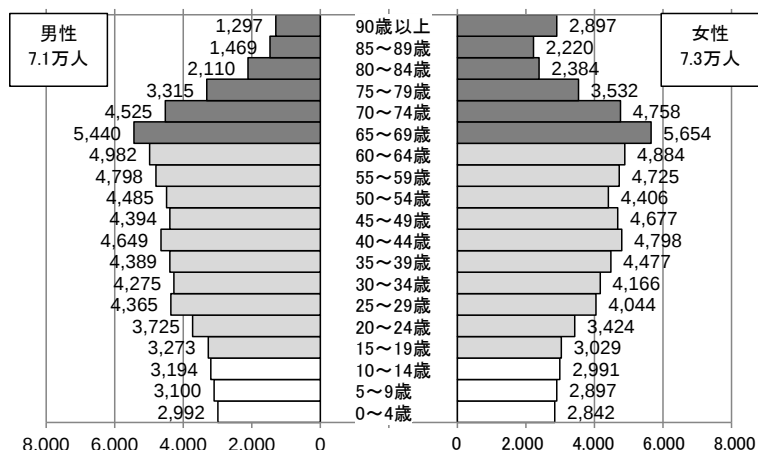
試算②【合計特殊出生率 1.4】

令和 22 (2040) 年

総人口:14.4万人

(人)

	男性	女性	計
65 歳以上	25.7%	29.4%	27.6%
15～64 歳	61.2%	58.6%	59.9%
15 歳未満	13.1%	12.0%	12.5%



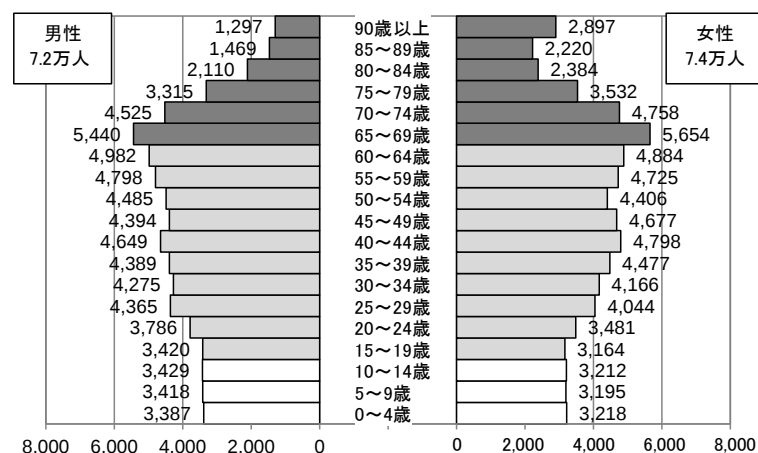
試算③【合計特殊出生率 1.6】

令和 22 (2040) 年

総人口:14.6万人

(人)

	男性	女性	計
65 歳以上	25.3%	29.0%	27.1%
15～64 歳	60.5%	58.0%	59.2%
15 歳未満	14.2%	13.0%	13.6%



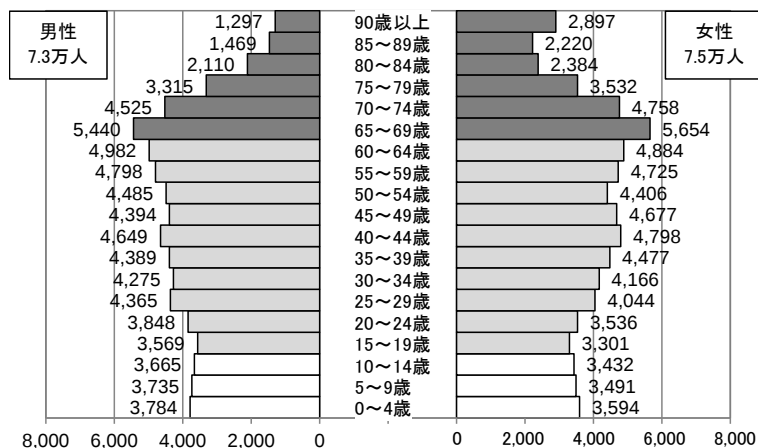
試算④【合計特殊出生率 1.8】

令和 22 (2040) 年

総人口:14.8万人

(人)

	男性	女性	計
65 歳以上	24.8%	28.6%	26.7%
15～64 歳	59.9%	57.4%	58.6%
15 歳未満	15.3%	14.0%	14.7%



注) 社会移動は第5次朝霞市総合計画策定時の傾向を推移

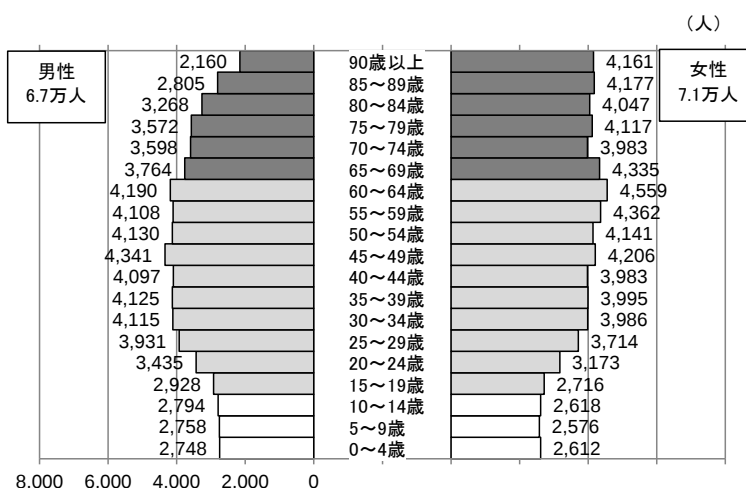
図 33：令和 22（2040）年の推計値に基づく人口構成ピラミッド

試算②【合計特殊出生率 1.4】

令和 42 (2060) 年

総人口:13.8万人

	男性	女性	計
65 歳以上	28.7%	34.7%	31.8%
15～64 歳	58.9%	54.3%	56.6%
15 歳未満	12.4%	10.9%	11.6%

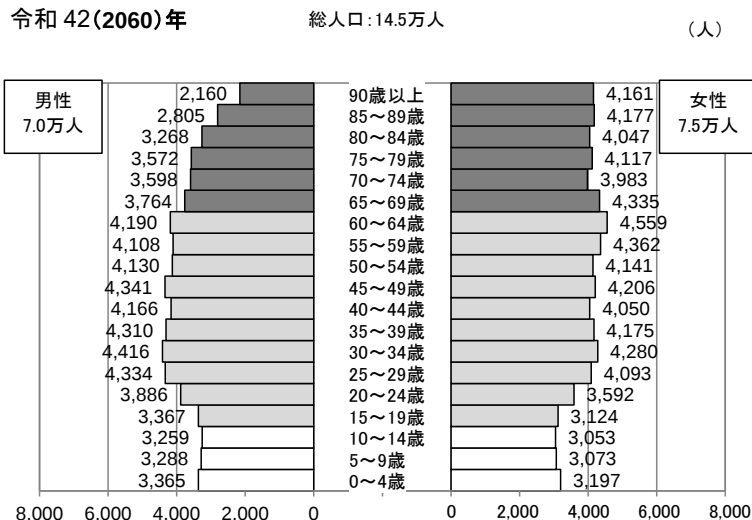


試算③【合計特殊出生率 1.6】

令和 42 (2060) 年

総人口:14.5万人

	男性	女性	計
65 歳以上	27.3%	33.2%	30.3%
15～64 歳	58.6%	54.3%	56.4%
15 歳未満	14.1%	12.5%	13.3%

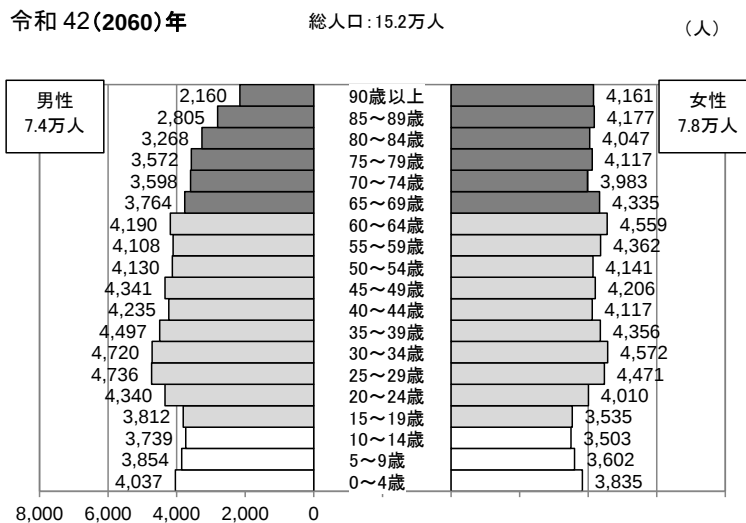


試算④【合計特殊出生率 1.8】

令和 42 (2060) 年

総人口:15.2万人

	男性	女性	計
65 歳以上	25.9%	31.8%	28.9%
15～64 歳	58.3%	54.2%	56.2%
15 歳未満	15.8%	14.0%	14.9%



注) 社会移動は第5次朝霞市総合計画策定時の傾向を推移

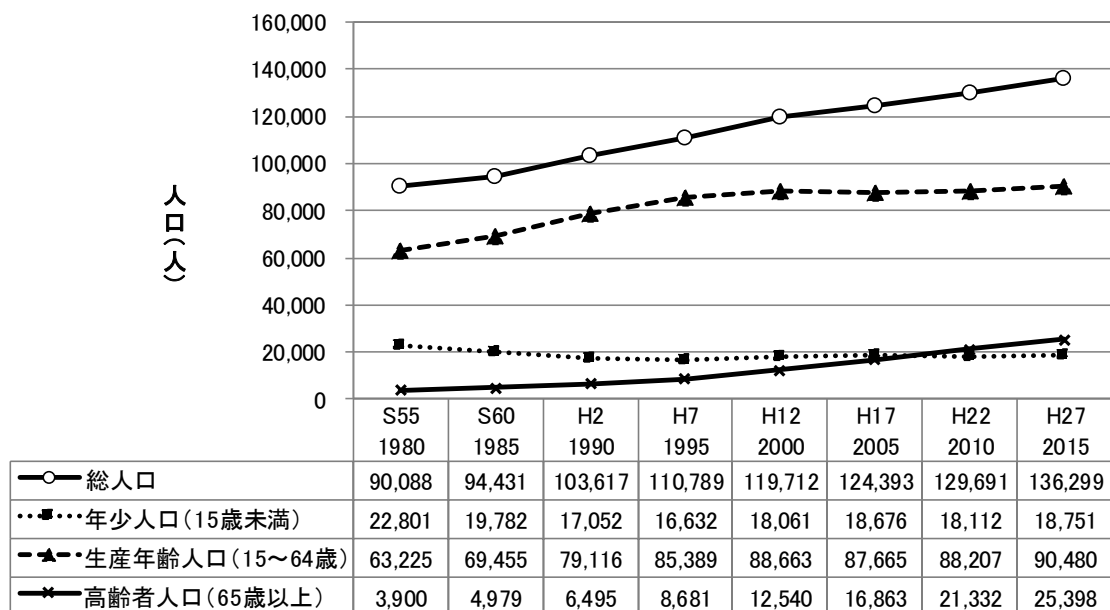
図 34：令和 42（2060）年の推計値に基づく人口構成ピラミッド

4. 人口ビジョンⅢ（改訂時点の状況）

「2. 人口ビジョンⅠ（人口動向分析）」及び「3. 人口ビジョンⅡ（将来人口の見通し）」で示した本市の人口及び産業等の動態の主なものについて、改訂時点における状況を示す。なお、図表の番号には「2. 人口ビジョンⅠ」及び「3. 人口ビジョンⅡ」と同じ番号を用いている。

4-1. 人口の推移（2-1）と年齢3区分別人口の推移（2-2）

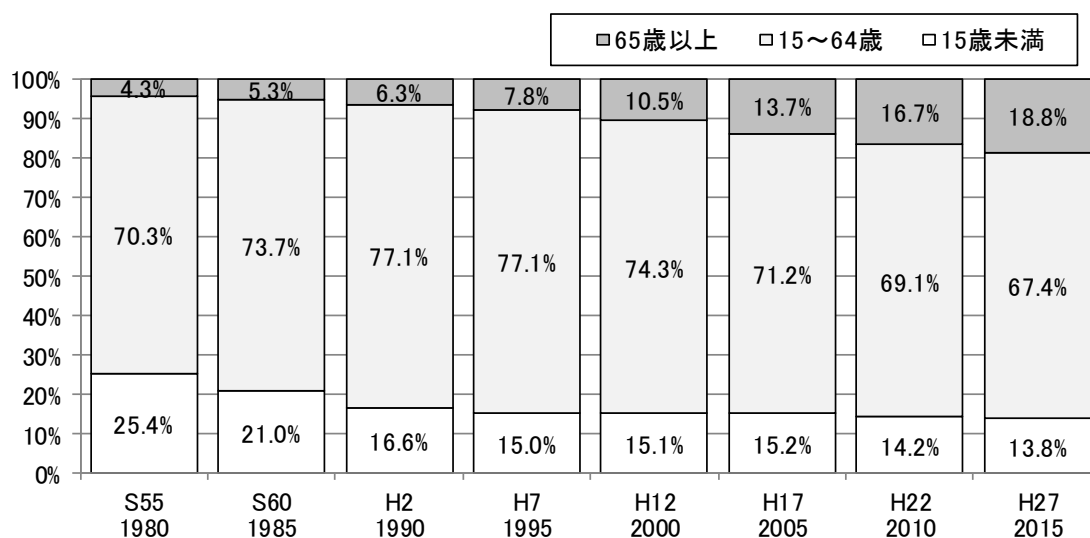
人口増加が続いている。少子化、高齢化の進行は緩やかであるものの、高齢者の割合は平成 27（2015）年に 18.9%に達している。



出典：総務省「国勢調査」

注）各年 10 月 1 日時点の集計値、年齢 3 区分人口は年齢不詳人口を含まないため
総人口には一致しない

図 3：年齢 3 区分別人口の推移

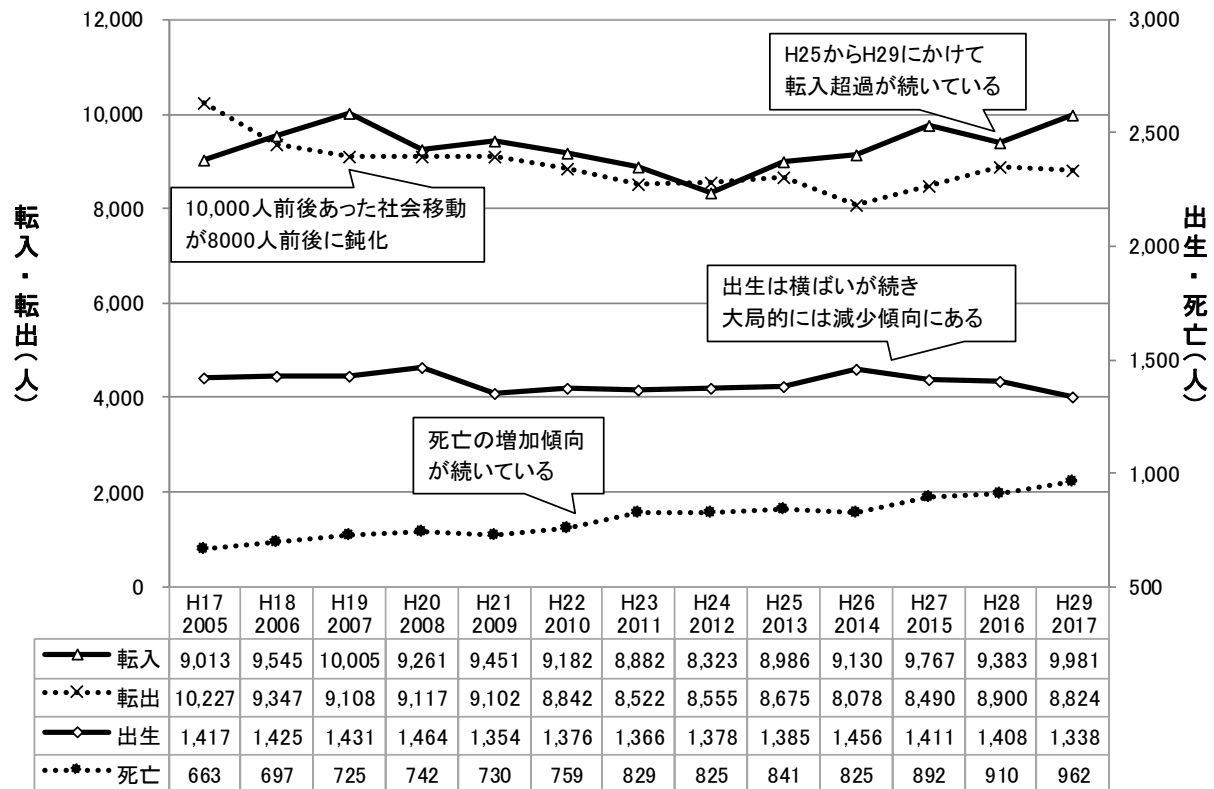


出典：総務省「国勢調査」 注）各年 10 月 1 日時点の集計値年齢不詳人口を除く

図 4：年齢 3 区分別人口割合の推移

4-2. 出生・死亡、転入・転出の状況（2-3）

平成 25（2013）年から平成 29（2017）年にかけて転入超過が続いている。出生は横ばいが続き大局的には減少傾向にある。死亡の増加傾向が続いている。



出典：統計あさか

注 1）2013 年以降は登録制度変更により外国人住民を含む数値

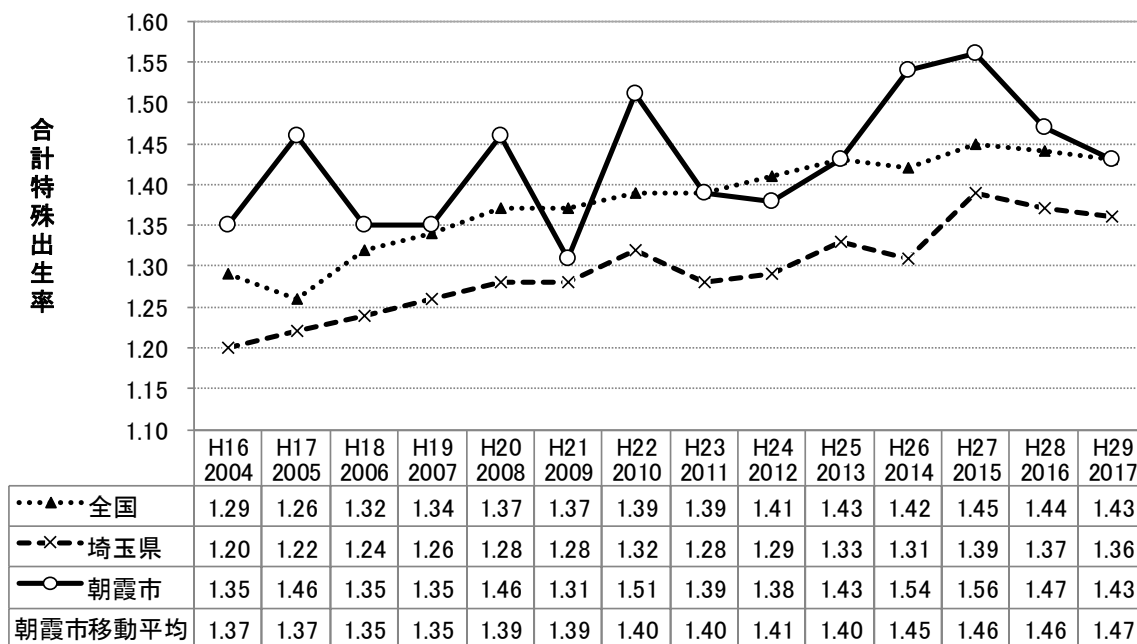
注 2）2012 年までは年度集計値、2013 年以降は年次集計値

注 3）策定当初の出典元である総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」は統計あさかの速報値に基づくものであるため、統計あさかの確定値でまとめ直した

図 5：出生・死亡、転入・転出の状況

4-3. 自然増減に係る状況（2-5-a）

本市の平成 29（2017）年の合計特殊出生率は県内 6 位となる 1.43 を示し、全国平均にほぼ等しい値である。

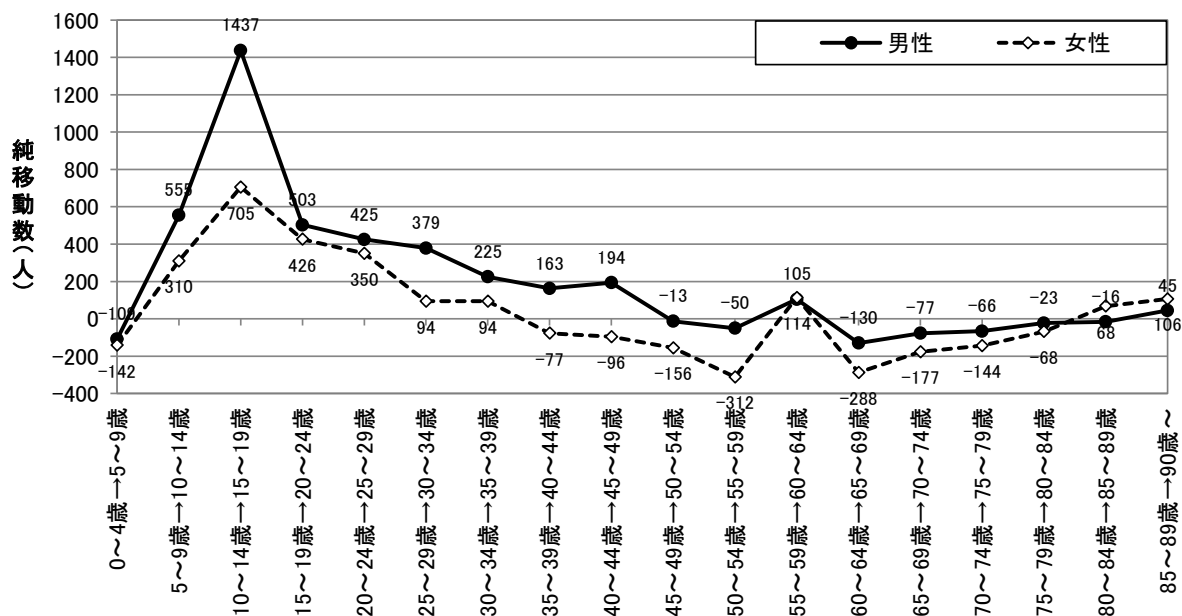


出典：埼玉県保健医療政策課資料

図 8：合計特殊出生率の推移

4-4. 社会増減に係る状況（2-6-a）

これまでと同様の人口移動の推移が続いており、進学・就職を迎えた若い方々が本市に多く転入し、その後、結婚・出産を経て、子どもの就学を境に住宅を購入するタイミングで、世帯全体で市外へと転出している傾向が続いていると推察される。



出典：総務省「国勢調査」 注）10月1日時点の集計値

図 10：近年の年齢階級別人口移動の推移（2010→2015 年）

4-5. 事業所数と従業員数（2-8-a）

平成 24(2012)年から平成 28(2016)年にかけて、民営事業所数は 3,808 箇所から 3,762 箇所へと 1.2%減っているものの、民営事業所従業員数は 38,869 人から 5.0%増え、40,923 人へと達している

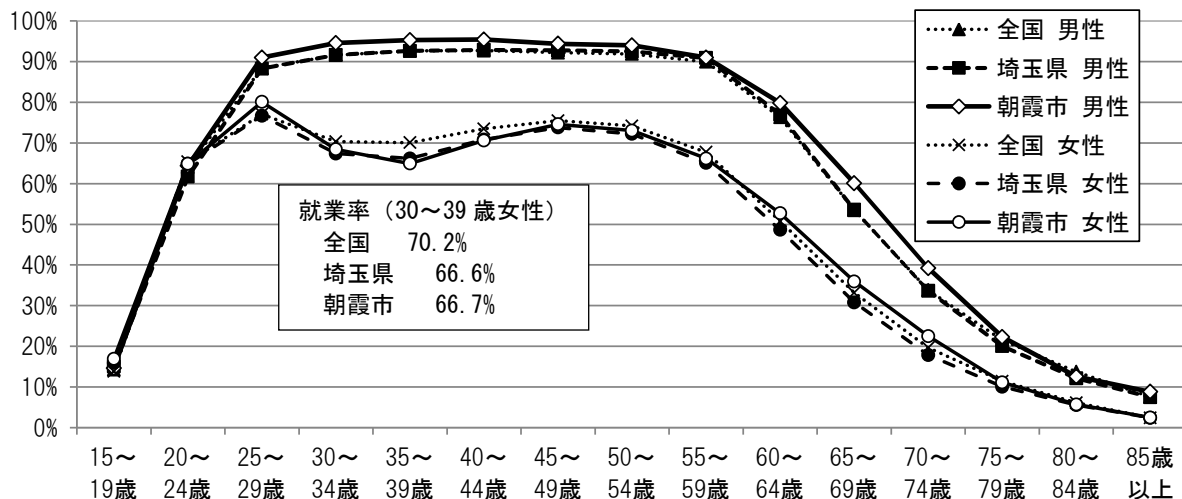
表 3：事業所数・従業員数（公務を除く）の増減率と県に占める割合

項目	朝霞市		埼玉県
		埼玉県に 占める割 合	
民営事業所数（箇所）	3,762	1.5%	250,834
平成 24→28 年増減率（%）	-1.2		-2.9
民営事業所従業員（人）	40,923	1.6%	2,575,544
平成 24→28 年増減率（%）	5.0		3.3

出典：総務省統計局「経済センサスー活動調査 2012 年、2016 年」

4-6. 就業の状況（2-8-c）

平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけて、30～39 歳女性の就業率（パートも含まれる）は全国・埼玉県・朝霞市ともに 5 ポイント程上昇し、朝霞市は数値目標 64.5%を上回る 66.7%に達している。

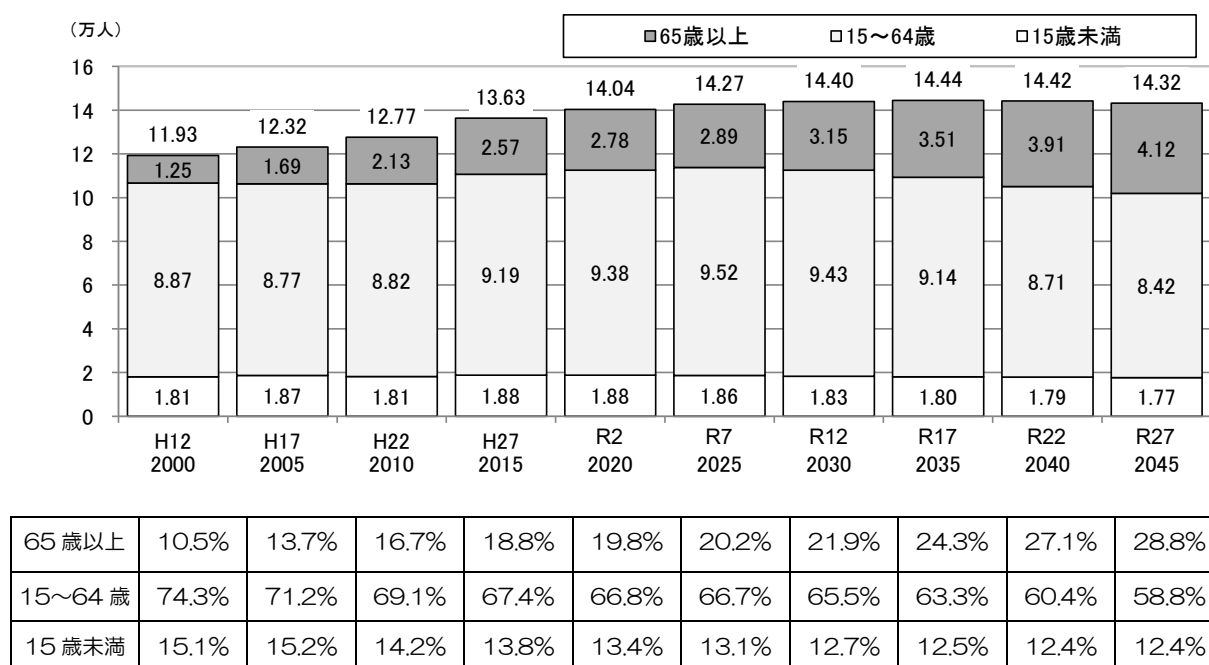


出典：総務省「国勢調査 2015 年」 注）就業率：15 歳以上人口に占める就業者人口の割合

図 26：年齢階級別就業率

4-7. 将来人口の推計（3-1）

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に公表した推計結果によると、本市の人口増加のピークは、これまでの推計結果よりも、10～15年程度さらに遅れると試算されている。



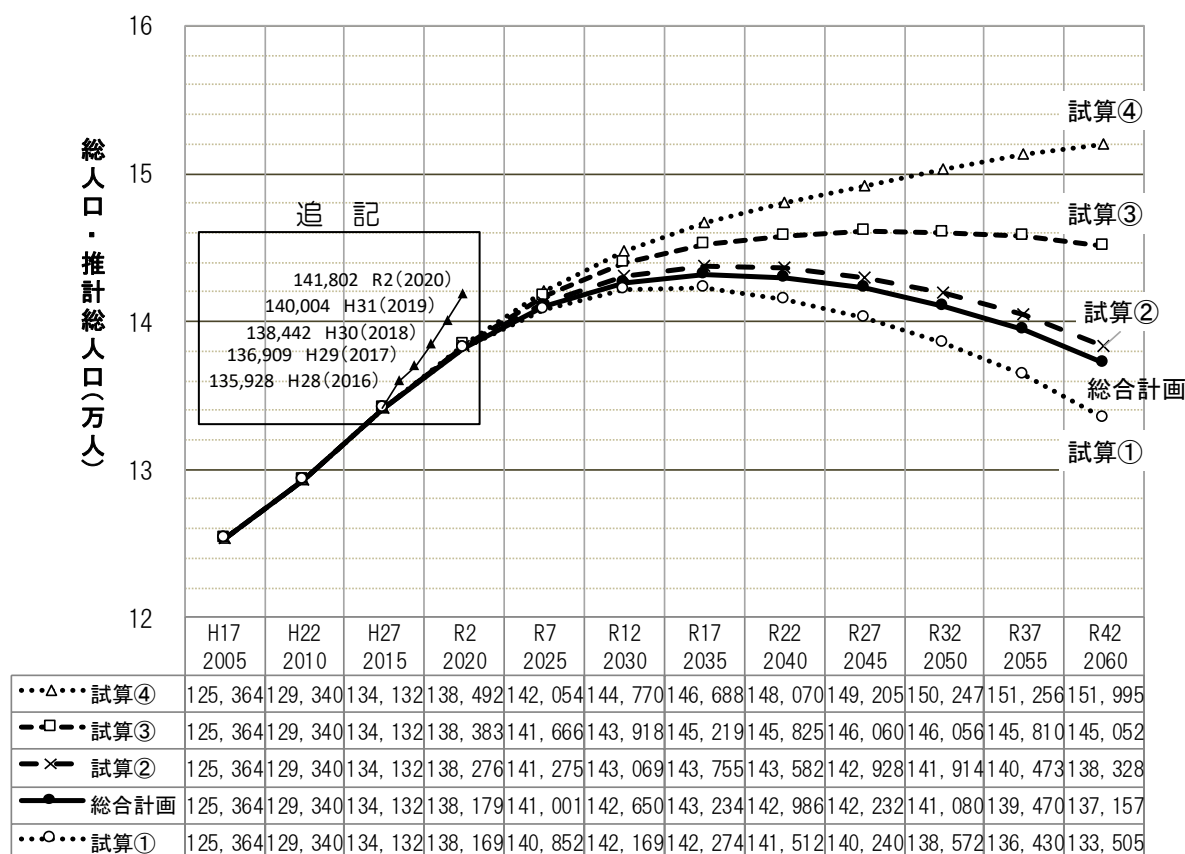
出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

注) H27(2015)年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、総人口から年齢不詳は除いている
R2(2020)年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」の推計値

図30：将来人口の見通し

4－8. 将来人口の展望（3－2）

本市は試算③のとおり、合計特殊出生率 1.6 を令和 22 年（2040 年）に達成し、14.5 万人の総人口を令和 42 年（2060 年）に達成することを想定し、朝霞市総合戦略に取り組んでいる。追記した平成 28（2016）年～令和 2（2020）年について、1 月 1 日時点の実績値はいずれの試算の推計値をも上回っている。



注）平成 28（2016）～平成 31（2019）の各年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口を追記

図 31：将来人口推計

本市の人口は、当初の推計よりも 5 年程度早く試算した値に到達している状況であり、この間、保育園等での待機児童の増加など、急激な人口の増加に起因する課題が新たに生じることとなった。これに対しては、平成 29 年 8 月に「朝霞市待機児童緊急対策」を策定し、適切に対処することで、策定当初に想定した状況を取り戻し、朝霞市総合戦略を推進する体制を保ってきた。

本市の人口は今後もしばらくは増えていくことが見込まれる中で、近い将来、人口が減少し、かつ高齢者人口が増加する局面を迎え、生産年齢人口が減少し続けることが想定される。引き続き、単純に人口増加を目指すのではなく、総人口の水準を維持しながら、生産年齢人口を確保し、将来にわたりバランスの取れた人口構成を維持していくことを重視して、朝霞市総合戦略を改訂して施策に取り組むとともに、現行の朝霞市総合戦略終了後は新たな人口ビジョンと総合戦略を策定し、切れ目ない取組を進めるものとする。

5. 基本目標

朝霞市総合戦略は、上位戦略である国及び県のまち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標に照らし合わせて、朝霞市人口ビジョン等から抽出される課題を、課題1「しごとに関する状況」、課題2「近年の転入・転出の状況」、課題3「将来の人口動向」、課題4「超高齢化社会に対する状況」と4つの視点で整理し直すことによって、人口減少と地域経済の縮小を克服するために本市に求められる基本目標を4つ導き出している。

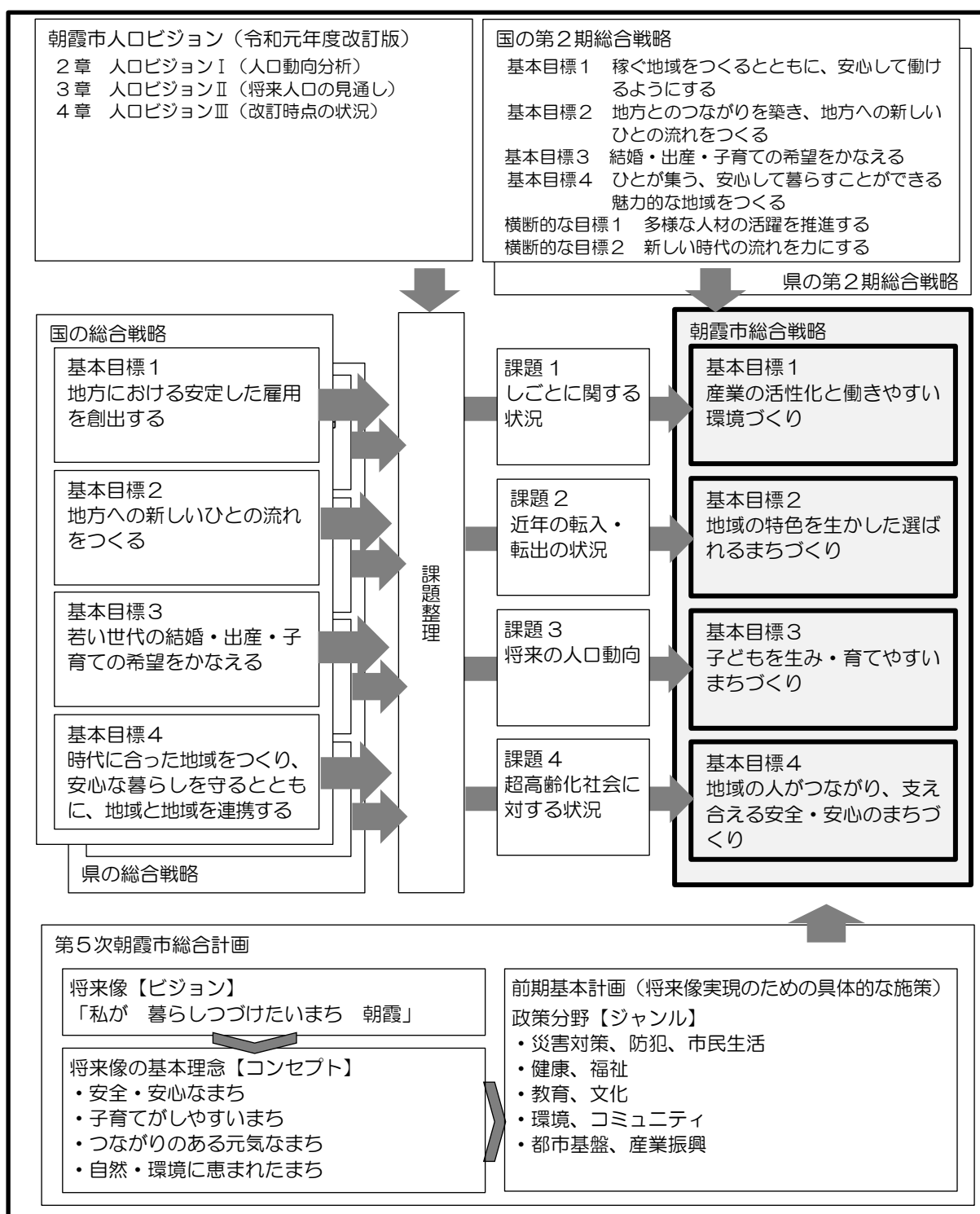


図 35：基本目標策定までの流れ

課題 1. しごとに関する状況

本市の事業所数及び従業員数がともに減少傾向にある（参照：19 ページ表 3）。従業員数 10 人未満の小規模な商店は減少傾向にあり、商店街では空き店舗も散見される（参照：19 ページ図 23）。また、子育て期に当たる 30、40 代の女性の就業ニーズは高い（参照：66 ページ参考 4）。一方、就業率（M字カーブ）は、全国平均を下回っている（参照：21 ページ図 26）。

地域における産業の活性化、雇用の確保を図るとともに、働きながら生活も充実させたい市民の希望を叶えることが課題である。

課題 2. 近年の転入・転出の状況

本市は、進学や就職を機に多くの若者が転入している。これから結婚・出産を迎える若い世代が多く本市へ転入していることが、本市の出生数の増加を支えてきた（参照：10 ページ図 10）一方で、本市への転入者数は年々減少する傾向にある（参照：6 ページ図 5）。また、男女とも 30 代後半で転出数が増える傾向が見られるほか、10 歳未満は転出超過となっており、子育て世帯が、子どもの就学や住宅取得のタイミングで転出していると推察される（参照：10 ページ図 10）。

居住先として本市を選択していただけるようまちの魅力を PRするとともに、市民であることを誇れて、長く住み続けたいと思えるまちづくりが課題である。

課題 3. 将来の人口動向

本市の出生数は横ばいから減少に転じつつある（参照：6 ページ図 5）。加えて、子育て世帯の転出が多い（参照：10 ページ図 10）という現状は、本市で子どもを生み・育てたいという市民の希望が十分に叶えられていないものと考えられる。

今後、本市において子どもを生み・育てたいと思えるよう、市民の出産・子育てに対する不安を解消することが課題である。

課題 4. 超高齢化社会に対する状況

本市の高齢化は着実に進展している（参照：5 ページ図 3、図 4）。豊富な人生経験を有する高齢者の方々には、コミュニティの中で様々な役割を果たしていただくことが期待される。また、近所づきあいについて、5 割が「あいさつをする程度」、1 割が「近所づきあいをしていない」結果となっており、地域コミュニティの希薄化が読み取れる（参照：69 ページ参考 7）。

増加することが想定される高齢者の健康づくりや地域参加のサポートなど、地域コミュニティを活性化することで、人と人がつながり、市民の力が十分に発揮され生きがいを持って暮らし続けられる地域づくりにつなげることが課題である。

以上の課題を踏まえ、朝霞市総合戦略は、以下の体系に示すとおり、4つの基本目標を設定するとともに、各基本目標において2つまたは3つの取組方針を設定している。

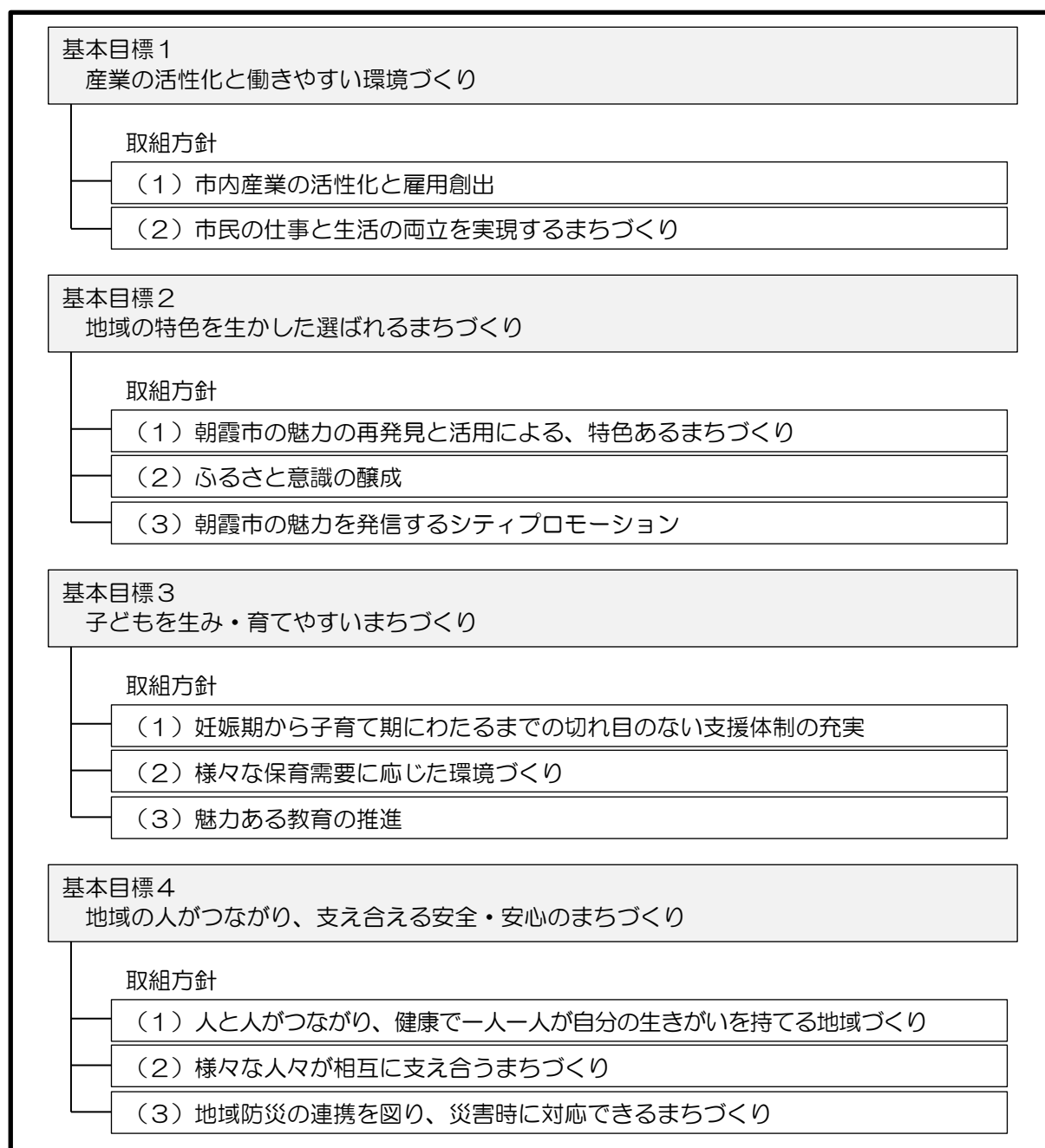


図 36：総合戦略の体系

5-1. 基本目標1「産業の活性化と働きやすい環境づくり」

■現状と課題

- ・平成21（2009）年から平成26（2014）年までの5年間で、事業所数及び従業員数がともに減少している。一方で、埼玉県全体の従業員数については増加している（参照：19ページ表3）。
- ・従業員数10～19人程度のチェーン店等に相当する商店は増加傾向にあるものの、従業員数10人未満の小規模な商店は減少傾向にあり、商店街では空き店舗も散見される（参照：19ページ図23）。
- ・子育て期に当たる30～39歳の女性の就業率（M字カーブ）が、全国平均よりも低い値である（参照：21ページ図26）。
- ・子育て中は子育てを中心に短時間で働きたいというニーズが高い（参照：66ページ参考4）。
- ・地域における雇用の確保について、推進していく必要がある（参照：18～20ページ図21～図24及び64～68ページ参考2～参考6）。

■目標

朝霞市の産業の活性化、雇用創出を図り、働きながら生活も充実させたい市民の希望を叶え、暮らしやすいまちを目指す。

数値目標	現状値 (策定当初)	目標値 (策定当初)	現状値 (改訂時)	目標値 (改訂)
民営事業所従業員数の向上	40,003人 (H26)	41,000人 (R元)	40,923人 (H28)	41,300人 (R2)
	H21 から H26 にかけて-3.7%と減少が続く状況に歯止めをかけ、5年前と同程度まで向上させる（参照：19ページ表3）		朝霞市産業振興基本計画におけるR5（2023）年の目標値41,700人と整合する値を設定。	
女性就業率（30～39歳）の向上	61.2% (H22)	64.5% (R元)	66.7% (H27)	70.2% (R2)
	H22 の女性就業率の全国平均64.5%を達成する（参照：21ページ図26）		H27 の全国平均70.2%を達成する。H27～H30にかけて女性（15～64才）の就業率は全国平均で5.0ポイント上昇していることを踏まえ設定。	

（１）市内産業の活性化と雇用創出

既存産業の活性化とともに新たな起業や事業者の誘致を図り、本市における産業振興、雇用創出を実現する。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （策定当初）	目標値 （策定当初）	現状値 （改訂時）	目標値 （改訂）
市の支援による起業件数（累計）【件】	56 （H26）	157 （R元）	90 （H30）	108 （R2）
あさか産業フェア参加事業所数【事業所】	63 （H26）	68 （R元）	56 （H30）	68 （R2）
商店街店舗数【店舗】	587 （H26）	592 （R元）	514 （H30）	520 （R2）
中小企業融資実行件数【件】	51 （H26）	56 （R元）	33 （H30）	56 （R2）
有効求人倍率（ハローワーク朝霞管内） 【－】	0.48 （H26）	1.00 （R元）	1.01 （H30）	1.10 （R2）

① 産業の育成と支援

- ・ 起業、創業を目指す方が、様々な支援を受けられるまちを目指す。
- ・ 市民と事業者及び事業者同士の交流が活発に行われ、市の特性を生かした産業を育てる。

主な取組

○市民と事業者の連携及び交流の促進

あさか産業フェアや商工会、商店会が実施する地域活性化イベントを支援し、市民と事業者との連携及び交流を促進する。

○地域に密着した産業振興の支援

商工会を始めとした関係経済団体や金融機関等と連携し、地域に密着した産業の振興を支援する。

○起業を目指す方の育成と支援体制の充実

国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、行政・商工会・金融機関等の関係機関による支援体制を充実するほか、起業家育成相談や起業家育成支援セミナーの開催等、起業を目指す方の育成や起業後間もない方の支援をする。

○新たな産業創出の支援

地域課題の解決に取り組むコミュニティビジネスなど、市民の経験や能力を生かした起業を支援する。

○社会環境の変化をリードする新たな産業の育成支援

先端技術の研究開発を行う事業者が市内に移転してきている近年の状況を踏まえ、社会環境の変化に対応した新たな産業と地域のイノベーションの創出を図るため、先端技術等の分野での共同事業化に向けた研究会やセミナーの開催等を通し、様々な事業者を巻き込んで新産業の育成を支援する。

○企業誘致による産業の振興

旧四小跡地や一般国道254号周辺等の利活用による企業誘致を促進する。

② 産業の活性化

- ・商業、工業に農業を含めた市内の事業者には様々な経営支援サービスを提供し、経営を安定化させ、市内の産業の活性化を図る。

主な取組

○商店街の活性化の支援

商店街を地域コミュニティの核と位置付け、商店街の賑わいを創出、維持していくことにより、商店街の活性化を支援する。

○既存商工業の活性化の支援

市内の商工業経営を支援するため、中小企業融資制度の利用促進のほか、行政・商工会・金融機関等が連携した経営支援サービスを検討する。

○相談機能充実・人材育成と組織強化の支援

事業者が本市で事業活動するメリットや魅力について情報を収集・発掘するほか、商工会・金融機関等と連携し、市内で継続して事業活動ができるよう、情報収集や相談体制の充実に努めるとともに、後継者や若手経営者の育成を支援する。

○中小企業への支援

中小企業の経営の安定を図るため、中小企業融資制度の利用促進や利子補給補助等を実施する。

○都市農業振興の支援

農業生産の安定化、効率化に向けた支援と農業を支える担い手の支援、農業に親しむ取組を推進する。

③ 人材の育成と支援

- ・市内事業者の人材確保や就職を希望する市民へのきめ細かな支援の充実を図る。
- ・保育需要に対応するため、保育事業に従事する人材の確保を図る。

主な取組

○地域での雇用の促進と支援

公共職業安定所等の関係機関と連携し、合同就職面接会などの開催等を通じて、地域での雇用の促進に努めるほか、就職支援セミナーや就職支援相談を実施することにより、就職を希望する人へのきめ細かな支援を図る。

○保育事業に携わる人材の確保・資質向上

多様な子どもの発達や学びの連続性に対応できるような質の高い保育を提供するため、保育事業従事者に対する研修機会を拡充する。

年齢や性別を問わず、保育事業従事者が継続的に働き続けられるよう、処遇の改善に努める。

（２）市民の仕事と生活の両立を実現するまちづくり

労働意欲のある市民への支援を充実させ、勤労者が仕事と生活のバランスのとれた、暮らしやすいまちを目指す。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （策定当初）	目標値 （策定当初）	現状値 （改訂時）	目標値 （改訂）
多様な働き方実践企業の市内認定数【社】	18 （H26）	29 （R元）	37 （H30）	47 （R2）
待機児童数【人】	38 （H26）	0 （R元）	106 （H30）	0 （R2）
放課後児童クラブ入所保留者数【人】	57 （H26）	0 （R元）	138 （H30）	0 （R2）

① 勤労者支援の充実

- ・勤労者である市民等が身近な場所で相談が受けられる環境の充実を図る。
- ・労働に関する基本的事項の周知と啓発活動及び相談活動の充実を図る。

主な取組

○勤労者の働きやすい環境づくりの推進

労働や雇用問題、社会保険等について、社会保険労務士による相談事業を実施するほか、国や県の関係機関と連携し、各種相談事業の周知を図る。

○労働関係法令の啓発と相談事業の周知

雇用形態にかかわらず、市民が労働関係法令を遵守し、ワーク・ライフ・バランスの整備された環境の下で働くことができるよう、関係機関と連携し、市民及び経営者に対して、労働関係法令や相談事業について周知する。

○シルバー人材センターの支援

働く意欲のある高齢者の就業の場を確保するため、働く意欲のある高齢者の能力や経験を活用できる就業の場を確保する事業を実施する公益社団法人朝霞地区シルバー人材センターの運営を支援する。

② 様々な保育需要に応じた環境づくり

〔基本目標３（２）で記載〕

5-2. 基本目標2「地域の特色を生かした選ばれるまちづくり」

■現状と課題

- ・通勤の状況を見ると、市外への通勤が過半数を占めており（参照：22 ページ図 28）、中でも東京都・特別区への通勤が最も多い。市民アンケートでも、本市に住むことを決めた理由の第1位が「通勤・通学に便利である」となっている（参照：63 ページ参考 1）。
- ・男女とも 30 代後半で転出数が増える傾向が見られるほか、10 歳未満は転出超過となっており、子育て世帯が、子どもの就学や住宅取得のタイミングで転出するケースが多いと考えられる（参照：10～12 ページ図 10～図 12）。
- ・市内に鉄道が2路線（東武東上線・JR武蔵野線）あり、鉄道交通の利便性が高いという強みがある。
- ・陸上自衛隊朝霞訓練場が令和 2（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックの競技会場として予定されており、国内外から多くの集客が期待できる。このチャンスを生かし、本市の魅力を市内外へPRしていくことで、本市の知名度の向上と市民の地域への誇り・愛着の醸成を図ることが可能となると考えられる。

■目標

多くの人に転居の際に居住先として朝霞市を選択していただけるようまちの魅力をPRし、市民であることを誇れて、長く住み続けたいと思えるまちを目指す。

数値目標	現状値 (策定当初)	目標値 (策定当初)	現状値 (改訂時)	目標値 (改訂)
これからも朝霞市に住み続けたいと考えている市民の割合の向上	84.8% (H25)	90% (R 元)	80.6% (R 元)	90% (R2)
	市民意識調査における「ずっと住み続けたい 41.5%」、「当分は住み続けたい 43.3%」の回答割合を向上させる（参照：70 ページ参考 8）		引き続き当初目標の達成を目指す。ただし、次回市民意識調査は R6 実施予定。	
朝霞市が好きと感じている青少年の割合の向上	81.9% (H25)	85% (R 元)	88.2% (R 元)	85% (R2)
	青少年アンケートにおける「好き 38.5%」、「まあ好き 43.4%」の回答割合を向上させる（参照：71 ページ参考 9）		引き続き当初目標の達成を維持する。ただし、次回市民意識調査は R6 実施予定。	

（１）朝霞市の魅力の再発見と活用による、特色あるまちづくり

交通、自然、環境等、本市の特色である「住みやすさ」を強化するため、利便性の高い鉄道交通の強みを発揮できるよう、多様な市内交通環境の充実を図るとともに、魅力ある居住環境を整備し、地域の特色を明確にする。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （策定当初）	目標値 （策定当初）	現状値 （改訂時）	目標値 （改訂）
市内循環バス利用者数【人】	382,061 （H26）	407,000 （R元）	418,328 （H30）	419,000 （R2）
歩道整備延長（累計値）【m】	76,191 （H26）	76,790 （R元）	76,721 （H30）	76,790 （R2）
公園・緑地管理ボランティア団体数【団体】	17 （H26）	19 （R元）	21 （H30）	23 （R2）

① 利便性の高い鉄道交通の強みを強化する市内交通環境の向上

- ・ 自宅から駅までの市内交通環境の向上を図り、本市の強みである鉄道交通の利便性をフォローする。
- ・ 本市の顔である駅前空間の魅力を高め、駅を降りた人が“まち”についてもっと知りたい、住んでみたいと思えるまちづくりを進める。

主な取組

○朝霞駅南口駅前通りアメニティーロード化

誰もが安心・快適に買い物ができるように歩行者空間を確保し、魅力ある駅前通り整備を図る。

○市内循環バスの運営

通勤・通学の利便性の向上、公共施設の利用促進、路線バスが運行されていない地域の交通手段を確保するため、市内循環バスを委託により運行する。

また、公共交通空白地区についても、引き続きその改善に取り組んでいく。

○自転車駐車場の管理・運営

駅周辺に整備した自転車駐車場等を市民が快適に利用できるよう適正に管理運営を行う。

○歩行者空間の整備

誰もが安心して移動できるような道路交通環境の整備を目指し、やさしさに配慮した拡幅予定路線の歩道整備に積極的に取り組む。歩道整備が困難な箇所は路面標示等の安全対策を行う。

○都市計画道路の整備

都市計画道路や市内幹線道路について、市計画道路の必要性や構造の適正さについて検証を行うとともに、歩行者の安全性を確保するため、歩車道の分離等の整備を進める。

② 魅力ある居住環境の整備

- ・朝霞市のシンボルとなっている黒目川について市民により親しまれる河川環境づくりを推進することで、うるおいのある生活スタイルを提案し定住促進を図る。
- ・身近な場所に子どもたちが自由に遊べるオープンスペースを整備することで、定住促進を図る。
- ・家族で買物を楽しめる場所が市内には少ないと感じ市外で買物をする市民が多く、また駅周辺等で商店が減少していることから、朝霞駅南口駅前通りアメニティーロード化やシンボルロードの利活用など、地域の活力を支える「おしゃれでにぎわいのあるまちづくり」を進める。
- ・本市の自然環境や歴史的・文化的な資源を生かし、快適で活力ある住宅都市としての魅力を高めて発信することで、より多くの人々が住み続けたい、訪れたいと感じるまちを目指す。

主な取組

○基地跡地公園の整備

基地跡地利用計画及び整備基本計画に基づき、公園は、暫定的な開放とする朝霞の森を含め、段階的な整備を検討する。

○黒目川桜並木等の管理

多くの市民に親しまれている黒目川について、遊歩道の整備、周辺環境に調和した植栽等を市民と協働して管理を行い、魅力ある水辺空間づくりに努める。

○緑化の推進

武蔵野台地の崖線に残存する斜面林等は、公有地化を検討し、条例に基づく保護地区・樹木の指定など様々な制度を活用して緑地の保全と緑化の推進に努める。

○公園の整備と維持管理

土地利用を勘案し、位置や規模、目的に応じて公園を計画・配置し、整備する。また、長寿命化計画に基づき、施設の適切な維持管理に努める。

○花と緑のまちづくり

市民と協働で駅前広場や道路に花を植え、うるおいのあるまちづくりに努めるとともに、街路樹の植込み等の管理を適切に行う。

○児童遊園地の管理と改修

児童遊園地の遊戯施設、休養施設、修景施設、運動施設等の改修工事を行い、市民が公園を活用しやすくする。

○景観まちづくりの推進

本市の景観計画の周知を図るとともに、景観づくりの推進に向けて景観審議会の運営、景観協議会の設立等を行い良好な景観形成を進める。

○都市計画の適正な運営

都市計画マスタープランのまちづくりの将来像の実現に向け計画を推進するとともに、都市計画審議会の開催等により都市計画の総務管理を執行する。

（２）ふるさと意識の醸成

市民が幅広く参加できる行事を定期的に行い、地域の一体感、団結力を感じることができるまちづくりを進めるとともに、地域固有の歴史・文化を伝え広めることで、市への愛着、ふるさと意識の醸成を図る。また、市外から本市の行事・イベントに毎年参加し運営にも携わる人など、本市に多様な形で関わる人々、いわゆる「関係人口」の創出に取り組む。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （策定当初）	目標値 （策定当初）	現状値 （改訂時）	目標値 （改訂）
地域イベント参加者数【人】	755,000 （H26）	770,000 （R元）	812,000 （H30）	822,000 （R2）
博物館入館者数【人】	48,605 （H26）	53,200 （R元）	42,919 （H30）	43,004 （R2）
旧高橋家住宅来園者数【人】	11,186 （H26）	11,760 （R元）	13,724 （H30）	11,800 （R2）

① 地域イベントの活性化による住民間の交流促進

- ・朝霞市を代表する四季のイベント（黒目川花まつり、彩夏祭、朝霞アートマルシェ、北朝霞どんぶり王選手権）の拡大・活性化を図り、住民間の交流を促進する。

主な取組

○黒目川花まつりの開催支援

人々の憩いの場所である黒目川周辺で、自然に親しむことができる「黒目川花まつり」の開催を支援し、桜の花が見頃を迎える春を代表する地域イベントとして定着を図る。

○彩夏祭の開催支援

市民団体が中心となって構成された実行委員会により開催されている朝霞市民まつり「彩夏祭」の開催を支援し、シンボリックな夏を代表とする地域イベントとして市民意識の醸成を図る。

○朝霞アートマルシェの開催支援

東武東上線朝霞駅南口及び東口駅前広場において、街中で身近に音楽や芸術に触れられる「朝霞アートマルシェ」の開催を支援し、秋を代表する地域イベントへの成長を図るとともに、朝霞市を「アートのまち」としての魅力を高める。

○北朝霞どんぶり王選手権の開催支援

冬を代表する地域イベントとして「北朝霞どんぶり王選手権」の開催を支援し、北朝霞駅周辺の活性化を図るとともに、市内外への発信できる魅力づくりに努める。

② 魅力ある歴史に触れられる機会の充実

- ・地域の歴史と文化、伝統に触れることで、文化財が市民共有の財産であるという意識を醸成する。

主な取組

○博物館の整備とサービスの充実

郷土の歴史を語る様々な文化財を収集・保存し活用を図り、博学連携事業を始めとした各種事業を展開することで、朝霞の歴史に親しみを持ってもらうことを目指す。

○旧高橋家住宅の保護と活用

国指定重要文化財旧高橋家住宅の保護・活用を通じて、朝霞の貴重な文化財が市民共有の財産であるという意識の醸成を目指す。

○小学生を対象とした郷土学習の充実

体験学習や文化財を用いた授業等、本市の歴史や文化に理解を深め、ふるさと意識を醸成する。

（３）朝霞市の魅力を発信するシティプロモーション

朝霞市の魅力と、一体感のある地域性を市内外へ積極的に情報発信することで、対外的には朝霞市への知名度の向上を図り、市民に対しては朝霞に住んでいることを誇れるようなまちづくりを進める。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （策定当初）	目標値 （策定当初）	現状値 （改訂時）	目標値 （改訂）
朝霞市フェイスブックページのファンの数 【－】	842 （H26）	2,000 （R 元）	1,875 （H30）	2,200 （R2）

※ファンの数：朝霞市フェイスブックページを「いいね！」と言っている登録者の数

① まちの情報の発信力の強化・充実

- ・まちに関する情報が必要な人に情報を確実に提供するため、情報発信方法の拡大と充実を図る。
- ・令和 2（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックの競技開催地となる機会をとらえ、市内外に向けて本市のよさをPRする。

主な取組

○東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたシティプロモーションの展開

東京オリンピック・パラリンピックの競技開催地の強みを生かし、全国に朝霞市のシティプロモーションを展開する。

○シティ・セールス朝霞ブランドの育成・発掘

シティ・セールス朝霞ブランドとして認定できるような地域資源を発掘するとともに、認定した地域資源の市内外への周知と市のイメージ向上及び郷土意識の醸成のためのブランドを活用した事業展開を図る。

※シティ・セールス朝霞ブランド（平成30年4月現在）

黒目川（景観）

公園通り（生活）

彩夏祭（行事）

旧高橋家住宅（歴史）

ニンジン（産品）

朝霞アートマルシェ（行事）

本田美奈子、モニュメント（文化）

5-3. 基本目標3「子どもを生み・育てやすいまちづくり」

■現状と課題

- ・本市は、今後もしばらく人口増加が続く（参照：25 ページ図 30）。
- ・本市の人口増加は、15～24 歳のこれから出産を迎える世代の社会移動が大幅に転入超過となっていることに起因すると考えられる（参照：10～12 ページ図 10～図 12）。
- ・出生数に着目すると、近年は減少傾向にあり、平成 21（2009）年を境に 1,400 人／年を下回っている（参照：6 ページ図 5）。合計特殊出生率は 1.3～1.5 で変動しており、埼玉県平均を上回っているが、全国平均と同程度であり高い値ではない（参照：9 ページ図 8）。
- ・本市が将来にわたり、最適な人口構成を維持していくためには、出生数を維持・向上させるとともに、転出超過となっている子育て世代の転出に歯止めをかけることが課題である。

■目標

子育てにかかる様々なニーズに応じた環境づくりを地域との連携により実現するとともに、子どもたちが通いたいと思える魅力ある学校教育を推進することで、子どもを生み・育てたいと思えるまちを目指す。

数値目標	現状値 (策定当初)	目標値 (策定当初)	現状値 (改訂時)	目標値 (改訂)
合計特殊出生率の維持・向上	1.45 (H22～H26 の平均値)	1.50 (H27～R 元 の平均値)	1.47 (H25～H29 の平均値)	1.50 (H28～R2 の平均値)
	1.35～1.5 で変動する状況を安定させ、近年の上昇傾向を維持する(参照：9 ページ図 8)		引き続き当初目標の達成を目指す。	
就学前後 0～9 歳の純移動数の向上	-100 人 (H24～H26 の平均値)	0 人 (H29～R 元 の平均値)	-136 人 (H27～H29 の平均値)	0 人 (H30～R2 の平均値)
	子育て世帯の転出超過の状況に歯止めをかけ、0～9 歳の純移動数（転入－転出）を好転させる（参照：17 ページ図 20）。 男女計-125 人（H24）、-136 人（H25）、-38 人（H26）。		引き続き当初目標の達成を目指す。 男女計-163 人（H27）、-162 人（H28）、-84 人（H29）。	

（１）妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実

妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援体制を充実し、子育て世帯の孤立を防ぐ。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （策定当初）	目標値 （策定当初）	現状値 （改訂時）	目標値 （改訂）
専門職が面談する妊婦の人数【人】	55 (H26)	1,500 (R 元)	1,316 (H30)	1,450 (R2)
こども医療費助成制度における、対象こども１人当たりの年間受診件数（年間延べ支給件数／対象児童数）【件】	1.22 (H26)	1.22 (R 元)	1.18 (H30)	1.18 (R2)

① 妊娠・出産包括支援体制の充実

- ・妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応するため、従来の母子保健と合わせ、妊娠・出産包括支援体制を充実する。

主な取組

○子育て世代包括支援センターにおける支援体制の充実

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、「子育て世代包括支援センター」における支援体制の充実に取り組む。

○母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付は、子育てのスタートであり、妊婦が母子保健サービスや適切な支援につながる重要な機会であることから、「子育て世代包括支援センター」を通じ、全ての妊婦に対して、保健師等の専門職が交付することを継続する。

○母子に関する教育・訪問・相談

妊産婦及び乳幼児に対し、育児や健康に関する相談を訪問や面接で実施することや、妊娠、出産、育児についての正しい知識や技術の習得のための教室を実施することで健康の保持増進を図る。

○妊婦・乳幼児の健康診査

妊婦及び乳幼児が適切な時期に必要な健康診査を実施することで健康の保持増進を図る。

○産前・産後のサポート

家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、妊産婦等に対する助産師等の専門家による相談支援の充実を図る。

○産後ケアの実施

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援である「産後ケア事業」の充実を図る。

② 子どもたちが健やかに育つ環境の整備充実

- ・児童虐待の防止等、子どもの命や権利が保護されるための支援体制を推進する。
- ・地域における子どもの居場所づくりとして、児童館等の整備充実を図る。

主な取組

○児童相談の充実

児童虐待の防止等、子どもの命や権利が守られ、全ての子どもが安心して健やかに育つよう、要保護児童対策や子どもの人権啓発を推進する。

○児童館の管理運営

地域における子どもの居場所づくりを進めるとともに、児童館等の整備充実を図る。

③ 青少年の健全育成の充実

- ・青少年の健全育成に対する市民の意識を高めるためのきっかけづくりを推進する。
- ・関係団体、学校、企業等、地域全体で青少年健全育成の体制づくりを推進する。

主な取組

○青少年の健全育成に関する普及啓発

関係団体の協力の下、青少年の健全育成に関する啓発を街頭で行なうとともに、地域全体で子どもたちを犯罪から守るため、青少年を守り育成する家制度の普及促進を目指す。

④ 子育て家庭を支えるための環境の整備充実

- ・全ての家庭が安心して子育てができるように、相談体制の充実を図る。
- ・子育て家庭の経済的負担の軽減や子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。

主な取組

○家庭児童相談の充実

家庭児童相談員が定期的に保育園や児童館に出向き、子どもの養育や子どもに関する相談事業の充実を図る。

○こども医療費の助成

子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。

（２）様々な保育需要に応じた環境づくり

子育て世帯を支援するとともに、様々な保育需要に応じた環境づくりに努める。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （策定当初）	目標値 （策定当初）	現状値 （改訂時）	目標値 （改訂）
待機児童数（再掲）【人】	38 （H26）	0 （R元）	106 （H30）	0 （R2）
放課後児童クラブ入所保留者数（再掲） 【人】	57 （H26）	0 （R元）	138 （H30）	0 （R2）

① 幼児期の教育・保育サービスの充実

- ・待機児童を解消するため、保育園、小規模保育施設等の拡充を図る。
- ・就学前に教育を受ける機会を提供するため、幼稚園の利用促進を図る。

主な取組

○保育園等の整備

仕事や疾病等で、家庭において子どもを保育できない場合に、保護者に代わって保育園や小規模保育事業での保育を行う。また、待機児童解消のため、保育施設の整備を進める。

○私立幼稚園就園等への助成

私立幼稚園に就園する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の補助を行う。

② 放課後児童クラブの拡充

- ・放課後児童クラブの入所保留者を解消するために、放課後児童クラブの拡充を図る。

主な取組

○放課後児童クラブの整備

仕事等で昼間、保護者のいない子どもを対象に、主に放課後、安全で楽しく過ごせるよう保育を行う。また、入所保留者解消のため、民間の放課後児童クラブの計画的な整備を進める。

③ ライフスタイルに応じた子育て支援の充実

- ・多様化する保育ニーズに対応するために、幼稚園や保育園の協力の下、保育時間の延長や休日保育の拡充を図る。
- ・保護者や児童の急病等突発的な保育ニーズに対応するため、一時保育事業や、病児保育事業の提供体制の確保に努める。

主な取組

○延長保育体制の拡充

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育の提供体制の確保に努める。

私立幼稚園での預かり保育を推進するため、預かり保育事業補助金を交付する。

○休日保育体制の拡充

日曜、祝日等に保育園において保育を行うため、提供体制の確保に努める。

○一時保育体制の拡充

保護者の病気等の理由により一時的に保育を行うため、提供体制の確保に努める。

○病児保育体制の拡充

疾病のある児童で、保護者の仕事等の理由により家庭で保育されることが困難な場合に一時的に保育を行うため、提供体制の継続的な確保に努める。

（３）魅力ある教育の推進

子育て世帯の定住化のため、魅力ある教育を推進する。とりわけ、児童生徒の学力向上のため、望ましい生活習慣の定着及び人間性の形成・人間関係づくりによる心身の健全育成を図る。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （策定当初）	目標値 （策定当初）	現状値 （改訂時）	目標値 （改訂）
朝食摂取率【％】	99.0 （H26）	100 （R元）	98.6 （H30）	100 （R2）
全国平均を上回る平均正答率の数【－】	3/4 項目 （H26）	全項目 （R元）	3/4 項目 （H30）	全項目 （R2）

※平均正答率：全国学力・学習状況調査における平均正答率

① 朝霞の次代を担う人材の育成

- ・ 外部人材を積極的に活用することで地域を巻き込んだ学校づくりを目指す。
- ・ 関係諸機関との連携を強化しながら児童生徒を見守る体制を整備する。

主な取組

○教育相談活動の充実

カウンセラーや関係機関との連携を強化しながら組織的対応を推進する。

学校応援団や関係機関との連携を強化し児童生徒の健全育成に努める。

○健康教育の推進

啓発リーフレットを配布し家庭と連携しながら朝食摂取率を向上させる。

○保・幼・小連携の推進

幼児教育振興協議会の活動を中心に小１プロブレムの解消を図る。

※小１プロブレム：小学校に入学したばかりの小学校１年生が「集団行動がとれない」、「授業中に座ってられない」、「話を聞かない」などの状態が長期間継続する状態をいう。

○人権を尊重した教育の推進

教育活動全体を通じて、豊かな人権感覚を育む教育活動を推進する。

人権に関する正しい理解と認識をもって人権教育を推進する。

② 確かな学力と自立する力の育成

- ・ 地域人材を積極的に導入することで多様な学習活動を実施し生きる力をはぐくむ。
- ・ 学校ＩＣＴを活用し情報教育を展開するとともに、社会の変化に対応し、環境教育やボランティア・福祉教育の推進に努める。

主な取組

○学力向上に向けた取組

地域人材を活用し少人数指導を拡充するなど学力向上に努める。

○国際理解教育の推進

児童生徒が支障なく日常生活を送れるよう日本語指導支援員を配置する。

○主体的に社会の形成に参画する力の育成

18歳以上の選挙権の付与によりさらなる充実が求められる主権者教育や、成年年齢が18歳となることにより増加が見込まれる若年層の消費者トラブルを抑止するための消費者教育など、将来、子どもたちが社会的に自立した存在となるために必要な能力を育成する。

○福祉教育の積極的な展開

地域人材の積極的活用により体験活動を展開し、福祉教育の充実を図る。

③ 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

- ・研修の幅を広げることで一層の教職員の資質向上を実現する。
- ・アクティブラーニングの実践にむけ、タブレット型コンピュータや電子黒板など、ＩＣＴ機器の整備を進めるとともに、体験学習の充実を図る。

主な取組

○教職員の資質向上に向けた研修の展開

外部講師による研修会を積極的に展開し、教職員の資質向上を目指す。

○安全安心な学校づくり

地域人材を積極活用し、地域ぐるみで安全・安心な学校づくりを進める。

○充実した教育環境の整備

施設・設備や学校図書館の整備を進め、充実した教育環境を提供する。

○学校ＩＣＴの環境整備

学校ＩＣＴの環境整備に取り組み、教育活動の効率化を推進する。

④ 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

- ・地域との連携を強化し学校の内外を問わず子どもを見守り育てるまちづくりを目指す。
- ・家庭を巻き込んだ教育活動を展開し、子育てについての保護者の意識高揚を目指す。

主な取組

○学校応援団活動の活性化

外部講師を活用することで授業における体験活動の充実を図る。

○家庭・地域と連携した取組の推進

小中連携やふれあい推進事業を充実させ地域の教育力の向上を図る。

○コミュニティ・スクールの設置

学校・家庭・地域・行政が連携・協力して、子どもたちに生きる力を育むため、コミュニティ・スクールの設置に取り組む。

5-4. 基本目標4「地域の人がつながり、支え合える安全・安心のまちづくり」

■現状と課題

- ・本市の生産年齢人口は、平成 17（2005）年を除いて、総人口同様に増加傾向を維持しているが、高齢化は着実に進展し、平成 22（2010）年には年少人口の数を上回り、人口構造は変化しつつある（参照：5 ページ図 3、図 4）。
- ・特に、近年の高齢化の速さは著しく、平成 12（2000）年の値を 100 とした場合、平成 22（2010）年の高齢夫婦世帯が 175.1、単身の高齢者世帯が 200.8 と増加し、いずれも全国平均の値を上回っている（参照：17 ページ表 2）。
- ・市民意識調査によれば、地域活動への参加状況として、積極的に参加している人は 1 割前後にとどまっている。また、近所づきあいについても、5 割が「あいさつをする程度」、1 割が「近所づきあいをしていない」結果となっており、地域コミュニティの希薄化が読み取れる（参照：69 ページ参考 7）。
- ・地域防災力を向上させるため、地域における自助・共助の役割を担う自主防災組織の組織化の促進を図る必要がある。また、災害応援協定の実効性を高めるため、相手自治体との交流を深める必要がある。

■目標

年齢や障害の有無、国籍等に関係なく、みんなが交流し、支え、助け合う、安全・安心な地域づくりを進める。また、増加することが想定される高齢者の医療費や介護ニーズへ対応するとともに、高齢者の健康づくりや地域活動への参加のサポートなど、地域コミュニティを活性化することで、人と人がつながり、生きがいを持って安心して暮らし続けられるまちを目指す。

数値目標	現状値 (策定当初)	目標値 (策定当初)	現状値 (改訂時)	目標値 (改訂)
近所づきあいがある市民の割合の向上	37.1% (H25)	45% (R 元)	33.2% (R 元)	45% (R2)
	市民意識調査における「日頃からつきあいがある 12.9%」、「会えば立ち話をする 24.2%」の回答割合を向上させる（参照：69 ページ参考 7）		引き続き当初目標の達成を目指す。ただし、次回市民意識調査は R6 実施予定。	
生きがいをもっている高齢者（65 歳以上）の割合の向上	78.3% (H26)	81% (R 元)	67.2% (H29)	81% (R2)
	高齢者福祉計画の調査で 90 歳以上の方の 80.8%は「生きがいがある」と回答していることから、65 歳以上の高齢者全体がこの割合に到達することを目指す。		引き続き当初目標の達成を目指す。	

（１）人と人がつながり、健康で一人一人が自分の生きがいを持てる地域づくり

地域において、人と人がつながり、健康で一人一人が自分の生きがいを持つことができるよう、文化・スポーツ活動や社会貢献活動を支援する。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （策定当初）	目標値 （策定当初）	現状値 （改訂時）	目標値 （改訂）
文化祭参加者数【人】	15,524 （H26）	18,500 （R元）	12,894 （H30）	19,000 （R2）
市民体育祭参加者数【人】	9,900 （H26）	10,000 （R元）	8,900 （H30）	10,000 （R2）
健康寿命（男性）【年】	17.21 （H26）	17.5 （R元）	17.90 （H29）	18.36 （R元）
健康寿命（女性）【年】	19.98 （H26）	20.4 （R元）	20.64 （H29）	21.08 （R元）
市民活動団体数：団体の施設利用回数（延べ）【団体】	398 （H26）	464 （R元）	515 （H30）	515 （R2）

※健康寿命：65歳に達した人が「要介護２以上」になるまでの、自立して健康に生きられる年数

① 健康・生きがいづくりの支援

- ・スポーツ・レクリエーション、文化、生涯学習活動等、新たな自主活動や交流の場、機会の創出を支援する。
- ・介護予防の理解促進に努めるとともに、高齢者の体操教室や講習会等を実施し、高齢者の健康施策を推進する。
- ・市内事業者との連携を推進し、シルバー人材センターの充実を支援するとともに高齢者の就労機会の確保を図る。

主な取組

○芸術文化の振興

朝霞市文化祭を開催し、芸術文化の振興を図る。

○スポーツ団体等への支援

市民体育祭等を開催し、スポーツ・レクリエーションの振興を図る。

○生きがいづくり・活動の支援

高齢者が生きがいを持ち、健康的に過ごせるよう、介護予防講習会等を行い、高齢者の健康意識向上を推進する。

老人クラブの活動を支援するとともに、浜崎及び溝沼老人福祉センター事業の充実を図る。

○シルバー人材センターの支援

働く意欲のある高齢者の就業の場を確保するため、公益社団法人朝霞地区シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の能力や経験を活用できる就業の場を確保する。

② 市民活動・社会貢献活動の推進

- ・NPOなどの市民活動団体を育成するとともに、市民による社会貢献活動を支援する。

主な取組

○市民活動団体の育成支援

市民活動支援ステーション・シニア活動センターにおいて、市民活動団体の運営や活動等に役立つ機器や備品を整備するとともに、利用しやすい施設の維持管理をすることで、市民活動の一層の活性化を図る。

（２）様々な人々が相互に支え合うまちづくり

子どもから、高齢者、障害のある人、外国人まで、様々な人を受け入れることができ、相互に支え、助け合うことができる地域づくりを進める。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （策定当初）	目標値 （策定当初）	現状値 （改訂時）	目標値 （改訂）
多世代が交流できる機会【回】	0 (H26)	5 (R元)	8 (H30)	10 (R2)
自治会・町内会加入率【％】	47.1 (H26)	48.0 (R元)	42.7 (H30)	48.0 (R2)

① 多世代・多文化交流の促進

- ・地域が、子どもから、高齢者、障害のある人、外国人まで、様々な人を受け入れることができるよう、新たな自主活動や交流の場、機会を創出する。
- ・多言語で情報を発信するとともに、異なる文化や習慣について積極的な理解を促進する。

主な取組

○交流機会の創設

多世代の人たちが交流できるよう、交流の機会がもてる施設やコミュニティを整備する。

○多文化共生の推進

多言語で情報を発信する。また、多文化推進サポーターによる通訳や翻訳、文化交流活動を活発にする。

② コミュニティ活動の活性化

- ・市民が相互に連携し、主体的にまちづくりに参加するように意識高揚を図るとともに、自治会・町内会及びコミュニティ関係団体の活動を支援する。
- ・市民相互の支え合い、見守り活動などのコミュニティ意識の醸成を図る。

主な取組

○自治会・町内会の活動支援

地域住民の連携や協力の意識が高まるよう、地域コミュニティの基本組織である自治会・町内会の活動の活性化を支援する。

○コミュニティ活動の推進

市民が相互に連携し、主体的にまちづくりに参加するように意識高揚を図るとともに、コミュニティ関係団体の活動を支援する。

○彩夏祭開催の支援（再掲）

コミュニティ活動の推進を図るため、イベントの継続開催を支援する。

③ 公共施設及びインフラの戦略的なマネジメントの推進

- ・適切な公共サービスを継続的に提供できるよう、財政状況を踏まえながら、公共施設及びインフラの効果的・効率的な管理運営を行う。

主な取組

○公共施設等総合管理計画の策定及び進行管理

公共施設等総合管理計画を策定するとともに、当該計画の進行管理を適切に実施し、公共施設及びインフラの戦略的なマネジメントを推進する。

※参考

主な取組の例

取組	概要	達成状況	
		現状値	目標値
個別施設計画の策定 (政策企画課)	中長期的な取組の方向性を示した公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの対応方針を定めた計画を策定する。	検討 (H30)	策定 (R2)
基幹管路の耐震化 (水道施設課)	市内給水の幹線となる重要管路の耐震化の割合を向上させる。	47% (H30)	60% (R2)
污水管の整備 (下水道課)	市内給水の幹線となる重要管路の耐震化の割合を向上させる。	96.6% (H30)	96.3% (R2)
道路修繕工事【施工件数】 (道路整備課)	道路の緊急修繕及び小規模な修繕を行う。 (パトロール又は住民からの通報により、緊急に修繕が必要な場所を発見し修繕を行う。)	190 件 (H30)	190 件 (R2)
道路修繕工事【対応率】 (道路整備課)		100% (H30)	100% (R2)

（３）地域防災の連携を図り、災害に対応できるまちづくり

効果的な防災活動を行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。また、遠隔地の市町村と締結した災害時相互応援協定について、協定の実効性を高めるために、平常時から互いの顔が見えるような交流活動を行う。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （策定当初）	目標値 （策定当初）	現状値 （改訂時）	目標値 （改訂）
自主防災組織の組織率【％】	79.9 （H26）	85.0 （R元）	82.1 （H30）	85.0 （R2）
災害時相互応援協定先との交流回数【回／年】	1 （H26）	5 （R元）	32 （H30）	32 （R2）

① 地域防災の連携

- ・地域における人々が、相互に支え、助け合い、安心して地域で暮らせるよう、自主防災組織の結成を促進する。
- ・災害以外の連携も含めて、災害時相互応援協定締結先との交流を深めることによって、協定の実効性を高める。

主な取組

○防災啓発活動の推進

地域コミュニティの一環として、自主防災組織を結成し、訓練等を行うことによって、災害時等における被害を最小限にする。

○防災対策の拡充

災害時の応援協力を要請できるよう、近隣又は遠隔地の市町村と相互応援協定を締結する。

○地域間・都市間交流の推進

各種イベント等の場を通じて、より豊かな地域文化を育みながら、住民同士による地域間・都市間の交流を推進し、お互いに顔の見える関係を築くことを支援する。

6. 参考資料

本市の現状と課題を整理するに当たって、人口ビジョンだけでなく、本市で実施した下記の3つの意識調査、アンケートのデータを用いている。ここでは、各基本目標の現状と課題における参照先を抜粋した形で掲載する。

1. 朝霞市定住・子育てに関する意識調査

就学前の子どもを持つファミリー世帯が転出しているという傾向があることから、定住・子育てに関する意識、ニーズを把握するため、子育て世帯を対象に意識調査を実施した。

調査対象	(1) 朝霞市内の幼稚園(8園)5歳児クラスの保護者 (2) 朝霞市内の保育園(29園)5歳児クラスの保護者
調査方法	幼稚園及び保育園へ配布、郵送回収
調査期間	平成27年7月14日火曜日から各園依頼 平成27年7月29日水曜日までに投函
回収結果	・配布数 1,183 票(内訳: 幼稚園 744 票、保育園 439 票) ・有効回収数 502 票(有効回収率 42.4%)

2. 朝霞市転入・転出意識調査

転入及び転出に関する意識、ニーズを把握するため、転入者及び転出者を対象に意識調査を実施した。

調査対象	(1) 転入者(調査期間中に朝霞市に転入する世帯)112 世帯 (2) 転出者(調査期間中に朝霞市から転出する世帯)84 世帯
調査方法	総合窓口課の窓口で転入(転出)手続きを行う方に配布、回収
調査期間	平成27年7月15日から平成27年8月14日まで
回収結果	・転入 112 世帯 ・転出 84 世帯

3. 朝霞市市民意識調査、青少年アンケート

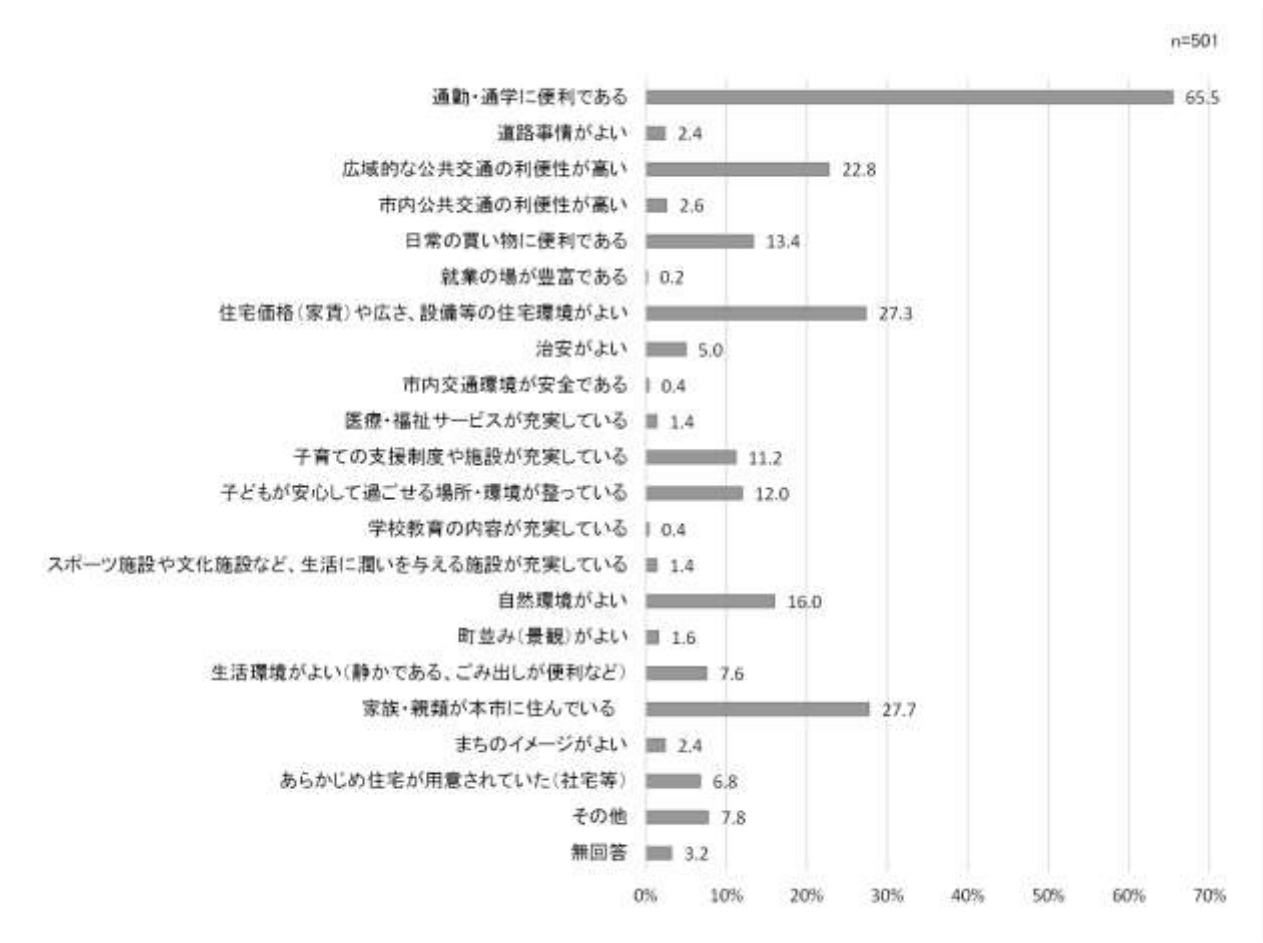
「第5次朝霞市総合計画」を策定する際の基礎資料として活用するために、市民意識調査、青少年アンケートを行った。

調査対象	市内居住の18歳以上の男女(平成25年4月1日時点での満年齢) 対象者数 3,000人 抽出方法 住民基本台帳(平成25年10月1日現在)から無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査期間	平成25年10月15日送付、平成25年11月5日締切
回収結果	・標本数 2,975 票(宛先不明(25票)を含む総発送数は3,000票) ・有効回収数 943 票(有効回収率 31.7%)

問) 引越しに際して、どのような「理由」で本市を選びましたか。(最大3つまで選択)
「生まれたときから住んでいる」方は、居住場所としての朝霞市のよいところを選んでください。

【全体の回答傾向】

- ・本市を選んだ理由については、「通勤・通学に便利である 65.5%」が最も多く、次いで「家族・親類が本市に住んでいる 27.7%」、「住宅価格(家賃)や広さ、設備等の住宅環境がよい 27.3%」、「広域的な公共交通の利便性が高い 22.8%」、「自然環境がよい 16.0%」となっている。
- ・「その他 7.8%」として、「実家が近隣(他市)に住んでいる」「以前住んでいたことがある」「家を買う時に紹介されたのが朝霞だったから」などの意見があった。



出典：朝霞市定住・子育てに関する意識調査（平成 27 年 9 月、8 ページ問 10）

参考 2

問) 子どもを生み育てやすくするためには、どのような取り組みが重要だと考えますか。
(最大3つまで選択)

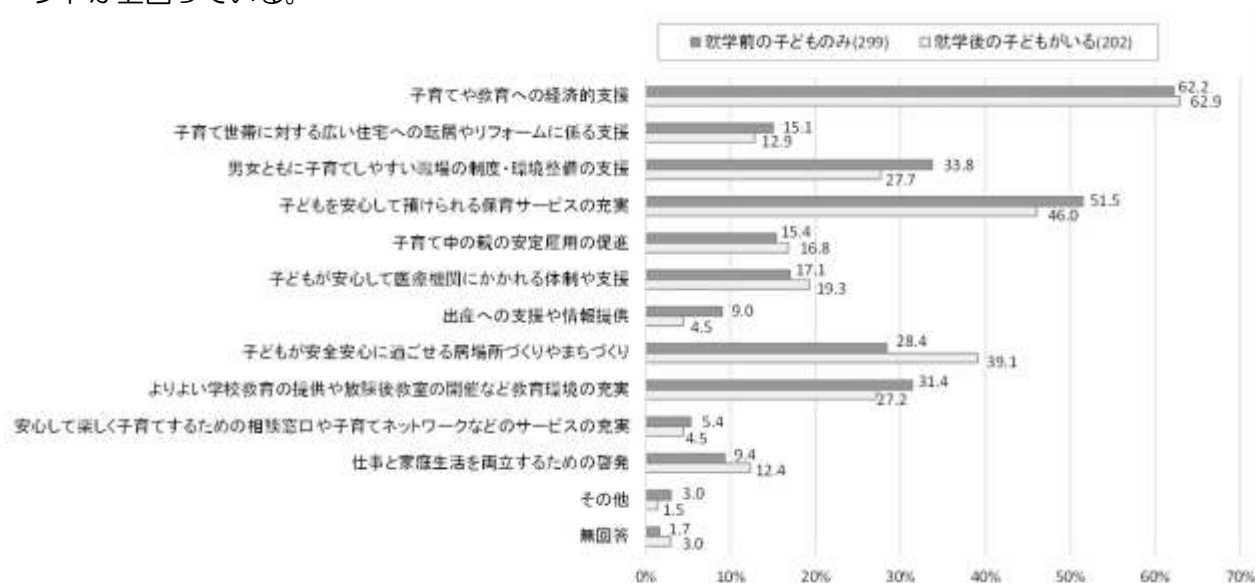
【全体の回答傾向】

- 子どもを生み・育てやすくするための取組については、「子育てや教育への経済的支援 62.5%」が最も多く、次いで「子どもを安心して預けられる保育サービスの充実 49.3%」、「子どもが安全安心に過ごせる居場所づくりやまちづくり 32.7%」、「男女ともに子育てしやすい職場の制度・環境整備の支援 31.3%」となっている。



【子育て状況別回答傾向】

- 子どもを生み・育てやすくするための重要な取組みを子育て状況別に見ると、就学前の子どものみの方、就学後の子どもがいる方、いずれも「子育てや教育への経済的支援」の割合が高くなっているが、「子どもを安心して預けられる保育サービスの充実」「男女ともに子育てしやすい職場の制度・環境整備の支援」は就学前の子どものみの方のポイントが上回っており、一方、「子どもが安全安心に過ごせる居場所づくりやまちづくり」は就学後の子どもがいる方のポイントが上回っている。



出典：朝霞市定住・子育てに関する意識調査（平成 27 年 9 月、25 ページ問 20）

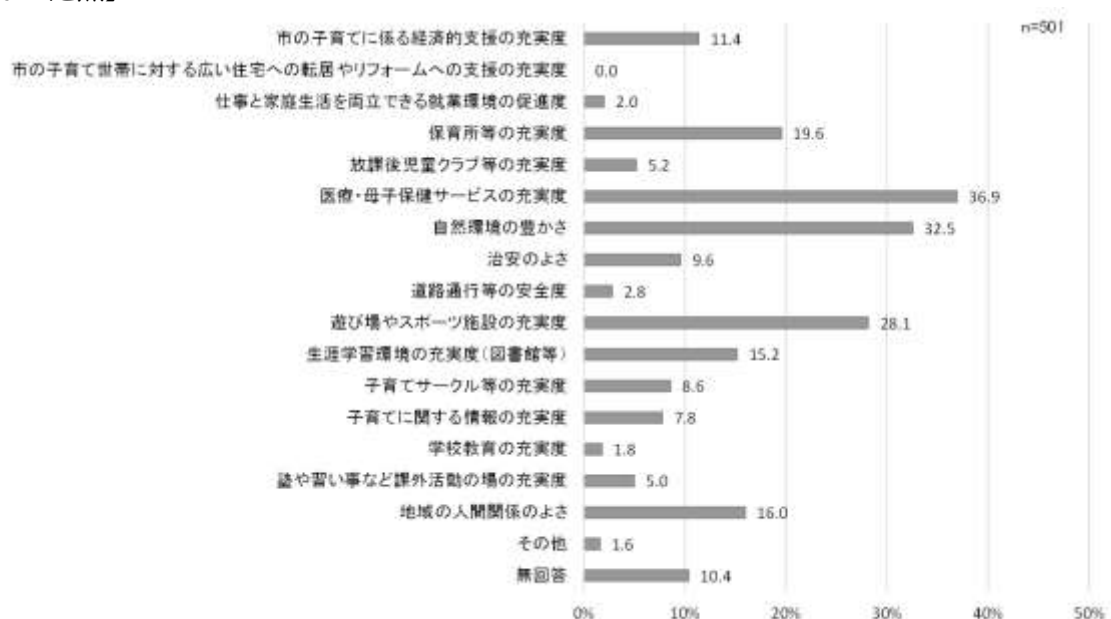
参考 3

問) 本市で子どもを育ててよかった点は何ですか。また、今後改善されるとよい点は何ですか。
(それぞれ最大3つまで選択)

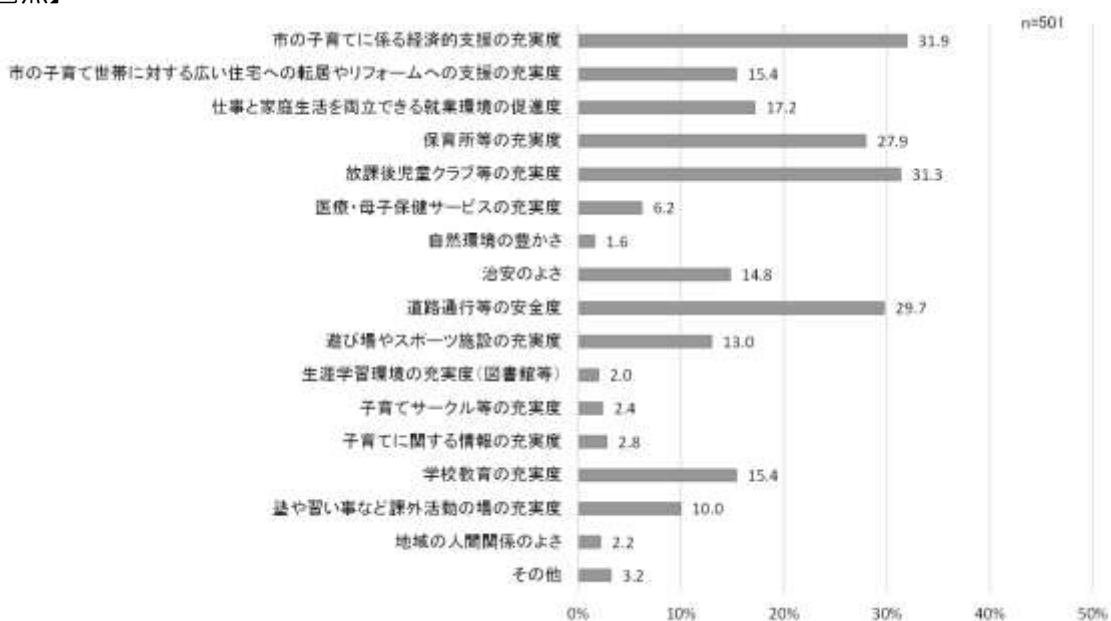
【全体の回答傾向】

- よかった点は、「医療・母子保健サービスの充実度 36.9%」が最も多く、次いで「自然環境の豊かさ 32.5%」、「遊び場やスポーツ施設の充実度 28.1%」、「保育所等の充実度 19.6%」となっている。
- 改善すべき点は、「市の子育てに係る経済的支援の充実度 31.9%」が最も多く、次いで「放課後児童クラブ等の充実度 31.3%」、「道路通行等の安全度 29.7%」、「保育所等の充実度 27.9%」となっている。

【よかった点】



【改善点】



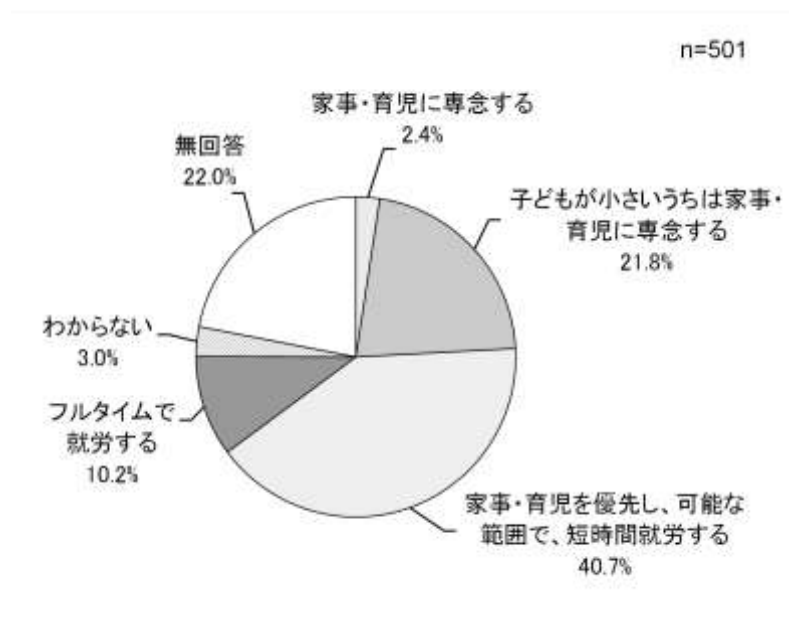
出典：朝霞市定住・子育てに関する意識調査（平成 27 年 9 月、26 ページ問 21）

参考 4

問) 子どもを持ったとき(子どもを育てながら)の理想の働き方は次のうちどれですか。

【全体の回答傾向】

- 子どもを持ったとき(子どもを育てながら)の理想の働き方については、「家事・育児を優先し、可能な範囲で、短時間就労する 40.7%」が最も多く、次いで「子どもが小さいうちは家事・育児に専念する 21.8%」、「フルタイムで就労する 10.2%」となっている。



出典：朝霞市定住・子育てに関する意識調査（平成 27 年 9 月、28 ページ問 22）

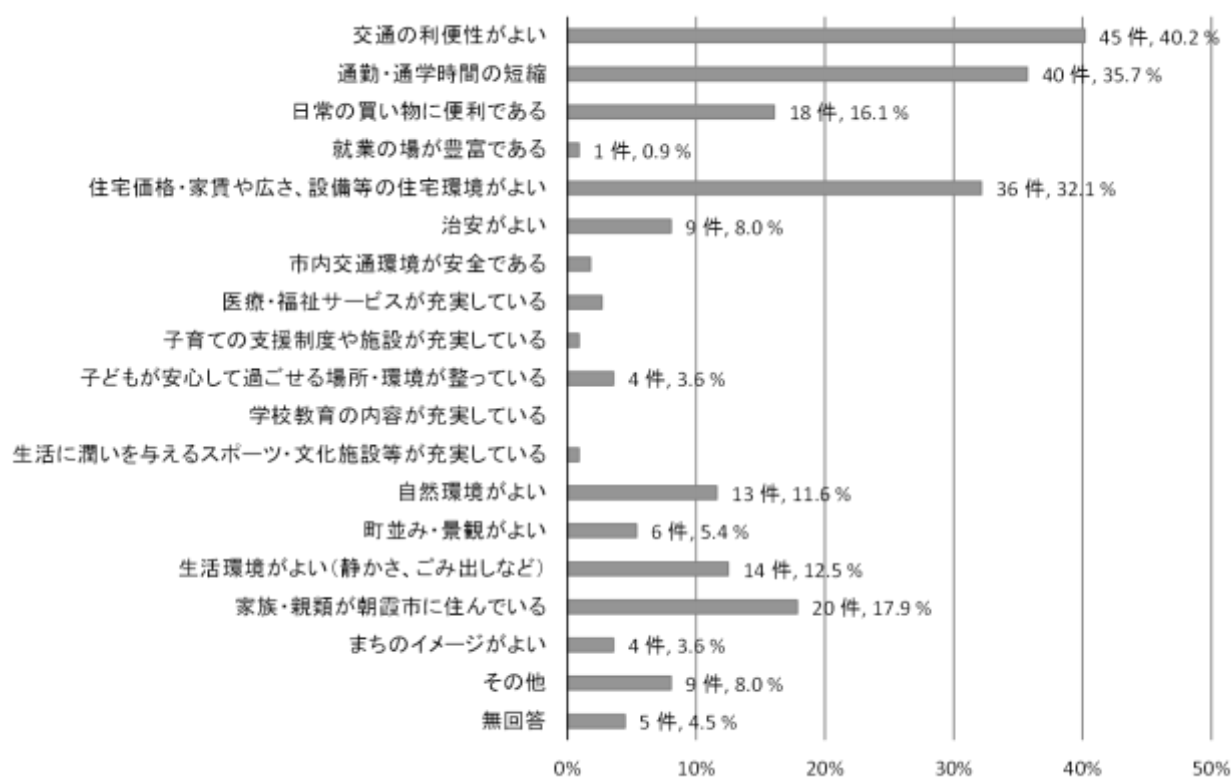
参考 5

転入のきっかけと理由

問) 本市を居住地に決めた理由について。

【全体の回答傾向】

- 本市を居住地に決めた理由については、「交通の利便性がよい 40.2%」が最も多く、「通勤・通学時間の短縮 35.7%」と合わせて、他地域に行きやすいことが評価されている。
- 次に、「住宅価格・家賃や広さ、設備等の住環境がよい 32.1%」が、「家族・親類が朝霞市に住んでいる 17.9%」が多くなっている。
- また、「日常の買い物に便利である 16.1%」も続いている。



出典：朝霞市転入・転出意識調査報告書（平成 27 年 9 月、10 ページ）

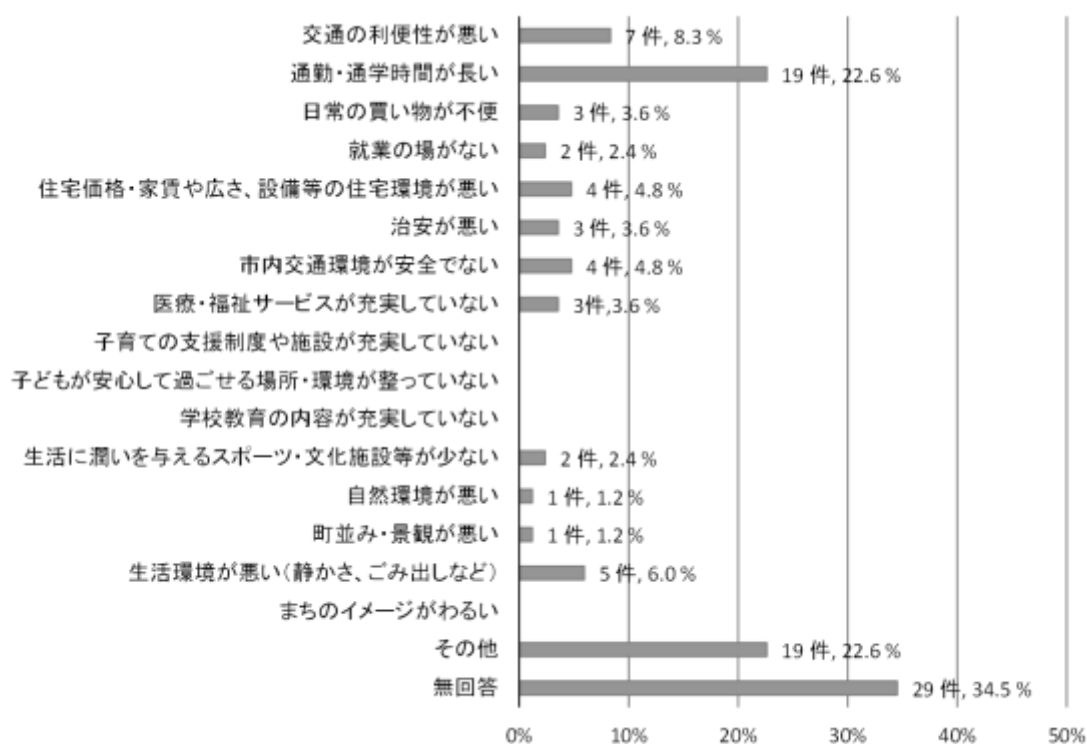
参考 6

転出のきっかけと理由

問) 本市から転出する理由について。

【全体の回答傾向】

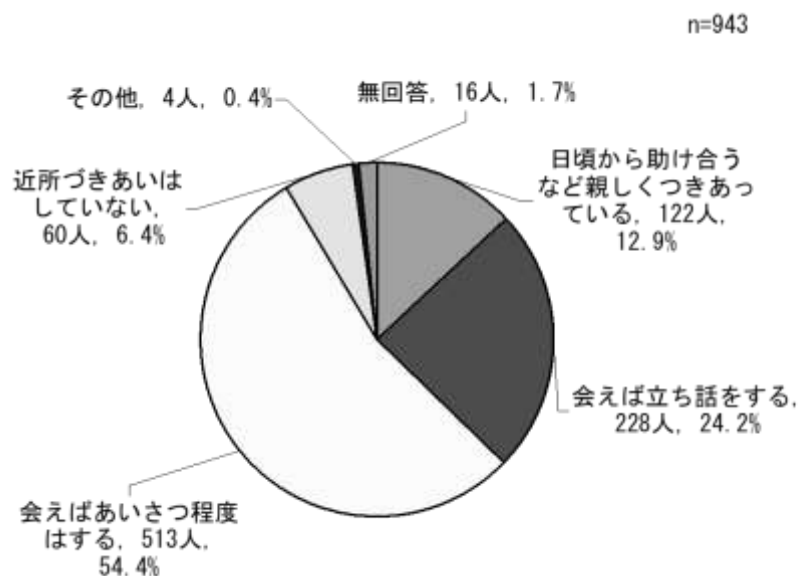
- ・本市から転出する理由については、「通勤・通学時間が長い 22.6%」が最も多くなっている。なお、「その他」と「無回答」が多く、他の項目については回答が 7 件以下と少なくなっている。



出典：朝霞市転入・転出意識調査報告書（平成 27 年 9 月、20 ページ）

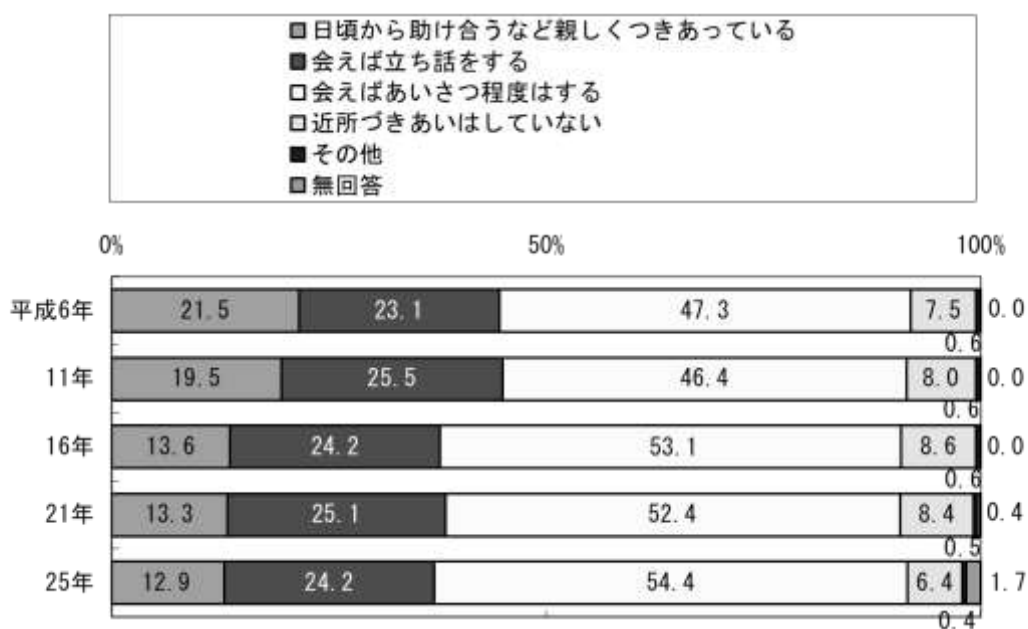
参考 7

問) あなたは日頃、近所の方とどのようなおつきあいをしていますか。次の中から1つ選んでください。



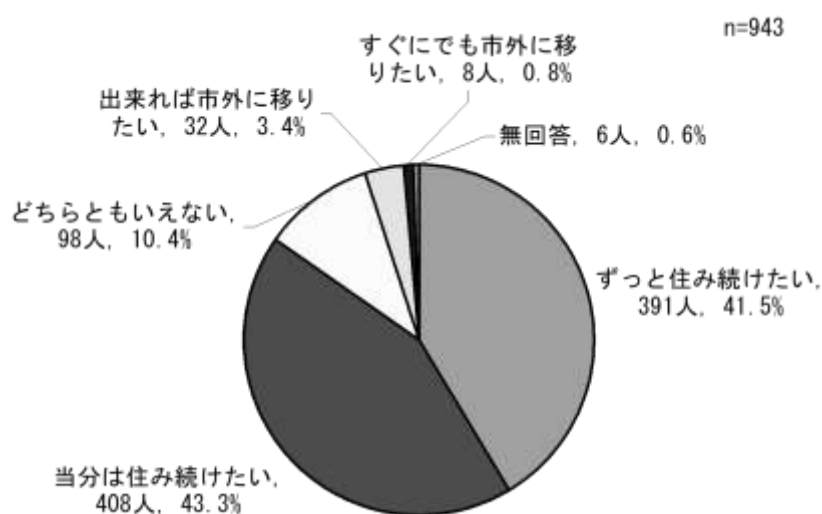
<全体>

近所との日頃の付き合いは、「会えばあいさつ程度はする 54.4%」が最も高く、続いて「会えば立ち話をする 24.2%」、「日頃から助け合うなど親しくつきあっている 12.9%」となっている。



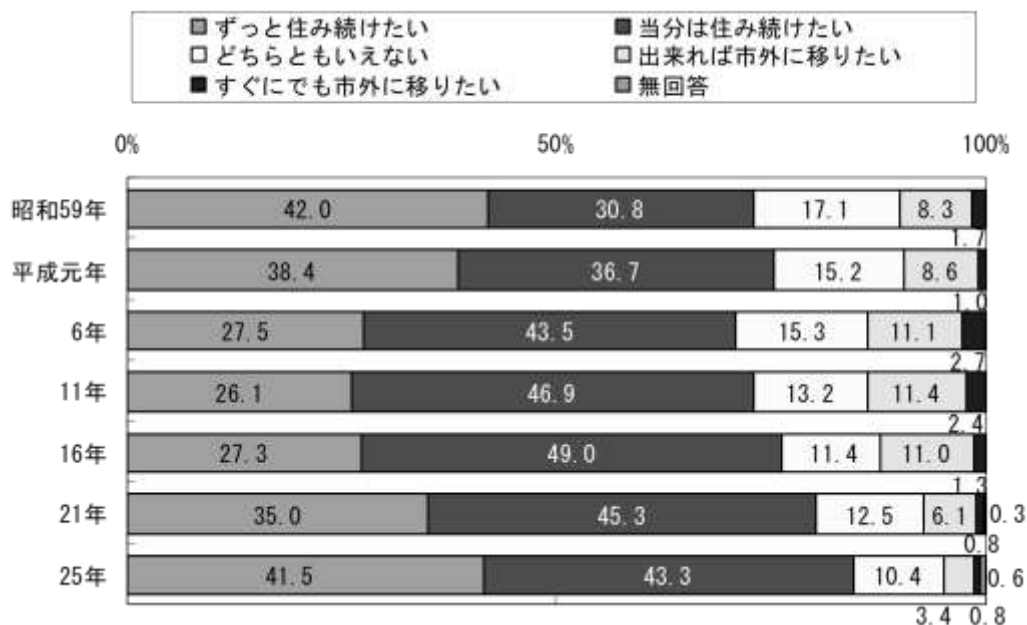
出典：市民意識調査、青少年アンケート（平成 26 年 2 月、19 ページ問 2）

問) あなたはこれからも朝霞市に住み続けたいと思いますか。次の中から1つ選んでください。



<全体>

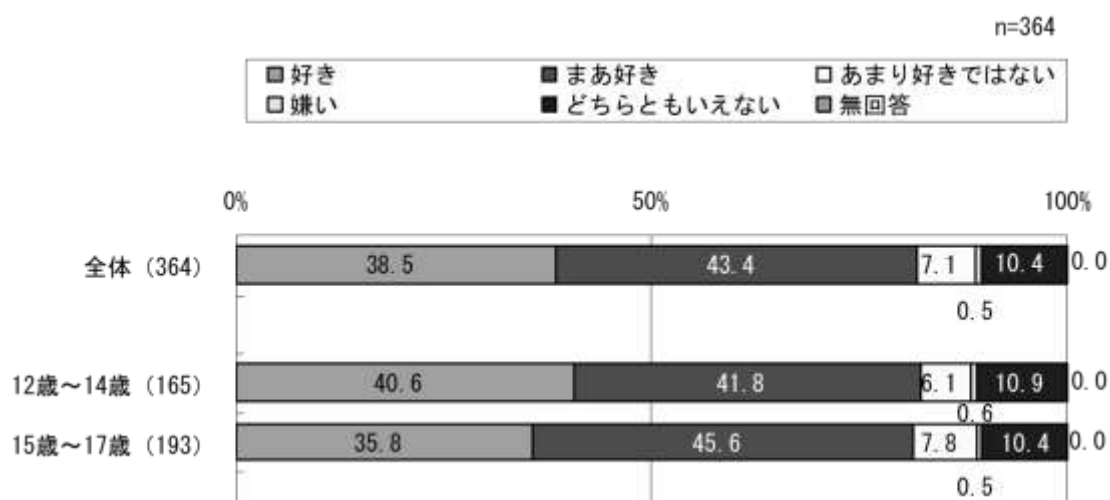
朝霞市への定住意向は、「ずっと住み続けたい41.5%」、「当分は住み続けたい43.3%」を合わせた“住み続けたい”割合が84.8%となっている。一方、「出来れば市外に移りたい3.4%」、「すぐにでも市外に移りたい0.8%」を合わせた“市外に移りたい”割合は4.2%となっている。



出典：市民意識調査、青少年アンケート（平成26年2月、14ページ問1）

参考 9

問) 今、あなたは、「朝霞市」が好きですか。次の中から1つ選んでください。



<全体>

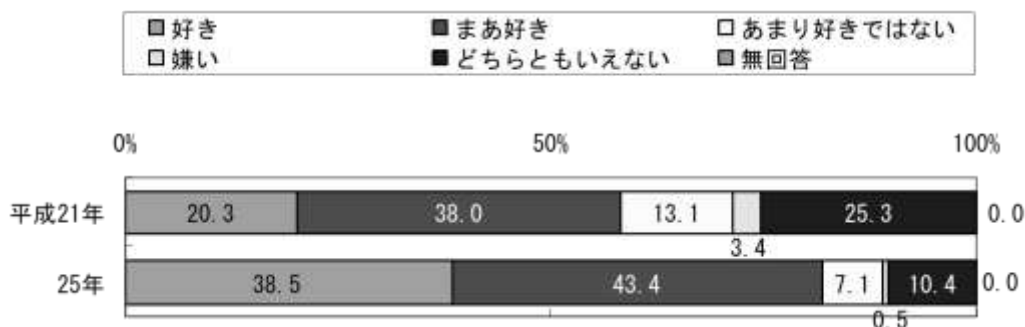
朝霞市が好きかどうかは、「好き 38.5%」、「まあ好き 43.4%」を合わせた“好き”の割合が 81.9%となっている。一方、「あまり好きではない 7.1%」、「嫌い 0.5%」を合わせた、“嫌い”の割合が 7.6%となっている。

<年代別>

年代別での特徴は見られない。

<経年比較>

「好き」が平成 21 年と比較すると増加している。



※調査対象が異なるため、単純に比較できない。

出典：市民意識調査、青少年アンケート（平成 26 年 2 月、167 ページ問 2）

7. 関連資料

7-1. 朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

平成 27 年 3 月 27 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するため、朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の検証に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市が関係する団体から推薦された者
- (3) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 審議会に副会長 1 人を置き、会長の指名によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年朝霞市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

7-2. 朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員名簿

平成27年7月6日から平成29年4月27日まで

選出枠	氏名	所属	備考
1号 知識経験を有する者	石田 義明	NPO 法人 フォーラム自治研究	
	佐々木 俊介	一般社団法人 政策集団地域再生青森会議	
	中村 年春	大東文化大学	会長
	長谷川 清	松蔭大学	副会長
	横田 結香	NPO 法人 子育て応援センター エルアンジュ	
2号 市が関係する団体 から推薦された者	能津 邦洋	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会 本田技研労働組合	
	野本 正幸	朝霞市社会福祉協議会	
	福山 敏男	朝霞市商工会	
3号 公募による市民又は 公募委員候補者名簿に登録 された市民	厚美 美貴子	市民	
	栗原 博美	市民	

注：選出枠ごとに50音順に掲載、平成27年7月6日時点

平成29年4月28日から平成29年7月5日まで

選出枠	氏名	所属	備考
1号 知識経験を有する者	石田 義明	NPO 法人 フォーラム自治研究	
	中村 年春	大東文化大学	会長
	長谷川 清	松蔭大学	副会長
	横田 結香	NPO 法人 子育て応援センター エルアンジュ	
2号 市が関係する団体 から推薦された者	小宮 輝亮	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会 本田技研労働組合	
	野本 正幸	朝霞市社会福祉協議会	
	福山 敏男	朝霞市商工会	
3号 公募による市民又は 公募委員候補者名簿に登録 された市民	厚美 美貴子	市民	
	栗原 博美	市民	

注：選出枠ごとに50音順に掲載、平成29年4月28日時点

平成30年7月30日から令和2年3月31日まで

選出枠	氏名	所属	備考
1号 知識経験を有する者	石田 義明	公益財団法人 東松山文化まちづくり公社	
	中村 年春	大東文化大学	会長
	長谷川 清	株式会社 地域金融研究所	副会長
	横田 結香	社会福祉法人 あさか杏樹会	
2号 市が関係する団体 から推薦された者	伊藤 陽平	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会 本田技研労働組合	
	小林 光夫	朝霞市社会福祉協議会	
	福山 敏男	朝霞市商工会	
3号 公募による市民又は 公募委員候補者名簿に登載 された市民	市川 朱理	市民	
	塩野 直子	市民	
	弓田 俊彦	市民	

注：選出枠ごとに50音順に掲載、平成30年7月30日時点

7-3. 策定の経過

日時	項目	
平成27年 6月 1日	(第1回本部)	策定方針の決定
平成27年 7月 6日	第1回審議会	会長・副会長の選出、今後の進め方の確認
平成27年 8月21日	第2回審議会	基本的な方向性について
平成27年10月 5日	第3回審議会	骨子案の検討(人口ビジョン・基本目標)
平成27年10月19日	(第2回本部)	朝霞市人口ビジョンと基本目標の方針決定
平成27年10月26日	第4回審議会	朝霞市人口ビジョンと基本目標の詳細検討
平成27年12月 7日	第5回審議会	朝霞市総合戦略(素案)審議
平成27年12月15日	(第3回本部)	朝霞市総合戦略(素案)決定
平成27年12月24日	(議会への報告)	朝霞市総合戦略(素案)報告
平成27年12月28日から 平成28年 1月27日まで(31日間)		パブリック・コメント募集(意見件数12件)
平成28年 2月 9日	第6回審議会	朝霞市総合戦略の策定に向けた最終審議
平成28年 2月17日	(市長への報告)	会長・副会長から朝霞市総合戦略策定の報告
平成28年 2月22日	(第4回本部)	朝霞市総合戦略の決定

7-4. 改訂の経過

日時	項目	
令和元年 5月24日	第1回審議会	総合戦略改訂の方針審議
令和元年 8月20日	(第1回本部)	総合戦略改訂の方針決定
令和2年 1月14日	(第2回本部)	総合戦略改訂版(素案)検討
令和2年 2月19日	第2回審議会	総合戦略改訂版(素案)審議
令和2年 3月30日	(第3回本部)	総合戦略の改訂

朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略
(令和 2 年 3 月改訂)

発行 朝霞市

編集 政策企画課

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町 1-1-1

電話 048-463-1111(代表)

URL <http://www.city.asaka.lg.jp/>